

[議案第88号]

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

**1 改正理由**

人事院の国家公務員の給与改定に関する勧告（令和7年8月7日発出）の内容を踏まえ、令和7年4月1日から本市の一般職に係る給料表の月額を、平均3.3%引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げるとともに、通勤手当等の支給額を改正しようとするものです。

これらに関連して、再任用職員の期末・勤勉手当の支給割合、特別職の職員及び任期付職員の期末手当の支給割合の引上げ、会計年度任用職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げなど、関係する条例について、一括して改正を行おうとするものです。

**2 主な改正内容**

(1) 給料表の改定

一般職の給料表の月額及び会計年度任用職員の給料表の月額について、それぞれの給料表全体で平均3.3%の引上げを行います。

(2) 期末手当・勤勉手当の改正

①正職員及び会計年度任用職員

期末手当・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月引き上げます。

➤ 改正後の期末・勤勉手当（年間） 4.65月

②再任用職員

期末手当・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月引き上げます。

➤ 改正後の期末・勤勉手当（年間） 2.45月

③特別職（市長、副市長、水道事業管理者、教育長、市議会議員）

期末手当の支給割合を0.05月引き上げます。

➤ 改正後の期末手当（年間） 3.5月

※上記の期末手当・勤勉手当の引上げ分については、令和7年度は12月の支給割合に加算し、令和8年度以降は、6月及び12月の支給割合に均等に分けて加算します。

(3) 通勤手当の改正

自動車等を使用し、通勤距離が10キロメートル以上の職員に対する支給額を、距離区分に応じて200円から7,100円の範囲で引き上げます。（別表参照）

(4) 宿日直手当の改正

支給額の上限を、半日勤務後1回につき6,600円から7,050円に、常直勤務の場合は、月額22,000円から23,500円に引き上げます。

### 3 適用日

令和7年4月1日

別表（通勤手当の支給額）

| 通勤距離               | 改正前支給額      | 改正後支給額      |
|--------------------|-------------|-------------|
| 2 k m以上5 k m未満     | 2, 0 0 0円   | 2, 0 0 0円   |
| 5 k m以上1 0 k m未満   | 4, 2 0 0円   | 4, 2 0 0円   |
| 1 0 k m以上1 5 k m未満 | 7, 1 0 0円   | 7, 3 0 0円   |
| 1 5 k m以上2 0 k m未満 | 1 0, 0 0 0円 | 1 0, 4 0 0円 |
| 2 0 k m以上2 5 k m未満 | 1 2, 9 0 0円 | 1 3, 5 0 0円 |
| 2 5 k m以上3 0 k m未満 | 1 5, 8 0 0円 | 1 6, 6 0 0円 |
| 3 0 k m以上3 5 k m未満 | 1 8, 7 0 0円 | 1 9, 7 0 0円 |
| 3 5 k m以上4 0 k m未満 | 2 1, 6 0 0円 | 2 2, 8 0 0円 |
| 4 0 k m以上4 5 k m未満 | 2 4, 4 0 0円 | 2 5, 9 0 0円 |
| 4 5 k m以上5 0 k m未満 | 2 6, 2 0 0円 | 2 9, 1 0 0円 |
| 5 0 k m以上5 5 k m未満 | 2 8, 0 0 0円 | 3 2, 3 0 0円 |
| 5 5 k m以上6 0 k m未満 | 2 9, 8 0 0円 | 3 5, 5 0 0円 |
| 6 0 k m以上          | 3 1, 6 0 0円 | 3 8, 7 0 0円 |

## 議案第89号

### ひたちなか市市税条例の一部改正について

令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が公布されたことに伴い、ひたちなか市市税条例の一部を改正しようとするものです。主な改正内容につきましては、次のとおりです。

#### 主な改正点

##### 個人住民税

##### ○「特定親族特別控除」の創設に伴う対応

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除として「特定親族特別控除」の創設が行われることとなりました。

所得者が特定親族（※）を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて金額を控除するものとなります。

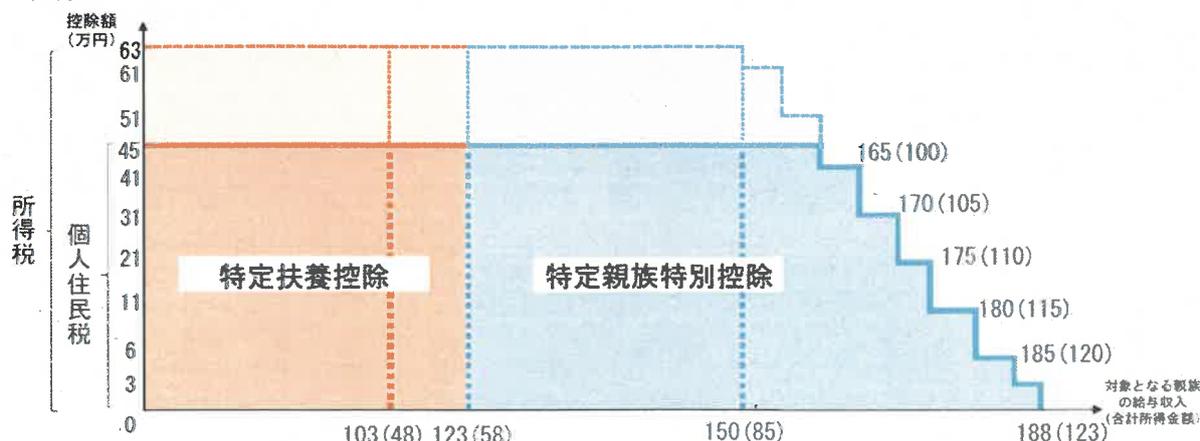
なお、本改正については、令和8年1月1日から施行され、2025年中（1月1日～12月31日）の収入に対して課税される、2026年度（令和8年度）の個人住民税から適用されます。

（※）所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人

##### 【 「特定扶養控除」と「特定親族特別控除」の仕組み 】

- ・現行 「特定扶養控除」 : 19歳以上23歳未満の扶養親族で給与収入123万円以下の人が対象  
(改正前: 給与収入103万円以下)
- ・新規 「特定親族特別控除」: 19歳以上23歳未満の親族等で給与収入123万円超188万円以下の人が対象  
(控除額は給与収入150万円から逡減)

##### <控除イメージ>



## 市たばこ税

### ○加熱式たばこの課税方式の見直し

「加熱式たばこ」について、「紙巻たばこ」よりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、税負担差を解消するため、課税方式の適正化を図ろうとするものです。

具体的には、「加熱式たばこ」の「紙巻たばこ」への本数の換算方法が見直されたことに伴い、「加熱式たばこ」の区分に応じて、次に記載している計算式で「紙巻たばこ」の本数に換算することになります。

なお、「加熱式たばこ」の新たな換算方法による課税については、下表のとおり、令和8年4月1日から同年9月30日までの経過措置期間を経て、令和8年10月1日から本施行となります。

### 【 加熱式たばこの紙巻たばこへの本数換算方法 】

|     | 区分                        | 加熱式たばこの重量  | 紙巻たばこ換算 |
|-----|---------------------------|------------|---------|
| 現行  | 加熱式たばこ                    | 0.4グラム     | 0.5本分   |
| 改正後 | 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ | 0.35グラム(※) | 1本分     |
|     | 上記以外の加熱式たばこ               | 0.2グラム     | 1本分     |

(※) 加熱式たばこ1本あたりの重量が0.35グラム未満のものは、紙巻たばこ1本に換算します。

### 【 経過措置期間中における換算方法 】

|     | 期間                       | 現行の換算本数(※1) | 新換算本数(※2) |
|-----|--------------------------|-------------|-----------|
| 現行  | 令和8年3月31日まで              | 現行の換算本数×1.0 | —         |
| 改正後 | 令和8年4月1日<br>～令和8年9月30日まで | 現行の換算本数×0.5 | 新換算本数×0.5 |
|     | 令和8年10月1日以降              | —           | 新換算本数×1.0 |

(※1) 現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数を「現行の換算本数」としています。

(※2) 改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数を「新換算本数」としています。

○新旧対照表

| 市税条例  | 条 文 |  |
|---|-----|--|
| ①第34条の2<br>所得控除                                 | 旧   | 同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額，医療費控除額，社会保険料控除額，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，障害者控除額，寡婦控除額，ひとり親控除額，勤労学生控除額，配偶者控除額，配偶者特別控除額又は扶養控除額を…【以下省略】  |
|   | 新   | 同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額，医療費控除額，社会保険料控除額，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，障害者控除額，寡婦控除額，ひとり親控除額，勤労学生控除額，配偶者控除額，配偶者特別控除額，扶養控除額又は <u>特定親族特別控除額</u> を…【以下省略】   |
| ②第36条の2<br>市民税の申告                               | 旧   | 控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の <u>控除額</u> ，…【以下省略】   |
|   | 新   | 控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。),法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは <u>特定親族特別控除額</u> ( <u>特定親族</u> (同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の <u>控除</u> ，…【以下省略】 |
| ③第36条の3の2<br>個人の市民税に係る<br>給与所得者の扶養親<br>族等申告書    | 旧   | (3) 扶養親族の氏名…【以下省略】   |
|   | 新   | (3) 扶養親族又は <u>特定親族</u> の氏名…【以下省略】  |
| ④第36条の3の3<br>個人の市民税に係る<br>公的年金等受給者の<br>扶養親族等申告書 | 旧   | 退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者…【以下省略】<br>(3) 扶養親族の氏名…【以下省略】   |
|   | 新   | 退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは <u>特定親族</u> ( <u>退職手当等に係る所得を有する者であって，合計所得金額が85万円以下であるものに限る。</u> )を有する者…【以下省略】<br>(3) 扶養親族又は <u>特定親族</u> の氏名…【以下省略】  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>⑤付則第17条の2<br/>         の2<br/>         加熱式たばこに係る<br/>         たばこ税の課税標準<br/>         の特例</p> | 旧 |  |
|   | 新 | <p>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</p> <p>第17条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</p> <p>（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</p> <p>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</p> <p>（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p><u>により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p> |
|--|--|---|

## 第4次総合計画 目次（案）

### 第1編：序論

- 1 策定の趣旨
- 2 第4次総合計画の構成と期間
- 3 策定の背景

### 第2編：市民とともに歩んだ将来都市像の策定プロセス

- 1 将来都市像の策定に向けた歩み
- 2 市民視点の「理想の暮らしの姿」
- 3 行政視点の「目指すまちの姿」

議案第91号  
として提出

### 第3編：基本構想

- 1 将来都市像
- 2 まちづくりの基本的な考え方
- 3 土地利用の考え方

### 第4編：前期基本計画の総論

- 1 前期基本計画の構成
- 2 施策の大綱
- 3 強化プロジェクト
- 4 成果指標
- 5 将来人口を見据えたまちづくり

### 第5編：前期基本計画の各論

#### 大綱Ⅰ いつもの安心、もしもの備え

##### Ⅰ-1 防災力の強化

###### ・施策の基本方針

・「現状と課題」「取組と方針」「主な取組」「目標（指標）」など

##### Ⅰ-2 防災基盤の整備

###### ・施策の基本方針

・「現状と課題」「取組と方針」「主な取組」「目標（指標）」など

##### Ⅰ-3 治水対策

###### ・施策の基本方針

・「現状と課題」「取組と方針」「主な取組」「目標（指標）」など

##### Ⅰ-4 危機管理

###### ・施策の基本方針

・「現状と課題」「取組と方針」「主な取組」「目標（指標）」など

##### Ⅰ-5 消防・救急

###### ・施策の基本方針

・「現状と課題」「取組と方針」「主な取組」「目標（指標）」など

##### Ⅰ-6 防犯

###### ・施策の基本方針

・「現状と課題」「取組と方針」「主な取組」「目標（指標）」など

##### Ⅰ-7 交通安全

###### ・施策の基本方針

・「現状と課題」「取組と方針」「主な取組」「目標（指標）」など

#### 大綱Ⅱ 活力を生み出す多様な産業

↳

#### 大綱Ⅵ つながりが広がる地域社会

##### Ⅵ-8 広域連携

###### ・施策の基本方針

・「現状と課題」「取組と方針」「主な取組」「目標（指標）」など

議案第91号  
の参考資料  
として、  
「施策の大綱」  
「施策の基本  
方針」を抜粋し  
た資料を提出

前期基本  
計画(案)  
につきましては、  
1月に  
所管事務  
調査を  
実施する  
予定と  
なってお  
ります

## ■第4次総合計画策定のスケジュール（今後の予定を含む）

| 日程                 | 基本構想                         | 前期基本計画  | 備考 |
|--------------------|------------------------------|---|----|
| 6月定例会<br>(6月25日)   | 全員協議会<br>◎『基本構想（骨子）』案の質疑応答   |   |    |
| (臨時)<br>8月25日      | 全員協議会<br>◎『基本構想』案の質疑応答       |   |    |
| 9月10日<br>～10月9日    | パブリックコメント実施                  |   |    |
| 12月定例会<br>(12月4日)  | 全員協議会（開会日）<br>◎『基本構想』最終案の説明  | ※基本構想の参考資料として<br>前期基本計画（案）の抜粋である<br>「施策の大綱」「施策の基本方針」を提示 |    |
| 12月定例会<br>(12月16日) | 常任委員会【分割付託】<br>◎『基本構想』最終案の審議 | ※「施策の大綱」「施策の基本方針」を踏まえ<br>基本構想のご審議をいただきます                |    |
| 12月定例会<br>(12月18日) | ◎『基本構想』の採決                   | 全員協議会（閉会日）<br>「施策の大綱」「施策の基本方針」を含む<br>◎『前期基本計画（案）』を提示    |    |
| 12月25日<br>～1月23日   |                              | パブリックコメント実施   |    |
| (臨時)<br>1月中～下旬     |                              | 常任委員会 所管事務調査<br>◎『前期基本計画（案）』の質疑応答                       |    |

<差替版>  
(参考資料:前期基本計画(案)の抜粋)  
施策の大綱  
施策の基本方針

緑……総務生活委員会

青……文教福祉委員会

赤……経済建設委員会

|                  |    |
|------------------|----|
| 施策の大綱            | 1  |
| 施策の基本方針          | 3  |
| Ⅰ いつもの安心、もしもの備え  | 3  |
| Ⅱ 活力を生み出す多様な産業   | 5  |
| Ⅲ みんなで育む健康と福祉    | 7  |
| Ⅳ とともに育ち、広がる学び   | 9  |
| Ⅴ 快適な暮らしを支える都市基盤 | 12 |
| Ⅵ つながりが広がる地域社会   | 15 |

## 施策の大綱

### I いつもの安心、もしもの備え

近年、地震や局所的な豪雨などの自然災害の頻発など、市民の暮らしを脅かすリスクが高まっています。

前期基本計画では、防災・減災のための社会基盤の整備を着実に進めるとともに、市民や地域と連携し、日頃からの備えや地域での見守り・支え合いの体制づくりを推進し、将来にわたって安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

- |     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| I-1 | 防災力の強化  | I-5 | 消防・救急 |
| I-2 | 防災基盤の整備 | I-6 | 防犯    |
| I-3 | 治水対策    | I-7 | 交通安全  |
| I-4 | 危機管理    |     |       |

### II 活力を生み出す多様な産業

人口減少やグローバル化、デジタル技術の進展など、地域産業を取り巻く環境は大きく変化しています。

前期基本計画では、多様な産業が共存するバランスの良さや、県内有数の産業拠点であるひたちなか地区を有する地域特性を活かすとともに、事業規模や分野の異なる多様な事業者との連携を図りながら、産業振興に取り組み、持続可能で活力ある地域経済の実現を目指します。

- |      |            |      |        |
|------|------------|------|--------|
| II-1 | 企業誘致と雇用の創出 | II-5 | 農業     |
| II-2 | 産業基盤の強化    | II-6 | 水産業    |
| II-3 | 工業         | II-7 | 観光     |
| II-4 | 商業         | II-8 | 産業の活性化 |

### III みんなで育む健康と福祉

高齢化の進行やライフスタイルの多様化により、健康や福祉をめぐるニーズは一層多様で複雑になっています。

前期基本計画では、市民が日々の暮らしの中で健康づくりに取り組む機運を高めるとともに、市民や地域、医療・介護関係者と一体となって、自立支援や重度化の予防を図りながら、必要な人に適切なサービスを届けるなど、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

- |       |         |       |          |
|-------|---------|-------|----------|
| III-1 | 健康づくり   | III-4 | 高齢者福祉    |
| III-2 | 医療・疾病予防 | III-5 | 障害者（児）福祉 |
| III-3 | 地域福祉    | III-6 | 社会保障     |

## IV ともに育ち、広がる学び

少子化や教育環境の変化、学習の方法や機会の広がりにより、子育て環境や世代を問わない幅広い学びをめぐるニーズは一層多様になっています。

前期基本計画では、地域と一体となった子育て支援の充実や学校教育の質の向上に加え、地域の歴史や特性、課題を学ぶ社会教育や生涯学習の場を通じて、自己の成長を実感できる地域社会の実現を目指します。

- |      |           |      |       |
|------|-----------|------|-------|
| IV-1 | 地域の子育て支援  | IV-6 | 青少年育成 |
| IV-2 | 母子保健      | IV-7 | 生涯学習  |
| IV-3 | 幼少期の保育・教育 | IV-8 | スポーツ  |
| IV-4 | 学校教育      | IV-9 | 芸術・文化 |
| IV-5 | 高校・大学教育   |      |       |

## V 快適な暮らしを支える都市基盤

少子高齢化の進行や気候変動を背景に、生活・都市環境の整備の重要性が高まっています。

前期基本計画では、道路や上下水道、公園などの生活インフラの整備、区画整理事業による住環境の整備や公共施設の適切な維持管理・再編に取り組むとともに、市民や地域、関係団体と協力しながら、資源循環や環境保全、ごみ対策の推進などに取り組み、将来にわたって快適に暮らせる地域社会の実現を目指します。

- |     |               |      |            |
|-----|---------------|------|------------|
| V-1 | 魅力ある街並みの形成    | V-7  | 生活排水       |
| V-2 | 市街地整備         | V-8  | 公園・緑地      |
| V-3 | 公共施設マネジメントの推進 | V-9  | 環境保全       |
| V-4 | 土地区画整理事業      | V-10 | 資源循環型社会の構築 |
| V-5 | 道路            | V-11 | 住宅         |
| V-6 | 上水道           | V-12 | 公共交通       |

## VI つながりが広がる地域社会

社会の多様化・複雑化や地域のつながりの希薄化が進む中で、互いに支え合い、安心して暮らし続けられる地域社会の基盤が弱まりつつあることが課題となっています。

前期基本計画では、市民活動や地域団体活動の支援、多様なイベントを通じた交流の促進、地域情報の発信などに取り組み、人と人、人とまちがつながり、そのつながりが地域の力を高め合う持続可能な地域社会の実現を目指します。

- |      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| VI-1 | 市民との協働     | VI-5 | 男女共同参画     |
| VI-2 | 市民活動支援     | VI-6 | 行政情報発信・広聴  |
| VI-3 | つながりと交流の促進 | VI-7 | 持続可能な行財政運営 |
| VI-4 | 多文化共生      | VI-8 | 広域連携       |

## 施策の基本方針

### I いつもの安心、もしもの備え

#### I-1 防災力の強化

災害時の市民生活の安全確保へ向けて、災害時の情報伝達手段の多様化や備蓄体制の強化など、様々な観点から災害への備えに万全を期すとともに、自主防災会や民生委員・児童委員、関係機関と連携を密にしながら、避難行動要支援者の支援体制の見直しなど、更なる防災体制の強化に努めていきます。

東海第二原発への対応としては、新安全協定に基づき、原子力所在地域首長懇談会の構成 6 市村で連携しながら対応していきます。あわせて、広域的な避難のあり方や緊急時の対応について、国・県及び関係市町村と連携のもと十分な検討を行いながら取り組みます。

#### I-2 防災基盤の整備

津波や原子力事故をはじめとした災害の際に、安全・円滑に避難するための経路となる道路等を整備します。大規模地震や河川氾濫などの災害時における救援物資輸送や災害復旧対応については、国・県・民間事業者と連携しながら整備や機能確保を推進します。また、災害時の避難所となる学校施設の耐震化や配水管の耐震化を行い、防災基盤の整備を推進します。

#### I-3 治水対策

急速な都市化の進展、昨今の気候変動による降水量の増大に伴う浸水被害を軽減するため、雨水幹線、調整池、貯留施設等の整備及び河川の改修を計画的に推進するとともに、国・県・関係市町村と連携した「那珂川水系流域治水プロジェクト 2.0」に取り組みます。

また、台風や大規模な水害、津波、高潮などによる被害を防ぐため、那珂川の堤防強化や沿岸部の高潮対策を国や県と連携しながら強化します。

#### I-4 危機管理

幅広い地域に大きな被害が及ぶ感染症や大規模な事件・事故などの発生に対して、平素から備え、予防に取り組むとともに、万一発生した際には、被害を最小限に食い止め、適切かつ速やかに対応できる体制づくりに努めます。

また、個人情報については、情報漏えい事故等を未然に防ぐために、情報セキュリティ対策に努めます。

## **I-5 消防・救急**

災害に迅速かつ的確に対応するため、広域消防・救急体制の更なる充実強化を図るとともに、多様化・複雑化する災害に対応するため救助隊の高度化を推進します。また、消防団等の関係機関と緊密に連携し、地域に密着した消防体制づくりに努めます。

さらに、火災を未然に防ぐとともに被害を軽減するため、地域や家庭の防火意識の啓発に取り組むとともに、救命率の向上を図るため、応急手当法や AED の普及啓発、バイスタンダーの育成に努めます。

## **I-6 防犯**

防犯パトロールや防犯灯の設置、維持管理などの地域が取り組む防犯活動を支援し、犯罪のないまちづくりに努めます。

また、多様化・複雑化する消費者トラブルや詐欺などの犯罪被害を未然に防止するため、幅広い年齢層に向けた啓発活動に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

## **I-7 交通安全**

カーブミラー、防護柵など交通安全施設を設置し、通学路や生活道路の安全性を確保します。また、自動車・自転車の運転者や子どもを対象とした交通安全教育を推進するとともに、交通事故の加害者・被害者となることが多い高齢者の交通安全対策の強化に取り組みます。

## II 活力を生み出す多様な産業

### II-1 企業誘致と雇用の創出

更なる産業の集積を目指し、企業誘致の受け皿となる新たな工業用地の整備を促進するとともに、本市の魅力ある立地環境や地理的優位性を活かした誘致活動を推進し、企業の新規立地や事業拡張などを通じて新たな雇用の創出を図ります。

また、新たな産学官金言連携組織や商工会議所、公共職業安定所などと連携し、安定的な雇用の確保や人材の定着、市内企業の情報を発信するとともに、求職者と企業とのマッチングの場を提供し地元雇用を促進するなど、職住育共創のまちづくりを推進します。

### II-2 産業基盤の強化

本市の産業の発展を牽引する茨城港常陸那珂港区の取扱貨物量の更なる増加を図るため、国内外のポートセールス活動、首都圏や北関東自動車道沿線の企業等を対象にしたセミナーなどを通じて港湾の利用を促進します。また、建設機械や完成自動車の輸出等に対応するため、岸壁やふ頭などの整備や、港区内の波の静穏度を確保する防波堤の整備を促進します。

さらに、物流機能の強化や人流の活性化を図るため、東関東自動車道水戸線など広域的な交通網の整備を促進します。

### II-3 工業

社会経済情勢の変化など企業を取り巻く環境の変化に的確に対応することができるよう、ひたちなかテクノセンターなどの産業支援機関と連携し、市内中小企業の生産技術の向上や人材育成、創業支援、販路開拓等について支援します。また、産学官金言連携による、地域経済の活性化、新事業の創出、人材の育成・定着を促進します。さらに、制度融資の充実を図り、経営の改善や生産設備の整備を促進しながら経営基盤の強化を図るとともに、企業動向、ニーズに即した支援を実施します。

### II-4 商業

市民の生活に身近な商業の振興を図り、市民をはじめ、市を訪れる人や市内で働く人々の活力につなげることで、住みやすい・働きやすい・創業しやすいまちづくりに努めます。

また、商工会議所やまちづくり株式会社、関係団体等との連携により、中小企業の経営強化や商店街等のにぎわい創出を推進します。

さらに、次世代の経済を担う創業者や、地域の特性を活かして活動する市内外のプレイヤーを支援し、地域経済の活性化に努めます。

## **II-5 農業**

深刻化する農業の担い手不足及び農業従事者の高齢化等による生産能力の低下に対処するため、新規就農者や後継者の確保・育成に努めるとともに、認定農業者や地権者の意向に基づき農地の集積・集約を進め、農業生産性の向上を図ります。

また、消費者ニーズを捉えた高品質な農産物の生産を支援し、収益性の高い儲かる農業を促進します。特に、日本一の生産量を誇る「ほしいも」については、付加価値や品質の向上、PR などにより他産地との差別化を図りながら、地域ブランド化を推進し支援します。

農業生産基盤の整備については、道路の拡幅・圃場の大規模化・用排水の整備などを実施するとともに、きれいで安定的な農業用水を供給する国営那珂川沿岸農業水利事業を推進します。

## **II-6 水産業**

安全安心な水産物の供給に努めるとともに、漁業協同組合をはじめとする関係団体を支援するなど、経営の安定化を図ります。また、水産業を維持・発展させていくために、担い手を確保・育成するとともに、地産地消や魚食普及の取組を進めます。

日本屈指の加工量を誇るタコのブランド化を支援するとともに、漁業協同組合などが地魚加工販売施設等を活用して行う、未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究を支援するなど、6次産業化に取り組めます。

## **II-7 観光**

観光は裾野が広い産業であり、地域経済を支える重要な役割を担うと同時に、地域の魅力を市内外に発信し、文化や歴史への理解を深める手段でもあるため、単なる誘客にとどまらず、「まちの活力を高める稼ぐ観光」と「持続可能な観光地域づくり」、「市民と共に創る観光」を施策の柱とし、観光の「質」を高め、観光客、市民、事業者がともに潤う観光のまちづくりを推進します。

## **II-8 産業の活性化**

経営基盤の強化を目的に販路開拓や人材確保に取り組む企業を支援します。また、市民が産業界を知るきっかけとなるイベントを開催し、市報や SNS を活用した PR などを通じて、市に根付く幅広い産業や企業活動等について広く周知し、市民や企業、団体などの交流を推進します。

## Ⅲ みんなで育む健康と福祉

### Ⅲ-1 健康づくり

健康寿命を延伸し、生涯を通じて健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域の健康づくりのリーダーとなる食生活改善推進員や保健推進員と連携し、健康づくりを推進します。

### Ⅲ-2 医療・疾病予防

本市の中核医療機関である日立製作所ひたちなか総合病院による救急医療や高度医療に係る医師確保を支援するとともに、病院とかかりつけ医の連携を推進します。休日や夜間の救急医療体制については、医師会や薬剤師会と連携しながら休日夜間診療所を運営するとともに、今後の運営の手法を検討していきます。また、日立製作所ひたちなか総合病院による小児医療の運営等を支援します。

さらに、生活習慣病やがんなどの疾病を予防、早期発見するため、特定健康診査や各種健康診査の受診率向上に取り組むとともに、特定保健指導をはじめとした事後指導を強化します。

あわせて、予防接種法に基づき、接種費用の一部を公費負担するなど感染症のまん延防止に取り組めます。

### Ⅲ-3 地域福祉

保健・医療・福祉の総合的な連携により、住み慣れた地域の中で安心して生活するためのきめ細かな福祉施策を展開するとともに、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域共生社会を目指します。

### Ⅲ-4 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域のニーズに合った介護予防や在宅生活を支えるサービスの充実、介護保険施設サービス基盤の整備など、介護・福祉サービスの充実に努め、地域包括支援センターを中心として関係機関との相互連携を図りながら、「地域包括ケアシステム」を推進します。また、認知症などの疾病を抱えていても、できる限り在宅で過ごすことができるよう、在宅医療体制の充実や、医療・介護・福祉の相互連携に努めます。

### Ⅲ-5 障害者（児）福祉

障害のある方が自ら希望する場所で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業を実施します。また、必要な支援が適切に受けられるよう、相談支援事業所を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

### **Ⅲ-6 社会保障**

国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、医療給付の適正化等に努めます。

また、介護保険などにおける介護サービス給付等の適正化に努め、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

生活保護については、適正な給付を行うとともに、関係機関と連携しながら自立・就労支援体制を強化します。

## IV ともに育ち、広がる学び

### IV-1 地域の子育て支援

子育て中の親子が集い交流を図ることのできる場の拡充など、子どもを生み育てやすい環境づくりに努めます。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進するとともに、子育てサロンなど地域の子育てへの取組を支援します。

### IV-2 母子保健

妊婦のための支援給付や子どもや妊産婦の医療費などに対する助成を行うとともに、健康診査や育児相談を実施するなど母子が健やかに成長するために必要な支援を切れ目なく行います。

### IV-3 幼少期の保育・教育

保育サービスについては、障害児保育、延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育のほか、新たに「こども誰でも通園制度」を加えるなど、更なる充実を図ります。

幼児教育については、幼稚園において幼児教育相談を実施するなど保護者の子育てを支援するとともに、防犯・防災教育の充実を図ります。

また、公立幼稚園の役割やあり方について検討し、小学校教育への円滑な移行をめざした工夫・改善に努めます。

特別な配慮を要する幼児については、関係機関との連携を強化し、小学校への移行を視野に、個々の特性に応じた支援を行っていきます。

さらに、保護者の就労を支援するため、小学生の放課後、長期休業期間中の安全な居場所となる学童クラブの充実を図ります。

### IV-4 学校教育

小・中・義務教育学校においては、自ら考え行動し、より良い社会の創造に貢献できる市民の育成を目的とし、児童・生徒が基礎的・基本的な力を身に付けながら課題解決能力や自治的能力等を育ていくことを支援します。そのため、地域との連携を深め、社会に開かれた教育課程を着実に実施し、学びとその支援のあり方について不断の検証と改善に努めます。

また、不登校やいじめ等については、未然防止のため教職員が児童・生徒と向き合うことに重点を置いた上で、困難を抱えた児童・生徒の支援の充実に努めます。

小・中学校の適正規模化については、児童・生徒の育成に最も適した環境づくりという観点から、地域の声を十分に聞きながら進めていきます。

## **IV-5 高校・大学教育**

市内唯一の高等教育機関である茨城工業高等専門学校と、産業振興、防災、生涯学習など幅広い分野における連携を推進するとともに、周辺都市の高等教育機関等とも幅広く連携し、地域課題の解決や地域の活性化、人材の育成・定着に努めます。

また、ものづくりや医療・福祉分野などにおける若い人材を育成する新たな高等教育機関の誘致等に努めます。

## **IV-6 青少年育成**

次代を担う青少年の健全な育成を図るため、地域や関係機関と連携しながら、指導・相談体制を充実するとともに、リーダーズクラブ、子ども会育成連合会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの青少年団体の活動を支援します。

また、子どもたちがその生涯にわたり地域の各世代の人々と触れ合いながらスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会の確保・充実に努めます。

## **IV-7 生涯学習**

子育て支援・多世代交流施設(ふぁみりこらぼ)を生涯学習の中心的な活動の場とし、多種多様な需要に応える講座、教室等を開催することにより、市民の自主的な学習及び活動を支援するとともに、集い・交流する場としてにぎわいの創出に努めます。

また、図書館については、本に親しむ環境づくりを推進するとともに、市民が利用しやすい魅力ある図書館を目指します。

老朽化した中央図書館については、建替えを進め、市民ニーズに応じた機能の充実を図るとともに、まちの魅力や情報、新たな本と出会える図書館を目指し整備を進めます。

## **IV-8 スポーツ**

生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりを推進するため、スポーツ団体やコミュニティ組織などとの連携・協働の体制を強化し、市民の健康増進による活力あるまちづくりを目指します。

伝統に裏付けされた勝田全国マラソンや三浜駅伝競走大会については、今後もランナーに選ばれる大会となるよう魅力的な大会運営を目指します。また、市内及び県内に拠点を置き、トップレベルで活躍しているスポーツチームと連携し、競技の普及促進に加え、シビックプライドの醸成に努めます。

スポーツ施設については、安全・安心な整備に努めつつ、施設の集約化や廃止などストック適正化を図りながら、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指します。

#### **IV-9 芸術・文化**

郷土の伝統芸能を次の世代へ伝えるとともに、市民の豊かな心を育むため、芸術文化の振興を図ります。

また、十五郎穴横穴群・虎塚古墳や那珂湊反射炉跡、夤賓閣跡など、本市の貴重な歴史的資源を保護・活用し、その魅力を発信します。

## V 快適な暮らしを支える都市基盤

### V-1 魅力ある街並みの形成

本市の恵まれた自然環境を保全しながら、快適な生活環境を確保し、秩序あるまちづくりを行うため、市街化区域、市街化調整区域の区域区分や用途地域を適正に設定します。また、地区計画制度を活用するとともに、建築協定・緑地協定の締結を促進し、良好な景観形成を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

### V-2 市街地整備

勝田駅周辺の中心市街地や那珂湊地区、佐和駅周辺地区については、本市の拠点地区として、公共機関や商業・医療などの生活機能、交通結節機能をはじめとする都市機能について、それぞれの地区の特性に応じた誘導や、土地区画整理事業による市街地の整備を進めます。

中心市街地の整備については、勝田駅東口地区の再開発や日立製作所ひたちなか総合病院を核としたまちづくりなどの取組による多様な都市機能や都市基盤、良好な居住環境を活かし、市民とエリアの将来像を共有しながら、官民が連携し、心地よく過ごせる魅力的なエリアにするための取組を進めます。

ひたちなか地区においては、まちづくりの観点から将来を見据えた未利用地の利活用について、主体的に検討を進めるとともに、国営ひたち海浜公園や茨城港常陸那珂港区の整備を促進します。

### V-3 公共施設マネジメントの推進

「限られた財源」、「適正な施設保有量」、「安全性の確保」のバランスの調和を図るため、規模を縮小しながらも機能を充実させる「縮充」の考え方のもと公共施設マネジメントを推進し、公共施設を財産としてよりよい形で次世代に継承します。

各公共施設が果たしている役割や将来に向けて求められている機能を改めて確認し、継続使用や建替えだけでなく、集約・複合化や多機能化を視野に入れながら、目標使用年数を目安として計画的に施設のあり方を検討していくことで、施設保有量の適正化を推進します。

安全性の確保を最優先として、計画的な管理・保全による施設の長寿命化を推進することで、保全コストの縮減と平準化を図ります。

新本庁舎建設の検討を始めるにあたり、市民、議会、職員へのインタビューやアンケート等を実施し、現本庁舎における現状と課題を明らかにしてきました。これらを踏まえ、ひたちなか市新本庁舎建設基本構想では、「利用しやすく・災害に強い・機能的な庁舎」を基本理念として掲げ、5つの基本方針を示しました。これらの実現に向けて、新本庁舎建設の検討を進めていきます。

#### **V-4 土地区画整理事業**

現状道路の活用、家屋移転の縮減等を主とした新たな事業計画に基づき、全体事業費を抑制しながら、基幹となる都市計画道路や通学路、雨水排水路の整備等、公共性の高い事業を優先することを基本に、既成市街地、本市の拠点地区である中心市街地、那珂湊地区、佐和駅周辺地区においてそれぞれ整備を進め、早期完了を目指します。

#### **V-5 道路**

県道水戸那珂湊線や水戸勝田環状道路に位置付けられる東中根高場線などの整備を推進します。また、広域的な道路交通網を形成する都市計画道路等を整備するとともに、一般市道については、地域の実状に即して整備を進めます。あわせて、道路施設の健全化・長寿命化のための改修・補修工事・維持管理を、計画的に進めます。

#### **V-6 上水道**

災害に強く安全でおいしい水の安定供給のため、那珂川からの取水、深井戸による地下水の取水及び県水受水の3つの取水源を引き続き確保して、災害時のリスク分散を図ります。また、法定耐用年数を超過した配水管や耐震性能の低い配水管について、効率的かつ効果的な更新を図るとともに、健全で持続可能な水道事業経営に努めます。

#### **V-7 生活排水**

衛生的で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、地域の特性に応じて公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽により生活排水処理の整備促進を図るとともに、市民に対して公共下水道接続の啓発や合併処理浄化槽の設置費を補助し、普及促進に努めます。

#### **V-8 公園・緑地**

緑豊かな生活環境を創出するため、公園や緑地の適切な維持管理と利活用の促進を図るとともに、公園利用者や地域のニーズを捉えた魅力ある公園づくりに努めます。

また、風致地区や緑の保存地区など、生活に安らぎを与えてくれる緑豊かな自然環境を後世に残すよう努めます。

## **V-9 環境保全**

安全で快適な生活環境を保持・確保するため、水質や騒音の測定を行い、事業者へ指導・啓発を行うなど公害の未然防止に努めるとともに、海岸や河川、公園等の地域での環境美化活動を促進します。

市営墓地については、市民からの要望等を踏まえ対応できるよう整備を推進します。

## **V-10 資源循環型社会の構築**

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する持続可能な資源循環型の地域社会づくりを目指します。そのため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を基本に、ごみの減量化や再資源化、食品廃棄物等のバイオマス化を推進します。

また、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入可能性について検討し、循環型社会の実現と新たなエネルギー利用の拡大を図ります。

廃棄物処理については、現行の処理施設や体制を良好に維持しながら、将来的には広域的な処理を含め、環境負荷の低減や持続可能性の観点から、施設や体制の整備に取り組みます。

## **V-11 住宅**

市営住宅については、長寿命化のための改修工事を計画的に進めるとともに、耐用年数や構造上の理由から耐震補強が困難な場合には住宅の用途廃止を進めていきます。また、生活様式の変化に伴うニーズの多様化に対応して、民間賃貸住宅を活用した家賃補助により住居の支援をします。

高齢化、核家族化の進行に伴い空き家の増加が見込まれる中、空き家の発生の抑制に取り組むとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び市条例に基づき、所有者等への適正管理の指導や相談、安全対策、利活用の促進等に取り組みます。

## **V-12 公共交通**

JR、ひたちなか海浜鉄道湊線、路線バス、スマイルあおぞらバス等の連携に基づく持続可能な公共交通体系の構築を図ります。

スマイルあおぞらバスについては、通院や買い物など日常生活の移動を支える生活交通として利便性向上を図ります。

ひたちなか海浜鉄道湊線については、安全な鉄道輸送の維持確保に努めるとともに、おらが湊鐵道応援団や地域と連携しながら、更なる利用促進を図ります。また、湊線の延伸事業については、沿線地域の利便性向上や回遊型観光の推進等による地域経済の活性化、交流人口の拡大などの観点から、ひたちなか地区のまちづくりと一体的に取り組めます。

## VI つながりが広がる地域社会

### VI-1 市民との協働

まちづくり市民会議等から提起された課題について、市民、行政、事業者等が適切な役割分担を図りながら、解決に向けた話し合いや活動に取り組みます。また、自治会、コミュニティ組織、ボランティアやNPO など市民の自主的な活動を引き続き支援するとともに、つながりを構築する場の創出に努め、市民活動の活性化を図ります。

### VI-2 市民活動支援

市民の自主的で多様な活動をさらに活性化するため、自治会やコミュニティ組織などが取り組む活動を支援します。また、自治会活動の趣旨、重要性を周知・啓発し、自治会への加入を促進します。

### VI-3 つながりと交流の促進

市民一人ひとりが地域社会の一員として互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進します。地域のつながりを深めるため、小地域ネットワークの形成やサロン活動を支援し、日常生活の中で交流や助け合いの機会を広げるとともに活動を担う人材の育成を通じて、地域の課題解決や見守り・支え合いの体制づくりを強化します。

さらに、地域の特性や文化を活かした各種イベントの開催支援や、全国規模のスポーツ大会、姉妹都市等の交流事業を通じて市内外の交流を促進し、市民と参加者・関係者との関係性構築や交流人口の拡大、シビックプライドの醸成を図ります。

### VI-4 多文化共生

本市における外国人住民登録者数は年々増加しており、国籍・言語・慣習が異なる中で、互いの文化を尊重し、共に生きる多文化共生の促進が求められています。

そのため、外国人住民への相談・支援体制の充実に取り組むとともに、多文化共生の意識の醸成を図ります。

さらに、国際交流ボランティアの育成を図るとともに、外国人が地域社会の一員となり、まちづくりの担い手として活躍できる環境づくりを推進します。

### VI-5 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって働き方や生き方を柔軟に選択し、仕事も生活

も充実できるよう、各種講座を開催するなど啓発活動を推進し、男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図ります。

#### **VI-6 行政情報発信・広聴**

市報、ホームページなどを通じ、市民にわかりやすい行政情報等の提供に努めるとともに、インターネットや動画、ソーシャルネットワーキングサービスなどの多様なメディアを活用し、まちの様々な魅力や特性を広く市内外に情報発信し、本市の魅力度向上に努めます。

また、個人情報の保護に配慮しながら、行政情報の公開・公表に努めます。

さらに、パブリック・コメントや市政懇談会をはじめとする意見交換の場を幅広く活用しながら、市民の声を市政へ的確に反映します。

#### **VI-7 持続可能な行財政運営**

限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用することにより、持続可能な行財政運営を目指します。

また、企業誘致や高い市税収納率を維持することにより自主財源を確保しながら、自立した財政基盤の確立に努めます。

あわせて、AIなどのデジタル技術を積極的に活用して行財政運営の効率化を図ります。

#### **VI-8 広域連携**

人口減少・少子高齢化にあっても、行政サービスの質を確保・向上させるため、県央地区など周辺自治体などとの連携を深め、災害対応、環境・廃棄物処理、医療・福祉、地域経済の振興など、共同で取り組むことが適した分野において、効果的かつ持続可能な広域行政を推進します。

# ひたちなか市新本庁舎建設基本構想の概要

## 1 本庁舎の課題と建替えの必要性

新本庁舎建設の検討を始めるにあたり、市民アンケートや来庁者出口インタビュー、職員アンケート等を行うことにより、現状と課題について明らかにしてきました。

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 2023(令和5)年度～<br>2025(令和7)年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・クラスター別インタビュー 9回実施</li><li>・新本庁舎建設に向けた市民アンケート（LINE配信、来庁者窓口、市報掲載） 実施</li><li>・来庁者出口インタビュー 実施</li><li>・<u>議会常任委員会（総務生活委員会） 所管事項説明 実施</u></li><li>・<u>議会改革調査推進特別委員会 新庁舎建設に係る議事堂の整備に関する提言</u></li><li>・職員アンケート（個人対象） 実施</li><li>・職員アンケート（組織別） 実施</li></ul> |
|-----------------------------|--|

上記の調査を踏まえると、本庁舎の課題は次の4つに整理されます。

### ○課題1 本庁舎の分散化

- ・本庁舎自体が7棟に分散化していることから、市民や職員の利便性が損なわれています。
- ・建物の維持管理にかかる事務及び経費がそれぞれの建物で必要になります。
- ・本庁舎の分散に係る課題は、本庁舎の建替え以外に根本的な解決は困難です。

### ○課題2 バリアフリー対応の限界

- ・車いす利用者や高齢者、障害者等、様々な方に配慮した設備・機能が十分ではありません。
- ・市民ニーズが多様化する以前に設計された本庁舎では、改修等での対応に限界があります。

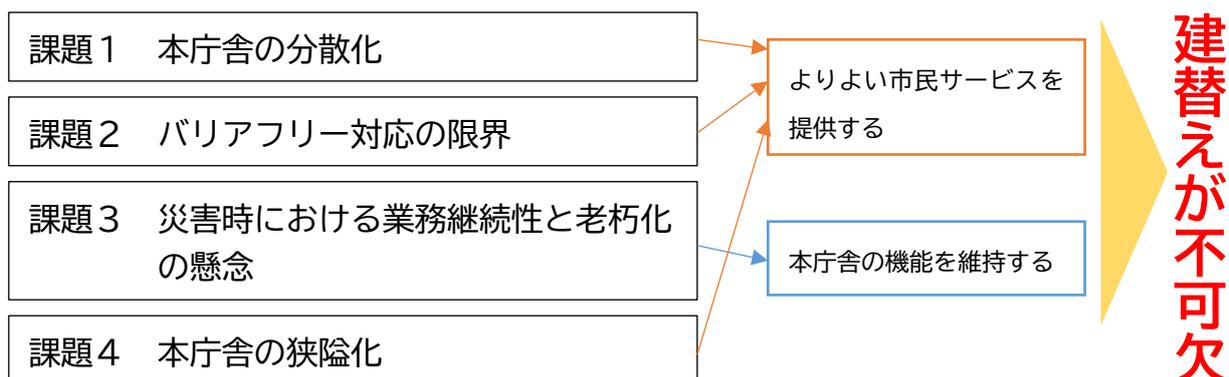
### ○課題3 災害時における業務継続性と老朽化の懸念

- ・議事堂棟は、長期的な使用について課題を抱えています（構造躯体の健全性調査の結果による）。
- ・行政棟は、業務継続性を強化するため、高いレベルの耐震性能が必要です。

### ○課題4 本庁舎の狭隘化

- ・通路は狭く車いす利用者等が通りにくく、窓口はプライバシーの保護が十分ではありません。
- ・職員の執務スペースは狭く、書類等の保管場所も不足しています。
- ・通路や窓口などを含めた空間の狭隘化は、本庁舎の建替え以外に根本的な解決は困難です。

これらの課題を同時に解決するためには、本庁舎の建替えが不可欠です。



## 2 新本庁舎の基本理念

本庁舎の課題や各種アンケート結果等を踏まえ、新本庁舎の基本理念を次のとおりとします。

**利用しやすく 災害に強い 機能的な庁舎**

## 3 新本庁舎の基本方針

基本理念や議会改革調査推進特別委員会からの提言を踏まえ、新本庁舎の基本方針を以下のとおりとします。

- ①誰もが利用しやすく、市民サービスを円滑に提供できる庁舎
- ②災害時の拠点となり、市民の安全・安心を守る庁舎
- ③将来の変化にも対応する、効率的で効果的な庁舎
- ④環境にやさしく、働きやすい庁舎
- ⑤未来につながる機能的な議事堂を備えた庁舎

## 4 新本庁舎の規模の考え方

新本庁舎の規模は、職員の人数や議員定数、現在分散している行政機能の統合の有無、新本庁舎に設ける機能等を考慮しながら求めていく必要があります。また、公共施設の集約・複合化や多機能化を図る際には、規模がより大きくなることが想定されます。今後、基本計画の段階、設計の段階で具体的に検討を行います。

## 5 新本庁舎の建設位置の考え方

新本庁舎の建設位置は、市民の利便性、安全性、経済性、まちづくりの視点等を総合的に考慮しながら判断していく必要があります。加えて、将来の人口減少、税収減等を見据えると、より効率的で効果的な行政経営が求められることから、市が所有する土地や施設の有効活用なども考慮することが重要となります。具体的な建設位置は、基本計画の策定段階で検討を行い、決定します。

## 6 新本庁舎建設の事業手法

公共施設の建設に係る事業手法は、従来方式に加え、近年、公民連携手法が取り入れられています。新本庁舎建設の事業手法については、基本計画の段階において、各事業手法の特徴を踏まえ、コスト、市の意向反映、事業期間、職員負担、リスク管理等の視点から検討を行い、決定します。

## 7 事業費の考え方

事業費は、木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの建物構造や耐震に関する構造手法によって変わります。社会情勢の変化等により変動する可能性もあることから、今後、基本計画の段階、設計の段階において求めていきます。

## 8 今後の取り組み

ひたちなか市第4次総合計画が2026（令和8）年度に始まることから、本基本構想の内容を第4次総合計画に位置付けていきます。また、2026（令和8）年度に基本計画に着手し、本庁舎が築60年を迎える2030（令和12）年度を目標に新本庁舎の建設に取り組んでいきます。

# 公共施設等包括管理事業の実施について

～安全性の確保・横串型メンテナンスサイクルの確立に向けて～

令和7年12月16日(火)  
令和7年第4回12月定例会 総務生活委員会 説明資料

総務部資産経営課

## 目次

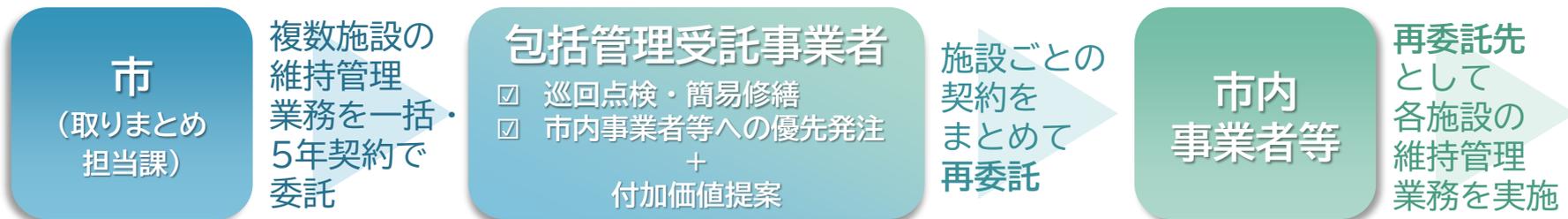
|                        |   |
|------------------------|---|
| ① 包括管理業務委託について .....   | 3 |
| ② 対象施設及び対象業務について ..... | 5 |
| ③ 契約期間について .....       | 5 |
| ④ 導入の流れについて .....      | 6 |

## ○ 包括管理業務委託について

❖ 公共施設の維持管理に係る委託業務や修繕業務を建物管理の専門事業者に一括して委託し、民間ノウハウを活用して包括的に管理する公民連携手法です。

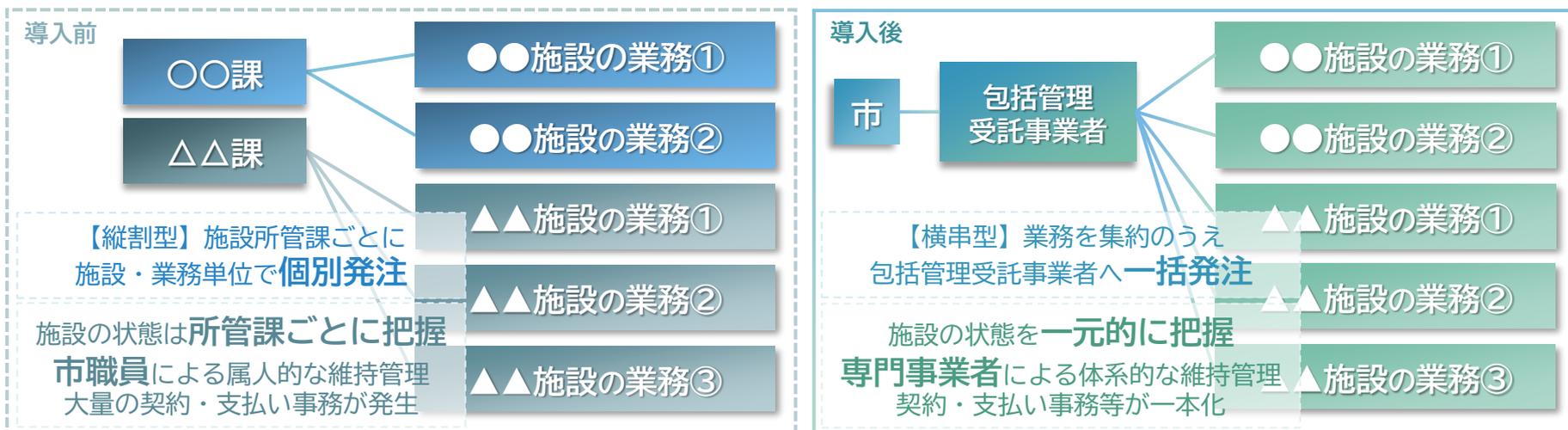
☑ 各施設の維持管理業務を包括管理受託事業者から市内事業者等に再委託する仕組みです。

## ▼ 包括管理業務委託の全体像



## ▼ 包括管理業務委託導入前後のイメージ

※ 市内事業者等を協力会社として再委託



## ▼ 包括管理業務委託の実施に関する調査・研究・検討の結果

### 1 公共施設の維持管理に係る現状と課題

課題① 積み残し修繕の増大

課題② 縦割りによる弊害

- 大幅な財源不足によって積み残し修繕が増大し続ける状況
- 技術的ノウハウの不足や組織横断的な優先順位付けが課題
- 老朽化に伴う事務負担の増大や管理水準のばらつきが発生

### 2 包括管理業務委託の実施により期待される効果

効果① 管理水準の向上

効果② 横串による全体最適

- ☑ 民間ノウハウの活用による管理水準の向上（安全性の確保）
- ☑ 劣化状況等の一元把握や技術的・統一的な視点で対応が可能
- ☑ 業務の効率化（事務負担の軽減）や管理水準の均一化

「施設の不備を解消していくための仕組み」として有効

## ▼ 包括管理業務委託の実施目的に関する整理

### ◆ 包括管理業務委託の実施目的

① 公共施設更新問題に直面する中での「安全性の確保」

② 全体最適に向けた「横串型メンテナンスサイクルの確立」

## ○ 対象施設及び対象業務について

- ❖ 受託事業者のノウハウを最大限に活用できるよう、対象施設は全施設を基本に、対象業務はノウハウと関連性が高い保守点検や修繕業務とします。

### ▼ 対象施設

| 施設類型    | 施設数   | 施設類型    | 施設数   |
|---------|-------|---------|-------|
| 市民文化系施設 | 15 施設 | 子育て支援施設 | 13 施設 |
| 社会教育系施設 | 5 施設  | 保健・福祉施設 | 9 施設  |
| スポレク系施設 | 13 施設 | 医療施設    | 1 施設  |
| 産業系施設   | 1 施設  | 行政系施設   | 3 施設  |
| 学校教育系施設 | 31 施設 | その他     | 6 施設  |
|         |       | 合計      | 97 施設 |

※ 費用対効果等の観点から、常駐職員がいない小規模施設（集会所、転作推進センター、消防分団詰所等）は対象外とします。

※ 施設の特異性等の観点から、ホテルニュー白亜紀、漁村センター、学校給食センター、市営住宅、地方卸売市場は対象外とします。

## ○ 契約期間について

- ❖ 契約期間は令和8年度～令和12年度の5年間を予定しています。

☑ 指定管理者制度の指定期間と一致します。

### ▼ 対象業務

| 業務類型  |
|---|
| ① 建築設備等の保守点検（自家用電気工作物、消防設備、エレベーター、浄化槽、受水槽等） |
| ② 清掃（定期清掃及び日常清掃）                            |
| ③ 機械警備                                      |
| ④ 修繕業務                                      |
| ⑤ 建築基準法12条点検（建築物）                           |
| ⑥ 巡回点検＋簡易修繕                                 |

※ 工事・コンサルや、除草・緑地管理・植栽管理・環境整備・樹木伐採・木屑処分、施設に付属する物品の保守・修繕は対象外とします。

## ○ 導入の流れについて

❖ 公募型プロポーザルによって日本管財株式会社を優先交渉権者とし、令和8年4月からの業務開始を目指しています。

☑ 検討段階・準備段階で説明会を開催し、市内事業者等の理解を得ながら進めています。

## ▼ 包括管理業務委託の導入に向けた工程



## ▼ 市内事業者等向け説明会の開催概要

| 日程         | 概要  |
|------------|---|
| 令和7年 1月 下旬 | ■ 市内事業者等向け説明会① (23日・29日) 説明者：市<br>【第1回】 22事業者27名 / 【第2回】 51事業者65名 / 【第3回】 17事業者20名          |
| 11月 下旬     | ■ 市内事業者等向け説明会② (19日・25日) 説明者：市・日本管財株式会社<br>【第1回】 33事業者42名 / 【第2回】 33事業者40名 / 【第3回】 17事業者22名 |

引き続き、市の考え方を丁寧に説明しながら進めます

## 「ひたちなか市第5次男女共同参画計画」(案)におけるパブリック・コメントについて

### 市民生活部女性生活課

市では、令和2年度に「ひたちなか市第4次男女共同参画計画」を策定し、令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間として男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に努めてきました。その間、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、男女を取り巻く社会情勢や意識は男女共同参画社会の形成に向けて徐々に変化をしてきました。しかし、職場における女性の活躍推進や固定的役割分担意識の解消、多様性を認め合う社会の理解促進、家庭内暴力の根絶など、男女共同参画から見た課題も多く、引き続き長期的な取組を推進していく必要があります。

性別にかかわらずすべての人が生きやすく、活力ある社会を作るためには、あらゆる施策に男女共同参画の視点が必要であり、全庁的な取組の強化と、市民一人ひとりが男女共同参画に関する意識を持つことが重要です。

そこで、ひたちなか市では社会経済情勢の変化や今後も取り組むべき課題に対応し、市民や事業所との連携のもと、一層の男女共同参画施策の推進を図るために本計画を策定します。

### 【意見の提出方法】

#### ■募集期間

令和7年12月25日(木)から令和8年1月23日(金)まで

#### ■資料の閲覧場所

市HP、女性生活課、那珂湊支所、各コミュニティセンター、ふぁみりこらぼ、各図書館

#### ■意見を提出できる方

市内に在住・通勤・通学の方、市内に事業所を有する方

#### ■意見の提出方法

住所・氏名(法人の場合は、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名)を記入し、次のいずれかで提出をお願いいたします。

▼郵送 女性生活課(〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号)

▼FAX 271-0851 ▼Eメール [jyoseilife@city.hitachinaka.lg.jp](mailto:jyoseilife@city.hitachinaka.lg.jp)

※住所、氏名等の記入もれがある場合、意見として取り扱われない場合があります。

#### ■提出された意見の公表

提出された意見については、内容をとりまとめ、市の考え方を付して市ホームページ上で公開します。

#### 【問合せ】

市民生活部女性生活課

電話 029-273-0111(内線 23231)

Email [jyoseilife@city.hitachinaka.lg.jp](mailto:jyoseilife@city.hitachinaka.lg.jp)

# ひたちなか市第5次男女共同参画計画（案）【概要版】 1 / 3

## 1 男女共同参画計画策定の趣旨

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、国民的合意のもと、男女共同参画社会の形成に向けた基本的な枠組を定めました。本市では、平成15年に、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことを明記した「ひたちなか市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例の理念のもと、平成16年に「ひたちなか市男女共同参画計画」に始まり、現在は「ひたちなか市第4次男女共同参画計画」（令和3年度～7年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を推進してきました。

しかし、職場における女性の活躍推進や固定的性別役割分担意識の解消、多様性を認め合う社会の理解促進、家庭内暴力の根絶など、男女共同参画の視点から見た課題は多く、引き続き長期的な取組を推進する必要があります。

加えて、近年頻発する自然災害や感染症の流行などは、市民生活を脅かすと同時に、社会的、経済的に立場の弱い人たちへ過度な負担や困難をもたらす要因にもなりかねません。

従って、性別にかかわらずすべての人が生きやすく活力ある社会を形成するためには、あらゆる施策に男女共同参画の視点が必要であり、全庁的な取組の強化と、一人ひとりが男女共同参画に関する意識を持つことが重要です。そこで、本市では、社会情勢の変化や今後も取り組むべき課題に対応し、市民や事業所と連携しながら一層、男女共同参画施策を推進するために、「ひたちなか市第5次男女共同参画計画」（以下、「第5次計画」という。）を策定します。

## 2 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2031年度）までの5年間

## 3 計画の位置付け

- ①2015年9月制定の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」として、位置付けます。
- ②2001年4月制定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「DV対策基本計画」として、位置付けます。
- ③「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年5月制定、令和6年4月施行）に基づく「困難な問題を抱える女性支援基本計画」として、位置付けます。
- ④2015年9月国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会（SDGs）」の理念を反映させた計画です。

## 4 基本目標

### 【Ⅰ 男女が共に仕事と生活の調和が図られ

#### 安心して幸せに暮らせる社会環境の整備】

男女を問わず働く意欲と能力を発揮できる環境整備が重要です。子育て支援や働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様で柔軟な働き方の実現などを通じて、誰もが安心して暮らすことのできる社会を目指します。

### 【Ⅱ 様々な分野における男女共同参画の推進】

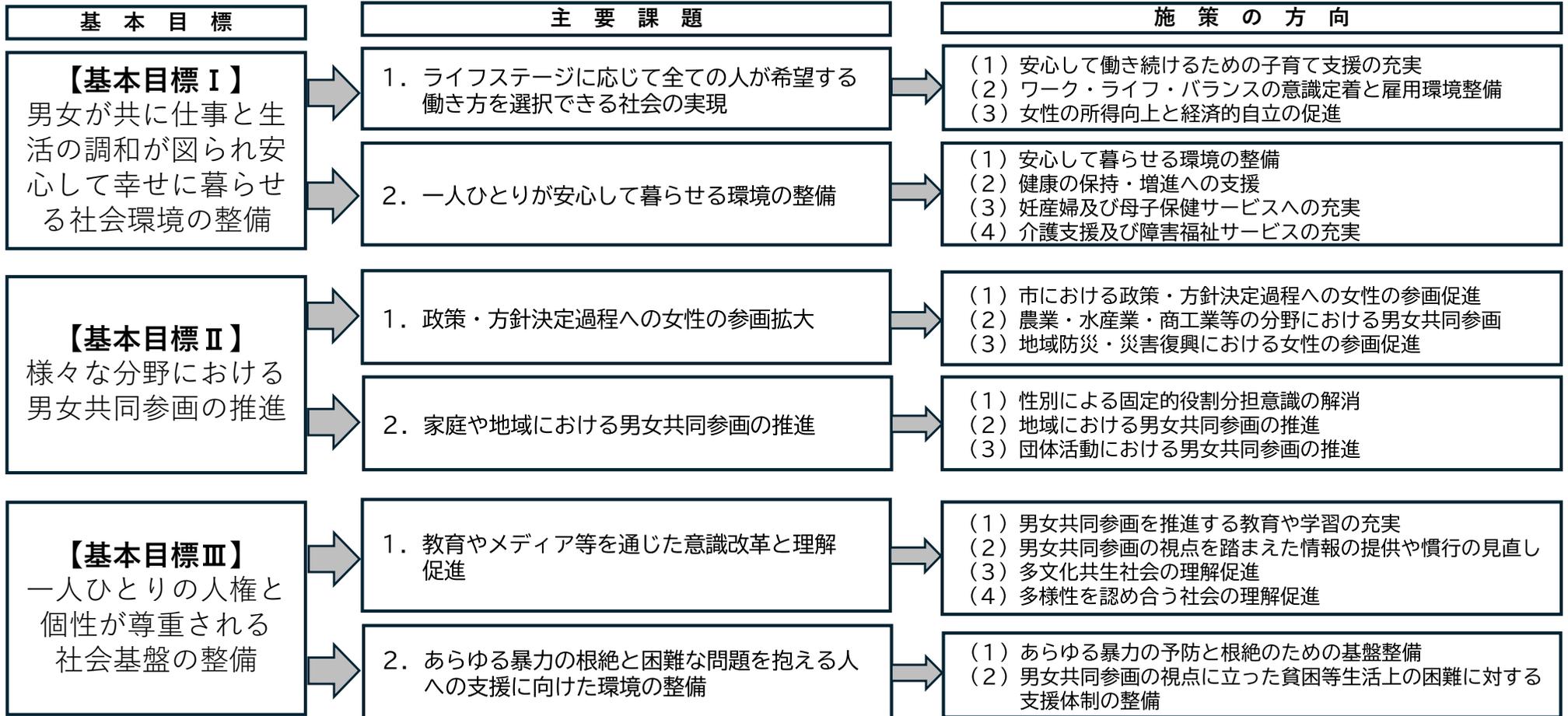
男女共同参画社会の実現には、固定的性別役割分担意識の解消と、男性の家庭・地域参画の促進、女性の政策方針決定過程への参画拡大が重要です。地域活動や防災分野でも偏りのない参画を進めます。

### 【Ⅲ 一人ひとりの人権と個性が尊重される社会基盤の整備】

男女共同参画社会の実現には、多様性を尊重する教育の推進、慣行の見直し、性的少数者への理解促進が重要です。DVをはじめとする暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の整備、関係機関との連携強化、さらに貧困など生活困難への支援充実が求められます。

# ひたちなか市第5次男女共同参画計画（案）【概要版】 2 / 3

## 5 計画の体系



## 6 重点施策

第5次計画は、前計画の施策を継承しつつ、国及び県の男女共同参画基本計画や令和6年度に行った市民意識調査の結果などを踏まえて、次の3つの施策に重点的に取り組みます。

### I-1-(2) ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備

一人ひとりが健康を維持し社会活動に参画するためには、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実践が重要です。仕事と家庭生活を両立するための意識啓発を進めるとともに、企業等に対しても全ての人がその能力を十分に発揮できる環境を整備するよう意識改革を促進します。

### II-2-(2) 地域における男女共同参画の推進

地域社会において、多様な視点を生かした取組は、すべての人にとって住みやすい地域づくりにつながると考えられます。職場と家庭・地域生活のバランスのとれた生き方が求められている中、暮らしやすい活力ある地域社会を形成するため、地域活動における男女共同参画の推進に努めます。

### III-2-(1) あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備

暴力は被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼし命の危険を伴う重大な人権侵害です。男女間の暴力をはじめ、あらゆる暴力を根絶するための社会環境を構築するため、意識の啓発を推進します。また、被害者の精神的負担に配慮した相談体制の整備や相談員の資質向上などに努めます。

ひたちなか市第5次男女共同参画計画（案）の変更点について

ひたちなか市第4次男女共同参画計画

【基本目標Ⅰ】一人ひとりの人権と個性が尊重される社会基盤の整備

| 主要課題                            | 施策の方向                               | 事業項目数 |
|---------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 1. 教育やメディア等を通じた意識改革と理解促進        | (1) 男女共同参画を推進する教育や学習の充実             | 8     |
|                                 | (2) 男女共同参画の視点を踏まえた情報の提供や慣行の見直し      | 3     |
|                                 | (3) 多様性を認め合う社会の理解促進                 | 4     |
|                                 | (4) 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進            | 2     |
| 2. あらゆる暴力の根絶と被害者の保護・支援に向けた環境づくり | (1) あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備 (重点施策 4-1) | 7     |
|                                 | (2) 被害者の保護及び支援体制の充実 (重点施策 4-2)      | 3     |
| 3. 一人ひとりが幸せに暮らせる環境の整備           | (1) 安心して暮らせる環境の整備                   | 7     |
|                                 | (2) 健康の保持・増進への支援                    | 4     |
|                                 | (3) 妊産婦及び母子保健サービスの充実                | 3     |
|                                 | (4) 介護支援及び障害福祉サービスの充実               | 5     |

【基本目標Ⅱ】様々な分野における男女共同参画の推進

| 主要課題                  | 施策の方向                          | 事業項目数 |
|-----------------------|--------------------------------|-------|
| 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | (1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画促進    | 3     |
|                       | (2) 企業及び各種団体における女性の参画促進        | 2     |
|                       | (3) 地域防災・災害復興における女性の参画促進       | 3     |
| 2. 家庭や地域における男女共同参画の促進 | (1) 性別による固定的役割分担意識の解消          | 3     |
|                       | (2) 地域における男女共同参画の促進 (重点施策 4-3) | 11    |
|                       | (3) 団体活動における男女共同参画の促進          | 6     |

【基本目標Ⅲ】持続可能で多様な働き方を可能にする環境づくり

| 主要課題               | 施策の方向                                   | 事業項目数 |
|--------------------|---|-------|
| 1. 仕事と家庭生活の両立支援    | (1) 安心して働き続けるための子育て支援の充実                | 9     |
|                    | (2) ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備 (重点施策 4-4) | 5     |
| 2. 誰もが活躍できる就業環境の整備 | (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保             | 1     |
|                    | (2) 農業・水産業・商工業等の分野における男女共同参画            | 5     |
|                    | (3) 個人の選択に応じた柔軟な働き方への改革 (重点施策 4-5)      | 2     |

【体系における第4次計画からの主な変更点】

- ① の箇所 第4次計画【基本目標Ⅰ】主要課題1を、第5次計画【基本目標Ⅲ】主要課題1に位置付けました。
- ② の箇所 第4次計画【基本目標Ⅰ】主要課題3を、第5次計画【基本目標Ⅰ】主要課題2に位置付けました。
- ③ の箇所 第4次計画【基本目標Ⅲ】主要課題1を、第5次計画【基本目標Ⅰ】主要課題1に位置付けました。
- ④ の箇所 第4次計画【基本目標Ⅲ】主要課題2施策の方向(1)を、第5次計画【基本目標Ⅰ】主要課題1施策の方向(2)に統合しました。
- ⑤ の箇所 第4次計画【基本目標Ⅲ】主要課題2施策の方向(3)を、第5次計画【基本目標Ⅰ】主要課題1施策の方向(3)に位置付けました。
- ⑥ の箇所 第4次計画【基本目標Ⅲ】主要課題2施策の方向(2)を、第5次計画【基本目標Ⅱ】主要課題1施策の方向(2)に位置付けました。
- ⑦ の箇所 昨年施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により包括的な支援に対応するため、関連する施策を含めて位置付けました。

ひたちなか市第5次男女共同参画計画（案）

【基本目標Ⅰ】男女が共に仕事と生活の調和が図られ安心して幸せに暮らせる社会環境の整備

| 主要課題                                | 施策の方向                                   | 事業項目数 |
|-------------------------------------|---|-------|
| 1. ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選べる社会の実現 | (1) 安心して働き続けるための子育て支援の充実                | 9     |
|                                     | (2) ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備 (重点施策 5-1) | 7     |
|                                     | (3) 女性の所得向上と経済的自立の促進                    | 3     |
| 2. 一人ひとりが安心して暮らせる環境の整備              | (1) 安心して暮らせる環境の整備                       | 6     |
|                                     | (2) 健康の保持・増進への支援                        | 4     |
|                                     | (3) 妊産婦及び母子保健サービスの充実                    | 3     |
|                                     | (4) 介護支援及び障害福祉サービスの充実                   | 5     |

【基本目標Ⅱ】様々な分野における男女共同参画の推進

| 主要課題                  | 施策の方向                          | 事業項目数 |
|-----------------------|--------------------------------|-------|
| 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | (1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画促進    | 3     |
|                       | (2) 農業・水産業・商工業等の分野における男女共同参画   | 4     |
|                       | (3) 地域防災・災害復興における女性の参画促進       | 3     |
| 2. 家庭や地域における男女共同参画の推進 | (1) 性別による固定的役割分担意識の解消          | 3     |
|                       | (2) 地域における男女共同参画の推進 (重点施策 5-2) | 8     |
|                       | (3) 団体活動における男女共同参画の推進          | 5     |

【基本目標Ⅲ】一人ひとりの人権と個性が尊重される社会基盤の整備

| 主要課題                                 | 施策の方向                                  | 事業項目数 |
|--------------------------------------|--|-------|
| 1. 教育やメディア等を通じた意識改革と理解促進             | (1) 男女共同参画を推進する教育や学習の充実                | 9     |
|                                      | (2) 男女共同参画の視点を踏まえた情報の提供や慣行の見直し         | 3     |
|                                      | (3) 多文化共生社会の理解促進                       | 3     |
|                                      | (4) 多様性を認め合う社会の理解促進                    | 4     |
| 2. あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える人への支援に向けた環境の整備 | (1) あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備 (重点施策 5-3)    | 7     |
|                                      | (2) ⑦男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援体制の整備 | 5     |

【第5次計画における重点施策】

- 家庭生活や地域活動に参加しながら働き続けるためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実践に向けた啓発とライフステージに合わせた雇用環境が必要と考えます。第4次計画に入れていた「個人の選択に応じた柔軟な働き方への改革」（重点施策 4-5）についてはコロナ禍を経て進捗がみられることから、第5次計画では「ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備」（重点施策 5-1）に重点施策を絞りました。
- 人口減少が続く中、地域における男女共同参画は、男女共同参画社会を形成する上で重要と考えるため、第5次計画においても、「地域における男女共同参画の推進」（重点施策 5-2）を重点的取組として取り上げました。
- 暴力の未然防止と被害者支援は、第4次計画同様第5次計画でも重点的取組として取り上げました。第4次計画では「被害者の保護及び支援体制の充実」（重点施策 4-2）も入れましたが、第5次計画では取組む内容を絞り、「あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備」（重点施策 5-3）を重点施策としました。
- ★基本目標Ⅰ主要課題1は「女性活躍推進計画」、基本目標Ⅲ主要課題2は「DV対策基本計画」、「困難な問題を抱える女性支援基本計画」として位置付けます。
- ★本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を取り入れて取り組むものとします。

# ひたちなか市中心市街地ビジョン

（案）

いきている まちなかの風景をつくる  
～つどう、つながる、はじまる。わたしのまちなか～

ひたちなか市

# Contents（目次）

## 01 はじめに …P.3

- (1) ひたちなか市中心市街地ビジョンとは
- (2) これまでのまちなかの整備状況
- (3) 中心市街地ビジョン策定の必要性
- (4) 「使う側起点」の考え方によるアプローチ

## 02 エリアの将来像決定までの取組 …P.9

- (1) エリアの将来像決定のための考え方
- (2) まちなかの現状と課題
- (3) まちなかのポテンシャル
- (4) エリアの将来像等の方向性

## 03 エリアの将来像と戦略 …P.29

- (1) エリアの将来像
- (2) エリアの将来像達成に向けたコンセプト
- (3) エリアの将来像達成に向けた基本方針
- (4) 期間
- (5) K G I
- (6) 戦略とまちなかプロジェクトの方向性
- (7) 中心市街地ビジョン全体骨格

## 04 まちなかプロジェクト …P.38

- 01 行きたくなるまちなかプロジェクト
- 02 顔が見える商業化プロジェクト
- 03 新中央図書館周辺エリア整備プロジェクト
- 04 誰もが過ごしやすいまちなかプロジェクト
- 05 健康まちなかプロジェクト
- 06 まちなか活動創出プロジェクト
- 07 にぎわいを日常に広げるプロジェクト

## 05 市民の皆さんへのラブコール(調整中)

## 06 資料編 (調整中)

# 01 はじめに

ひたちなか市中心市街地ビジョンの位置づけを整理します。



## (2) これまでのまちなかの整備状況

現在のまちなかは、平成19年度から取り組んだ「勝田駅東口地区の再整備」や、「病院を核としたまちづくり」を再生の柱として、長年にわたって整備を進めてきました。駅前広場の整備や交通結節機能※の強化、医療や福祉、商業施設などの多様な都市機能を整備しました。

また、健康をテーマとする街路空間や豊かな自然を生かした公園、民間による優良な居住環境の整備など、集約された都市機能と静かな住環境が調和する良好な市街地の形成が進み、都市機能が大幅に向上しました。



(整備前) 混雑する勝田駅東口



勝田駅東口駅前広場



日立製作所ひたちなか総合病院



健康いきいきロード



親水性中央公園



子育て支援・多世代交流施設  
「ふあみりこらぼ」

※ 交通結節機能▶交通手段や路線が結びつき、乗り換えや移動をスムーズにするための機能

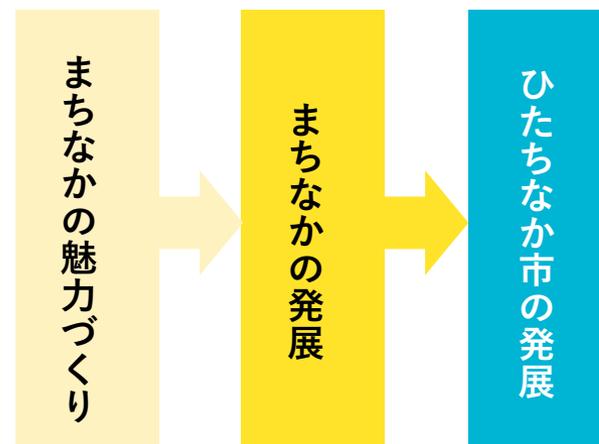
## (3) 中心市街地ビジョン策定の必要性

### なぜ「まちなか」の魅力づくりに取り組むのか？

これからひたちなか市においても本格的な人口減少社会が到来することが想定されます。そうした中でも、これまでに整備してきたインフラを活かしながら、都市機能や居住の誘導を進めることにより、生活サービス水準の維持や向上を実現するコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが求められています。また、老朽化により建て替えを進めている新中央図書館にあわせた周辺エリアの整備や、現在使用している中央図書館を含めた今後のまちなかのあり方を検討していく必要があります。

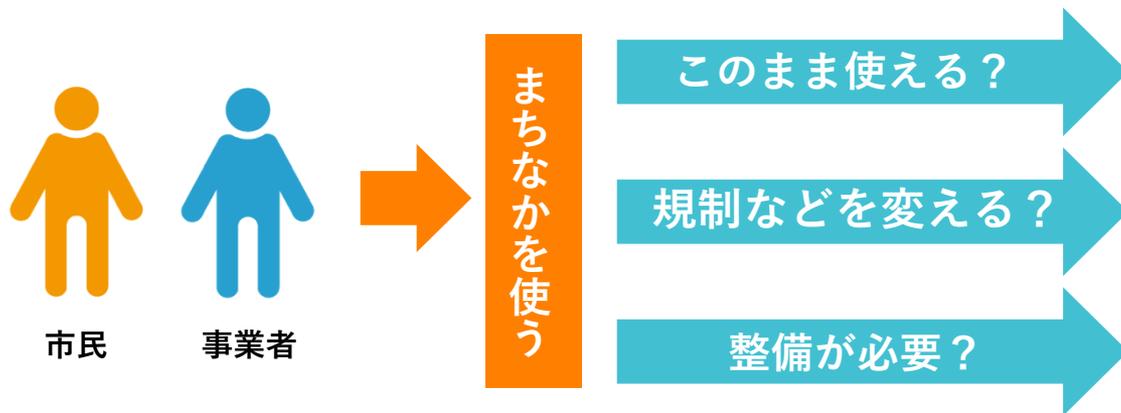
まちなかの魅力づくりに取り組むことで、まちなかに興味を持つ人が増え、まちなかの可能性や資源を活かそうとする市民、民間事業者、活動団体が集います。これにより、地域内外の人・モノの交流や循環が活性化し、市民活動や経済活動と結び付きます。こうしてまちなかが元気になることで、周辺地域も含め、健やかで楽しく、より豊かで暮らしたくなる市全体の持続可能な発展へとつながっていきます。

まちなかの魅力づくりは市全体の未来を見据えた重要な課題であり、市民や民間事業者、活動団体、そして市をはじめとする行政機関など多様な主体が連携して進めていきます。



## (4) 「使う側起点」の考え方によるアプローチ

これまでの行政計画は、「計画して、つくって、使う」という順序で進められるのが一般的でした。しかし、**このビジョンでは「使う」ことから始めるアプローチを採用**しています。具体的には、ワークショップなどを通じて、実際にまちなかで暮らし、働き、活動する市民や事業者等が「使い手」となってアイデアを出し、まちなかの強み（ポテンシャル）を活かして小さな実験や実践を重ねながら、「自分」の描くまちなかのあり方を具現化していきます。市は、その結果を踏まえ、**整備を進めてきたまちなかが「このままで使えるのか」、あるいは「新たな使える方法を市民と行政で考えていくのか」、場合によっては「整備が必要なのか」といったニーズを把握**するとともに、得られた知見をビジョンや取組に反映していく、実践と対話を重視したアプローチ（以下「コミュニティデザイン」といいます。）です。こうした方法を用いることによって、**共感を得られるまちなかづくり**が可能になります。



## コミュニティデザインによる場の整備事例

## おにクル（大阪府茨木市）

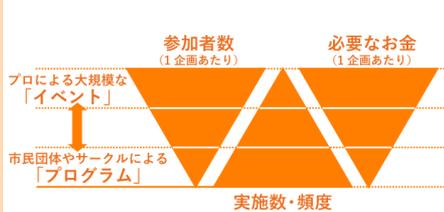
茨木市の「おにクル」は、文化・子育ての複合施設で、市民が気軽に参加できる「日常的な魅力」にあふれた「まちなか」の魅力を高める新たな拠点です。ワークショップなどを繰り返し、コミュニティデザインの手法を使って施設のあり方を検討しながら整備を進めました。また、おにクルを中心に展開される市民や活動団体が実施する小さなイベント活動は、市民一人ひとりが企画・運営し、気軽に参加・実践できる機会を創出しています。芝生広場や交流スペースといった居心地の良い場所を舞台に、手づくりマルシェや親子ワークショップ、季節ごとの遊びイベントなどが開催されることで、まちなかが「日常的に訪れたい」「関わりたい」空間へと育っています。おにクルの事例では「使う人」を起点にした施設の整備を行い、大きなイベントに頼るだけでなく、日常的な小さな活動の積み重ねによってまちなかの魅力と人の流れを持続的に生み出しています。



日常的な小さな活動

## イベントとプログラムの違い

まちなかの魅力づくりには、非日常に実施される行政や企業などのプロが実施する大きなイベントと市民や団体が実施する日常的な小さなイベント活動（以下「プログラム」といいます。）の混在が必要です。特に、プログラムは参加者数が少なくても、大きな費用をかけることなく数多く開催できるため、いつもなにかが行われている風景が広がります。そして、参加する市民が活動している市民を見て「自分もやってみたい」といった気持ち生まれやすくなり、さらにプログラムが増えていく可能性が高くなります。



## 公民連携により公共空間を活用した事例

## ほこみち（広島県福山市）

福山市では、福山駅周辺のにぎわい再生に向け、道路を歩行者にとって安心して歩いて楽しく過ごせる「みち」にしていく制度である「歩行者利便増進道路（ほこみち）」を活用した実践に取り組んでいます。駅周辺や商店街の歩道を単なる通行空間にとどめず、滞在や交流を促す場へと変える試みです。伏見町エリアでは、歩道にテーブルやイスを設置し、休憩や飲食ができる実証実験を行いました。従来は「通り過ぎる場所」であった歩道に、人々が立ち止まり会話を交わす風景が生まれました。こうした実験を踏まえ、商店会を中心に「デニム屋台プロジェクト」を立ち上げ、ほこみちの指定を受け、特産であるデニムののれんをあしらった屋台を設置。祭りやマルシェイベントなどでの活用を進めるなど、まちなかの魅力を高める新しい取組にチャレンジしています。



ほこみちを活用した屋台等の設置

また、駅前の歩道空間では社会実験を経て、国家戦略特区制度を活用した空間利用が進んでいます。これらの取組は、行政が制度活用に向けた手続きや関係者協議を支援し、民間事業者がサービスや活動を生むという連携により、人中心の空間活用を実現している点が特徴です。公共空間を「誰かのもの」ではなく「みんなの資源」として活かす姿勢が表れています。人が歩きやすく、立ち寄りたくなり、つながりを感じられるまちなかをつくることは容易ではありません。福山市の取組は、小さな実践を積み重ね、駅前や商店街を「通り過ぎる場所」から「居心地の良い居場所」へと変えていく可能性を示しています。



特区認定による公共空間の活用

## 02 エリアの将来像決定までの取組

「まちなか」がどうなったらいいか。

多くの方から聞いた「まちなかへの想い」や現状・課題、ポテンシャルなどを踏まえ、エリアの将来像の方向性などを整理しました。

## 2 | エリアの将来像決定までの取組

### (1) エリアの将来像決定のための考え方

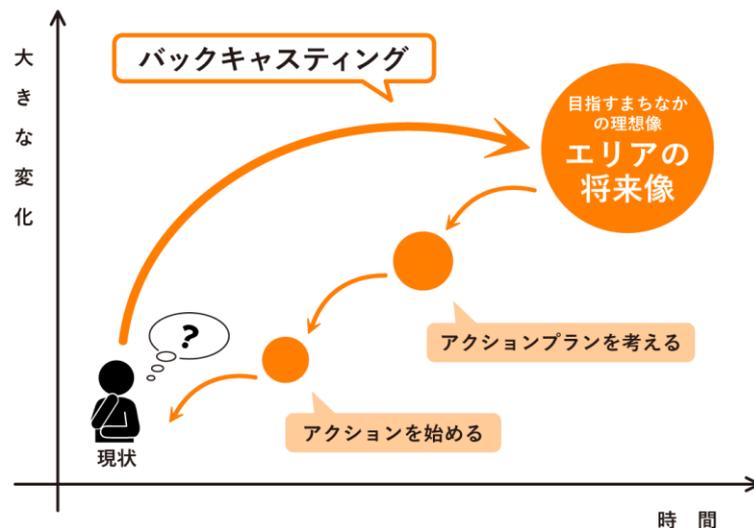
エリアの将来像を実現するためには、そこに多様な人の関わりが欠かせません。

さまざまな考えを持つ人と共に考え、多くの人と考えを共有し、納得できる将来像があつてこそ、多様な主体が力を合わせて取り組むことができます。そのため、エリアの将来像をつくるにあたり、以下の考え方で進めました。

#### ① バックキャストिंगで考える

バックキャストिंगは理想の未来像を起点に行動（アクション）を逆算して考えることで、従来の延長線では見えにくい発想や取組が生まれるとされています。

実践と対話を重ねること得たニーズや知見等をビジョンに反映させようとするコミュニティデザインの手法は、バックキャストिंगを採用することに適しています。まちなかの未来を多くの人と共に考え、多様な主体が共通のゴールを描くことで、具体的なアクションプランや協働の促進につながります。



### ② 市民の声を聞く

#### 60組から「あったらいい」 まちなかのイメージをヒアリング

市民の声を聞くことは、エリアの将来像づくりに欠かせません。地域に暮らす人々の想いや課題を反映することで、共感を得られる将来像になります。

ビジョン策定のスタートとして、地元自治会長や事業者、地域で活動する団体の代表者など、およそ60組の方々からまちなかを魅力的な場所にするためのそれぞれの想いなどをヒアリングし、「あったらいいまちなかのイメージ」を整理しました。

また、多くの方のまちなかに関する意識を把握するため、市民3,000人を対象とした意識調査や、東京圏在住者1,000人を対象としたインターネットによるアンケート調査を実施しました。



まちなかに立地する自治会長、子育て中の保護者、市民活動団体、商業関係者、福祉関係者や高校生など、60組からヒアリングを行った。



60組の声から92の「あったらいいまちなかのイメージ」を言葉の葉として抽出し、ワークショップ参加者等がシールを貼ることで共感を確認した。

### まちなかに関するヒアリング等の声「あったらいいまちなかのイメージ」

#### 安心

##### 居心地が良い、ゆったりとした静かな場所

- ・自分らしくいられる、目的がなくてもいられる
- ・今と変わらない自然のある風景を大切にする
- ・自然豊かな公園で静かに過ごすことができる

#### つながり

##### 出会い、交流を深めるつながりのある場所

- ・多様な人と出会い、つながり、仲良くなれる
- ・一人で暮らしていても、さみしくない
- ・応援する、応援してもらえる
- ・歩きやすく、夜間も街灯があり明るく回遊しやすい
- ・協働や連携がうまれやすい
- ・誰もが過ごしやすい、運動しやすい

#### ワクワク感

##### イベントなど何かがありそうな期待感のあるアクティブな場所

- ・まちなかに行ったら何かがありそうな期待感がある
- ・一過性ではなくて日常になっている
- ・若い人がチャレンジしやすい
- ・入ってみたいくなるカフェや个性的なお店等がある
- ・イベントを満喫できる

#### 愛着

##### 寛容性を大切に、育てていく場所

- ・他の地域から移り住んだ人が多い地域特性からうまれた寛容性をこれからも大切にしたい
- ・まちなかのいいところをもっとオススメしたい
- ・もっとまちなかのことを考える人が増えるように、みんなのためになることがしたい
- ・主体的に関わることでまちなかを自分の場所にしていくことができる

### ③ まちなかを使うことから考える

#### まちなかでやってみたいことを 「小さくお試し」して考える

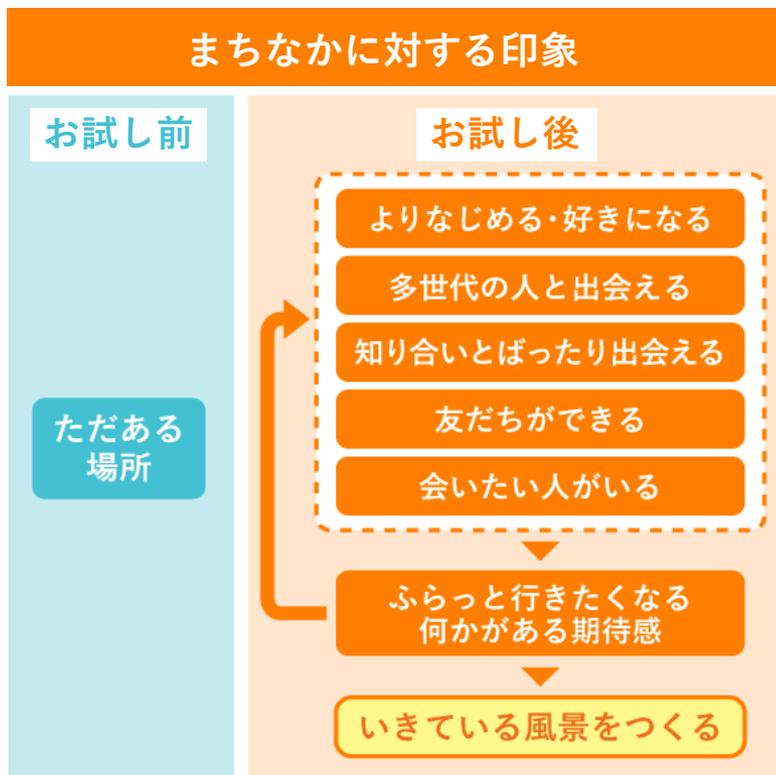
まちなかで市民や事業者のやってみたいことを小さく社会実験する取組（以下「小さくお試し」といいます。）によって得られたニーズや知見を踏まえてエリアの将来像を具体化します。

また、小さくお試しの活動を通して、まちなかに興味がある人が仲良くなり、新たな活動が生まれることで、まちなかを考える機会としていきます。

ワークショップや小さくお試しを重ねることで生まれた参加者のまちなかに対する前向きな「気持ちの変化」を整理しました。



### 小さくお試し参加者の気持ちの変化



お試しする前は、まちなかは勝田駅を登下校や通勤の送迎などで利用することはあったものの、自分にとって意味がある場所ではなかったといいます。

小さくお試しを行うことで、まちなかにより親しみを感じ、人との出会いがあり、友だちができ、会いたい人がいる場所になったと言います。さらに、そのような場所や雰囲気であれば「ふらっと行きたくなり」「何かがある期待感」が生まれ、そうした人がいることで「いきている風景をつくっていく」という意見がありました。

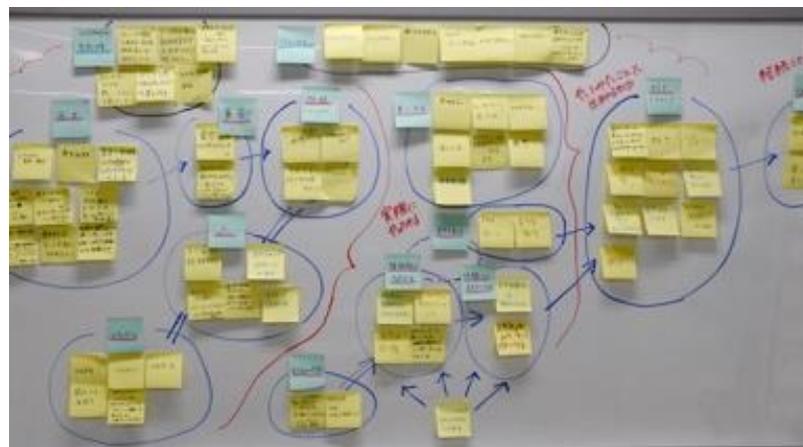
お試しする前は、イベントは誰かがやるもので自分は参加する側だと「他人事」のように感じていたようです。

実際に自分が発案、企画、実施までしたことで、「好きなことをやってもいい」と思え、「やりたいことができる」「活動を知ってもらえる」と気付いたと言います。さらに主体的にまちなかに関わることで「まちなかが躍動し」「自分の場所になり」「まちなかを変えることができる」実感を得たという意見がありました。

### ④ 市職員も勉強する

#### 13課約30名の市職員がプロジェクトチームを結成

市もまちづくりを担う一員です。市職員が市民の声を丁寧に聴くことに加えて、地域やまちづくりについて学び、理解を深めることが重要です。そのため、まちなかに関連する部署が、分野を横断するプロジェクトチームを発足し、ヒアリングやワークショップなどの取組で把握してきた市民のまちなかに関する想いを共有し、共通点や深層的な想いから理想のまちなかを整理しました。また、プロジェクトチームでは、「これまでのまちなかの整備状況、現状、課題」に加えて「誰がまちなかで過ごすのか」「ポテンシャルは何か」といった点を踏まえ、行政としての目指すまちなかについて整理しました。



プロジェクトチームでは、2年間で12回にのぼる話し合いを重ねた。

### ⑤ ビジョン策定の情報を共有する

#### 多様な立場の人と 対話を重ねながらビジョンを策定

ビジョン策定の情報をオープンにすることで、多様な立場の人がエリアの将来像を理解しやすくなります。また、さまざまな人との対話と共有を重ねることで、まちなかに対して関心が高まるとともに活動する人が増え、未来を共に考えエリアの将来像を実現していくための土台が築かれます。

そのため、多様な立場の人が参加するシンポジウムや、まちなかの未来を話し合う未来デザイン会議などを開催し、対話を重ねながらビジョン策定を進めることで、多様な意見を尊重した、実効性のある将来像づくりを目指しました。



いつものまちなかをつくるワクワクシンポジウム（2025年2月）



未来デザイン会議まちなか編（2025年10月）



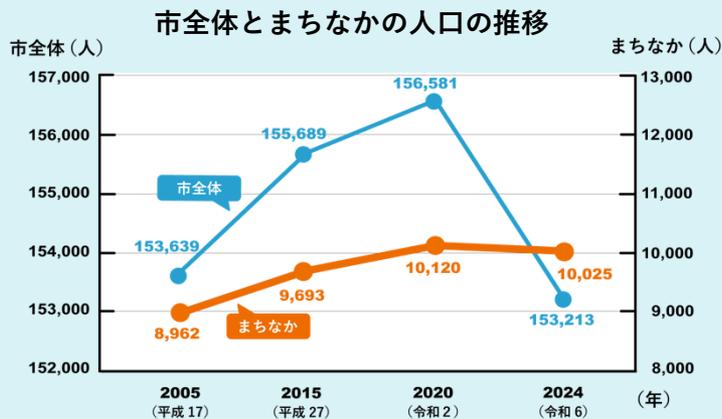
### (2) まちなかの現状と課題

エリアの将来像を描くためには、まちなかの状況をしっかりと把握することが欠かせません。そのため、客観的なデータに基づく分析と、多様な立場の声を踏まえたヒアリング等をもとに現状と課題を整理しました。

#### ① データで見る現状と課題 (1/4)

##### まちなか人口は堅調

市全体としては人口が減少局面に転じています。まちなかの人口もゆるやかな減少傾向にあるものの、再整備を実施した平成19年以前と比較すると着実に増加しており人気の居住エリアとなっています。



出典：国勢調査（2005年、2015年、2020年）、茨城県常住人口調査（2024年）

##### 勝田駅乗車人員は回復期

勝田駅の乗車人員は令和元年までは増加傾向にありましたが、コロナ禍による外出自粛などの影響により大幅に減少しました。現在は回復傾向にあります。



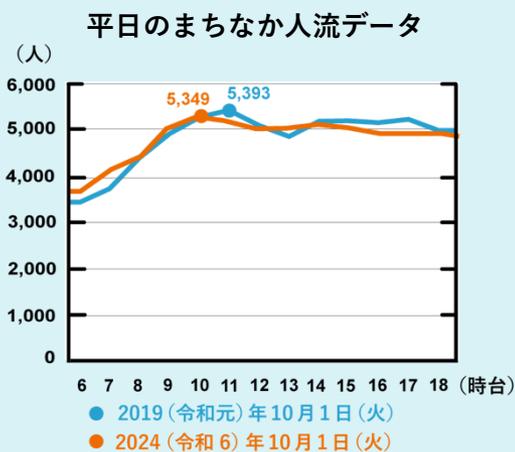
出典：統計ひたちなか及びひたちなか海浜鉄道資料

## ① データで見る現状と課題 (2/4)

今回の調査では休日の人流データに減少がみられました。また駐車場が増加しています。

### 平日の人流データは 大きな相違なし

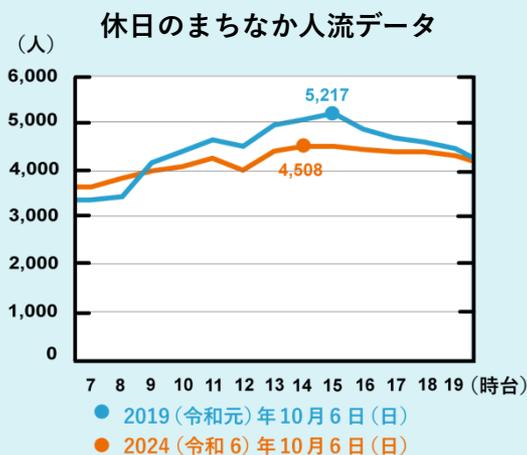
コロナ禍前と比較した平日のまちなかの人流データは大きな変化はみられませんでした。



出典：モバイル空間統計によるデータに関するレポート (2025年)  
※対象エリア：勝田駅東口1kmメッシュ

### 休日の人流データは 減少がみられる

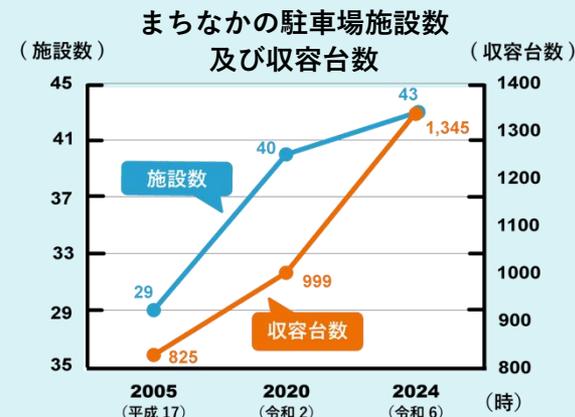
コロナ禍前と比較した休日のまちなかの人流データは減少が見られます。



出典：モバイル空間統計によるデータに関するレポート (2025年)  
※対象エリア：勝田駅東口1kmメッシュ

### 駐車場の増加

まちなかでの駐車場施設数、収容台数はともに増加傾向にあり、商店からの転用や土地利用の単調化などが目立っています。



出典：市商工振興課調べ

## ① データで見る現状と課題 (3/4)

市民アンケートの結果では、まちなかに対するオススメ度が相対的に低く、出かける機会が減少しています。また、まちなかの活性化に対する充実希望度が減少しています。

### オススメできないまちなか

ひたちなか市のオススメ度を調べるネットプロモータースコア（NPS）では、「まちなかで過ごすこと」が他の項目より低くなっています。

#### オススメランキング

| 項目              | NPS   |
|-----------------|-------|
| 住みやすさ           | -21.3 |
| 全般的によいまちであること   | -29.3 |
| 買い物・遊びなどで訪れること  | -40.5 |
| 働きやすさ           | -53.8 |
| 子育てのしやすさ        | -56.4 |
| 仕事後の時間を楽しむこと    | -70   |
| 趣味や教養を深めること     | -71.5 |
| いろいろな人と交友を深めること | -73.8 |
| 勝田駅前のまちなかで過ごすこと | -76.7 |

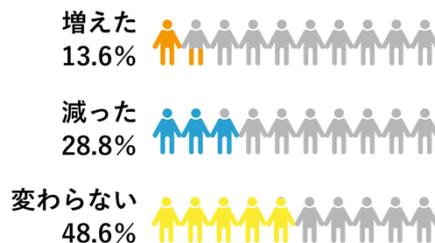
出典：まちづくりに関する市民意識調査（R6）

※ネットプロモータースコア（NPS）：他者に推奨する可能性を0～10で評価し、推奨者（9～10点）割合から批判者（0～6点）割合を引いて算出。マイナスになることが多い。「交友を深めること」や「趣味や教養を深めること」、「仕事後の時間を楽しむこと」もNPSが低くなっている。

### 出かける機会減少

コロナ禍前と比較してまちなかへ出かける機会は「増えた：13.6%」に対して「減った：28.8%」となっています。

#### コロナ禍前と比較したまちなかへ出かける機会

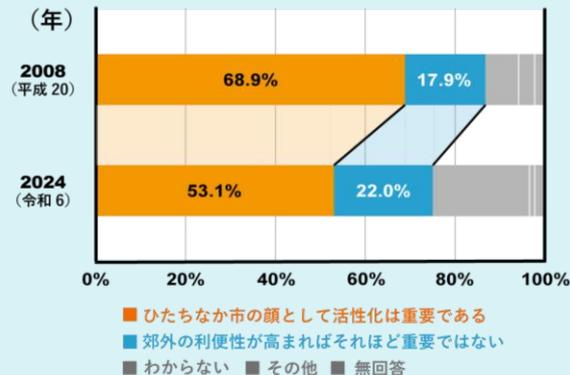


出典：まちづくりに関する市民意識調査（R6）

### 活性化に対するニーズ減少

平成20年度に実施した調査と比較して、まちなかの活性化について重要と回答した割合は減少しています。

#### まちなか活性化の認識



出典：まちづくりに関する市民意識調査（R6）、  
 中心市街地活性化に関する意向調査（H20）  
 ※令和6年は平成20年調査の「まちなか在住者」、  
 「まちなか以外の在住者」の回答比率と同率に補正

### ① データで見る現状と課題 (4/4)

まちなかを頻繁に利用する層はまちなか在住者ですが、まちなか在住者も、まちなかを「余暇等を過ごす場所」としてイメージする人は半数以下となっています。また東京圏からの来訪者のまちなかへの立ち寄りも、今後の伸びしろがあります。

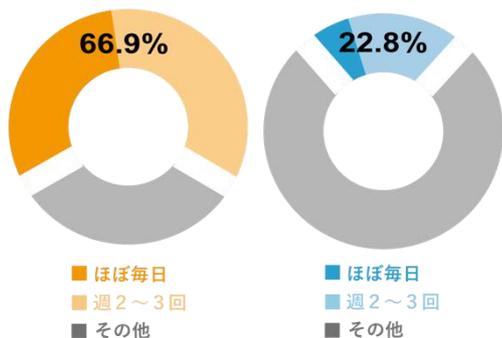
#### まちなか利用者は まちなか在住者

週2～3回程度以上まちなかを利用する人は、まちなか在住者が66.9%、まちなか外在住者22.8%となっています。

まちなかの利用頻度

まちなか在住者

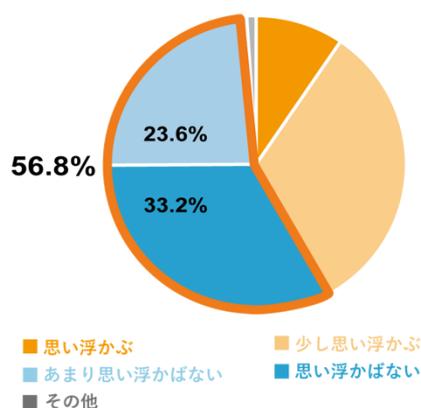
まちなか外在住者



#### 余暇等を過ごす場所としての イメージは低い

まちなか在住者の半数以上が、まちなかを余暇や友達と過ごす場所として（あまり）思い浮かばないと回答しています。

余暇や友達と過ごす場所としての  
まちなか（まちなか在住者限定）



#### 来訪者のまちなかへの 立ち寄りは伸びしろあり

東京圏からの来訪者で、まちなかへの立ち寄りは、鉄道（JR）利用者が約45%、鉄道利用者以外は10%台となっています。

東京圏在住来訪者の移動手段と  
まちなかへの立ち寄りの相関

| 移動手段             | 立ち寄り  |       |
|------------------|-------|-------|
|                  | あり    | なし    |
| 鉄道（JR）           | 44.5% | 55.5% |
| 自動車（高速道路）        | 15.4% | 84.6% |
| 自動車（一般道）         | 17.2% | 82.8% |
| バス<br>（バスツアーを含む） | 17.4% | 82.6% |

### ② ヒアリング等から聞こえた代表的な意見 (1/2)

ヒアリングやワークショップ、アンケートの自由記載等から、まちなかでつどうためのベンチの設置といった環境整備や、事業を継続していくためのビジネスモデル転換の必要性、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかを希望する声があります。

#### 座る場所などのニーズあり

勝田駅前でのベンチや休憩スペースに加え、飲食・本屋の立地といった若者も含めて滞留できる環境の充実について意見があります。

#### ヒアリング等で聞こえてきた声(主なもの)

- 勝田駅前の環境整備（ベンチ・休憩スペースの設置、飲食・土産店誘致）
- 公園や新中央図書館、コミュニティスペースなどの施設が充実してほしい。

#### ●代表意見

- ・ 勝田駅前に座って待てる場所がなく不便。駅利用者の利便性を考えた環境整備をしてほしい。
- ・ ファーストフード店や本屋を。駅ビルがないため若者が集まらない。

#### 社会の変化に対応した事業展開

民間事業者からは、後継者の不在や建物の老朽化、デジタル化など社会の変化に対応した事業展開を検討する必要があるといった意見があります。

#### ヒアリング等で聞こえてきた声(主なもの)

- 資金、施設、空間、スキルなどの資源が不足している。
- 時代に応じたビジネスモデルへの転換方法がわからない、きっかけがない。

#### ●代表意見

- ・ 後継者がいないことから、新しい投資や改築をすることが難しい。
- ・ デジタル化する社会に、なかなか追いつけない。

#### 居心地が良く歩きたくなるまちなか

歩道の老朽化等への対策や、夜間の照明の充実など、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなかに向けた意見があります。

#### ヒアリング等で聞こえてきた声(主なもの)

- 居心地がよく歩きやすくするために老朽化したものを更新してほしい。
- 夜間の歩く場所を明るくしたり、植栽を充実して歩きたくなるといい。

#### ●代表意見

- ・ 歩道のラバーチップ舗装の劣化が進んでいる場所がある。
- ・ 夜間の照明が暗い。
- ・ 歩道のバリアフリー化や災害時の緊急輸送道路の対策を検討する必要がある。緑や花の植栽などの充実。

### ② ヒアリング等から聞こえた代表的な意見（2/2）

子どもや自分自身の将来を見通すことが難しく、将来に対する不安を感じるといった意見や、まちなかに関わり、使っていくためのノウハウやルールが変わっていくことを望む声がありました。

#### 将来や社会に対する不安

子どもや自分の将来を案じる人が多く、ロールモデル※となる人との出会いが少ないことから、内向きな思考になっていくことを懸念する意見があります。

#### ヒアリング等で聞こえてきた声(主なもの)

- 子どもが一人で行動することや、将来をどう決めるか分からず不安に思う大人が多い。
- ロールモデルがないことから、この先、どうなるかわからず行動しづらい。

#### ◎代表意見

- ・子どもが一人で出かけるのが危険だと感じ、近所の習い事に通うのも親が送迎する。
- ・自分の将来が見通せず、生き方、働き方に不安を感じる。

#### まちなかを楽しむ ノウハウ不足

まちなかに対して関わる・使うことに対するノウハウが不足しているといった意見があります。

#### ヒアリング等で聞こえてきた声(主なもの)

- もっと自分たちもまちなかで楽しいことができるようにしてほしい。
- イベント以外でもまちなかに集うようになったらもっと魅力的になる。

#### ◎代表意見

- ・まちなかが「何かやっいいい」場所とは思わない。知らない人が行きかうただある場所。
- ・まちなかでは多くのイベントがあるが、それは客として参加して楽しむもの。

#### ルール・規制が合わない

この場所でこういうことがしたいと思う今の人の考え方に、既存のルールや規制が合わず、やりたいことを断念するという意見があります。

#### ヒアリング等で聞こえてきた声(主なもの)

- 既存のルールや規制が変えられるのか検討が必要。
- 「なにかやりたい」という市民の主体性を発揮できる機会と捉え、まちなかを使いこなす人を増やすルールが望ましい。

#### ◎代表意見

- ・キッチンカーを出したいと思っても、おきたいと思う場所は前例がないから出せないと言われた。
- ・公園でデイキャンプしたいという声はあるものの騒音を気にして断られた。

## 2 | エリアの将来像決定までの取組

### (3) まちなかのポテンシャル (1/2)

まちなかの特性や魅力を再確認し、エリアの将来像の実現に向けた可能性を明らかにするため、職員プロジェクトチームを中心にポテンシャルを整理しました。

まちなかには、新しく訪れる人を迎え入れる風土や新しい挑戦を受け止める懐の深さがあります。また、まちなかで活動する人が新たな価値やつながりを生み出すだけでなく、仲間として支え合う関係性も、まちなかならではの魅力です。シビックプライド（まちへの誇りや愛着）の高いまちなかは絶えず進化し続けるポテンシャルを秘めています。

#### 新しく訪れる人を 迎え入れる風土

大きな企業が立地するひたちなか市には、これまでも国内外から多くの人に移り住んできました。その背景が、新しく引っ越してくる人を自然に受け入れる、やさしいまちの風土につながっています。

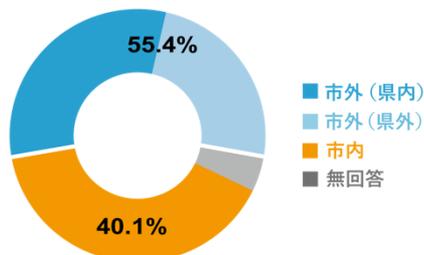
#### ライバルではなく仲間

行きたいお店が満席だったとき、店主が別のお店に連絡して予約をしてくれたり、「あそこもおいしいよ」とその場で紹介してくれたりといった声が聞かれました。お店同士の信頼関係は、訪れる人にとってもまた来たい理由になっています。

#### 活動する人、 これから始める人

まちなかで活動している人や、これから何かを始めようとする人の存在は、新しい価値やつながりを生み出します。その積み重ねが、まちなかの魅力や機能を高める原動力になっています。

#### およそ55%は市外・県外出身者



出典：まちづくりに関する市民意識調査 (R6)

#### シビックプライド茨城県内第1位

出典：シビックプライドランキング調査2024 (読売広告社)

#### 新しい挑戦を後押しする 寛容なまちなかの雰囲気

出店やイベントなどに挑戦するとき、周囲の人が温かく見守ってくれたり、サポートしてくれた、という声が多く聞かれました。まちなかには、団体だけでなく個人の活動も受け止める懐の深さがあり、新たな挑戦を後押しする土壌が育っています。

#### 高いシビックプライド

まちなかに愛着を持って考え、行動する人が増えるよう、みんなのためになることがしたいという声が多く聞かれました。ひたちなか市に根付くシビックプライドは、まちなかを動かす大きな力となります。

## 2 | エリアの将来像決定までの取組

### (3) まちなかのポテンシャル (2/2)

整備された公共空間や多様な公共施設、本市の玄関口の勝田駅、魅力的な個人商店・ナイトタイムエコノミー、イベントによる集客力もまちなかの強みです。空き家・空き店舗といった遊休不動産の活用や郊外に訪れる観光客等のまちなかへの回遊も含め、さまざまな資源が重なり合う、多様な可能性を秘めたエリアです。

#### 整備された 活用できる公共空間

これまでの整備により勝田駅前には「いこいの広場」などの良質な歩行空間が広がります。また、昭和通りや健康いきいきロードといった道路や、親水性中央公園・石川運動ひろばなどの公園、市営駐車場などが多数あります。

#### 魅力的な個人商店と 人気のナイトタイムエコノミー

まちなかには魅力的な個人商店が立地しています。またお酒を提供する夜経営の飲食店の割合が高く、魅力的な個人商店を求め市外からの来客も多くなっています。

#### 充実した イベントと集客力

まちなかでは年間を通じて市をはじめ各種団体による大規模・中規模のさまざまなイベントが開催されます。また、イベント時は非常ににぎわい、まちなかは集客力があるエリアでもあります。

#### 多数の公共施設

令和10年度にオープン予定の新中央図書館やふぁみりこらぼ、文化会館、ワークプラザなど多くの公共施設があります。

#### 遊休不動産 (空き家・空き店舗)

空き家や空き店舗は、リノベーションや用途転換により新たな価値を生み出すポテンシャルを秘めています。

#### 令和5.6年 観光入込客数 茨城県内第1位

出典：茨城県観光動態調査

#### 郊外大型店舗の立地や 観光客の増加

郊外には集客力がある商業施設が立地するほか、国営ひたち海浜公園をはじめとして県内トップクラスの観光入込客数を誇ります。まちなかの差別化や魅力向上により多くの方がまちなかへ訪れる可能性があります。

#### 交通結節点・ 玄関口「勝田駅」

勝田駅は市外来訪者を迎える玄関口として、まちなかとの交流を生む重要な拠点です。駅前空間と商店街・公共施設をつなげることで、訪れる人が自然にまちなかを歩き、まちなかと触れ合う流れを生み出すポテンシャルを持っています。

## 2 | エリアの将来像決定までの取組

### ▶ まちなかポテンシャルマップ



## 2 | エリアの将来像決定までの取組

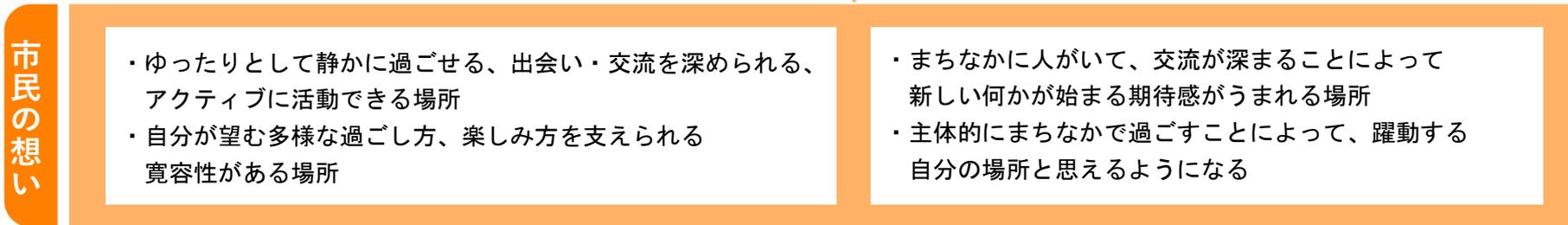
### (4) エリアの将来像等の方向性

ヒアリングや小さくお試し参加者の声、職員プロジェクトチームにおける現状・課題・ポテンシャル等の整理、シンポジウムなどでの情報共有を踏まえて「市民が理想とするまちなか」と「行政として目指すまちなか」を以下のとおり整理しました。また、そこから「エリアの将来像」等の方向性を導き出しました。

#### 市民が理想とするまちなか

ヒアリングより

小さくお試し参加者より



多様な過ごし方ができ、自分の色がだせる場所として感じられるまちなか

### (4) エリアの将来像等の方向性

#### 行政として目指すまちなか

##### 市民が理想とするまちなかを実現する考え方

###### ▶ コンセプトの方向性

###### ①居心地が良く、「安心」して「つどう」ことができるまちなかにする

現状・課題

- ・ 休日の人流減少
- ・ まちなかの魅力や存在感の低下
- ・ 駐車場の増加
- ・ 社会の変化に対応した事業展開

ポテンシャル

- ・ 魅力的な個人商店等の立地
- ・ 遊休資産活用の可能性
- ・ 交通結節点・玄関口「勝田駅」
- ・ 郊外大型店舗の立地・観光客の増加

###### ②歩きやすく、誰もが過ごしやすい「つながり」のあるまちなかにする

現状・課題

- ・ 座る場所が少ない
- ・ ウォーカブルへの対応
- ・ 漠然とした将来への不安

ポテンシャル

- ・ ライバルではなく仲間という感覚
- ・ 整備された公共空間・公共施設

###### ③「ワクワク」を感じる新たな活動が「はじまる」まちなかにする

現状・課題

- ・ まちなかを使うノウハウ、ルール不足（まちなかを使うサポート不足）

ポテンシャル

- ・ 挑戦を応援する雰囲気
- ・ 活動する人、これから活動を始め人
- ・ 充実したイベントと集客力

###### ④①～③を結び付け、誇りや「愛着」を感じ、「自分事化」するまちなかにしていく

現状・課題

- ・ オススメしたいまちなかではない
- ・ まちなかは他人事

ポテンシャル

- ・ 寛容性があり、新しいものを迎え入れる風土
- ・ 高いシビックプライド

##### これまで（これから）の取組

###### ▶ 基本方針の方向性

###### これまでの都市整備を活かした都市機能の向上

- ・ これまで整備を進めてきた勝田駅東口や病院周辺などの都市機能を活かすとともに、現中央図書館をはじめとしたポテンシャルの活用・公民連携など、多角的な視点から今後のまちなかを検討していく。

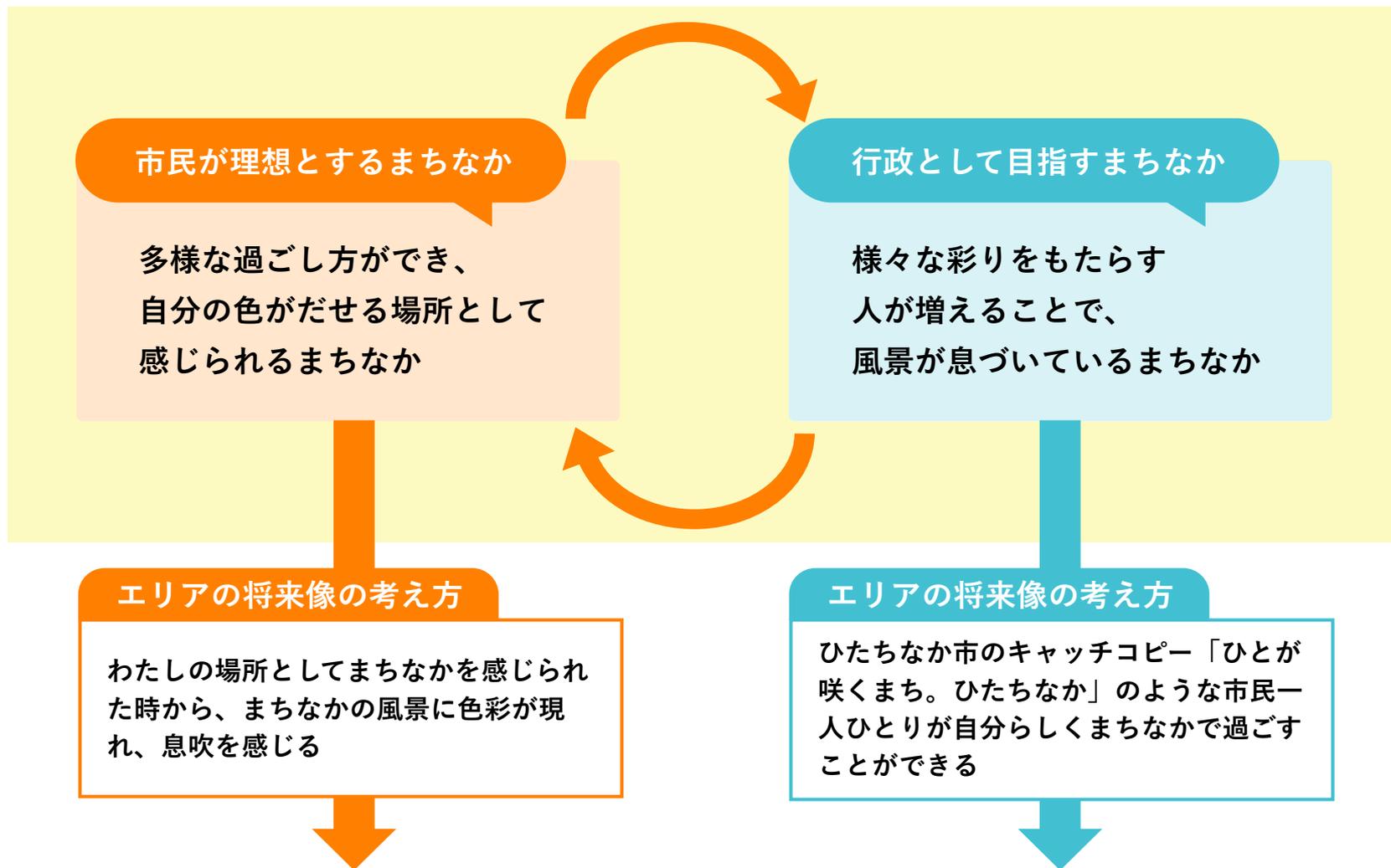
###### コンパクト・プラス・ネットワークの推進

- ・ コンパクトで機能的なまちを目指し、多角的な視点から今後のまちなかを検討していく。

###### 市民協働や公民連携による共創の推進

- ・ 市民や団体の「やってみたい」気持ちを後押しし、小さく実験的にまちなかを使っていく。
- ・ その実験や実践の結果だけでなく、プロセスを経験することで得る知見の蓄積も重視する。
- ・ そうした様々な検討の中で、規制の緩和や整備などの検討を行う。

## 2 | エリアの将来像決定までの取組



### ●エリアの将来像の方向性

まちなかの風景が「**生きている**」ようになること

# 03 エリアの将来像と戦略

エリアの将来像を明確化し、それを実現する戦略を整理しました。

#### (1) エリアの将来像

##### いきているまちなかの風景をつくる

居心地が良くゆったりとした「**静かな過ごし方**」ができたり、歩いていたらばったり知り合いに会って談笑するような「**交流**」が生まれ、まちなかを「**アクティブ**」に多様に使う人がいたりすることで、目的がなくてもまちなかに行くだけで楽しい気持ちになる。まちなかの「**寛容性**」によって幅の広い過ごし方・楽しみ方ができ、様々な彩りをもたらす人が増えることで、まちなかが息づくような『**いきているまちなかの風景をつくる**』ことをエリアの将来像とします。そして、ひたちなか市に関わる人がまちなかへの誇りや愛着を深め、まちなかで過ごす時間が増えることを目指します。

#### (2) エリアの将来像達成に向けたコンセプト

##### 「つどう、つながる、はじまる。わたしのまちなか」

まちなかを、**足が向かい（つどい）**、**歩きやすく過ごしやすい（つながる）**、**自分のやってみたいができる（はじまる）**場所にすることを戦略として位置づけるとともに、これらによって**まちなかとの接点を増やすこと**で誇りや愛着を感じる（わたしの）エリアにしていくことを目指し、『**つどう、つながる、はじまる。わたしのまちなか**』をエリアの将来像達成に向けたコンセプトとします。

## 03 エリアの将来像と戦略

---

### エリアの将来像

イメージ図作成中

### (3) エリアの将来像達成に向けた基本方針

#### ① スモールスタートで始める

事業をスモールスタートで実施することで、リスクを抑えながら柔軟に改善を重ねることができ、失敗しても軌道修正がしやすくなります。参加者や地域の反応を見ながら進めることで、実情に合った取組が可能となり、継続的な成長や共感の醸成にもつながります。



イラスト検討

#### ② 公民連携で進める

行政だけでは捉えきれない地域のニーズや個人の想いに対し、市民や民間事業者の柔軟な発想・行動力を組み合わせる「公民連携」によって取り組むことで、多様で持続可能なまちづくりが実現します。公共と民間の互いの強みを活かすことで、公共空間や地域資源の価値を最大限に引き出し、エリア全体の魅力と活力を高めます。

#### ③ プロセスを重視する

事業の実施のみを目指すのではなく、関わる人々とのプロセスにも意味を見出します。たとえ結果が期待通りでなくても、関わった経験や学びが地域にとって価値のあるものとなります。このアプローチは、地域住民や関係者が主体的に関与し、共に成長していくことを重視しています。

#### (3) エリアの将来像達成に向けた基本方針

#### ④ 使う側起点でポテンシャル（既存ストック）を考える

人口減少社会の到来を踏まえ、コンパクトで機能的なまちを目指し、ソフト事業を中心に据えながら、まちなかに数多くあるポテンシャル（23ページ参照）を「使っていく」という視点を持って最大限活用し、今後のあり方を検討します。また、ハード面の事業実施にあたってはソフト事業との連動を考慮しつつ、必要性を検討して事業に位置づけます。

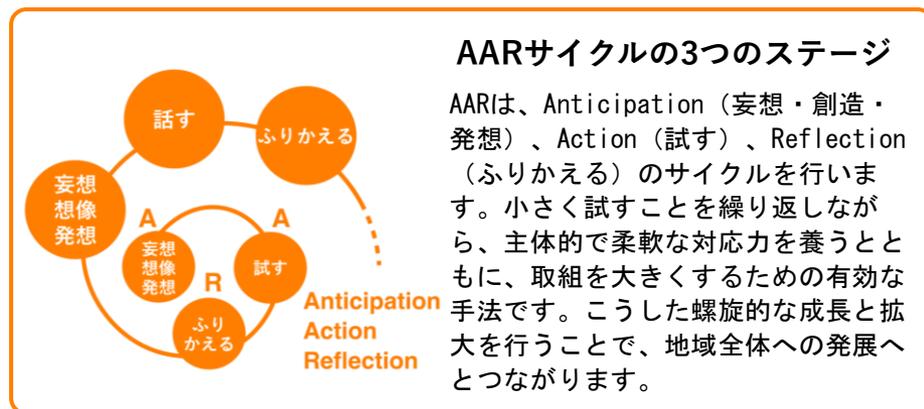
令和10年度完成予定の新中央図書館はまちなかの大きなリノベーションです。この契機を最大限に活かし、公民連携による小さなリノベーションや日常的なプログラムの充実を積み重ねることで、人が関わり続けたい魅力や多様な居場所を生み、まちなか全体の価値と活力を高めます。

#### ⑤ 螺旋的な成長と拡大を目指す

まちなかでの取組を直線的な道筋ではなく、螺旋的なイメージで捉えます。活動が積み重なることで、地域の魅力や活力が拡大していきます。この螺旋的な成長は、試行錯誤を繰り返しながら、地域全体の発展へとつながります。

#### ⑥ 戦略的な実施と柔軟な対応で進める

実現に向けた取組の実施、継続、中止などの判断は、これらの基本方針を踏まえ、毎年度総合的に行います。社会情勢や地域の状況に応じて柔軟に対応し、最適な方向性を模索します。また、実施、継続、中止に関わらず、結果や過程は検証し、次のステップへの学びとします。



## (4) 期間

### 令和8年度～令和11年度

短期でまちなかを変化させていくことを目標とするとともに、令和10年度に新中央図書館の供用が開始される予定であることなどを踏まえ、ビジョンの期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とします。取組の状況に応じて期間を延長することがあります。

## (5) KGI

### 相談件数、まちなかでの活動数、オススメ度（NPS）

KGI（Key Goal Indicator／重要業績評価指標）は市民が「まちなかを使うことに関する相談件数」、「まちなかでの活動数※」、市民の「まちなかで過ごすことに対するオススメ度（NPS）」（19ページ参照）とします。

| KGI                        |             | 現状値（令和6年度） | 目標値（令和11年度） |
|----------------------------|-------------|------------|-------------|
| 「まちなかを使うこと」に関する相談件数        |             | 40         | 80          |
| まちなかでの活動数                  | イベント・プログラム数 | 358        | 430         |
|                            | 施設利用件数      | 12,054     | 12,730      |
| 「まちなかで過ごすこと」に対するオススメ度（NPS） |             | ▲76.7      | 現状値以上       |

※ まちなかでの活動数 イベント・プログラム数▶道路、公園、市営駐車場、ふぁみりこらぼ、中央図書館等でのイベント等開催数  
施設利用件数 ▶文化会館、ふぁみりこらぼ、中央図書館、ひたちなか・ま等の利用件数

#### (6) 戦略とまちなかプロジェクトの方向性

エリアの将来像を実現するため、3つの戦略とまちなかプロジェクトの方向性を下図のとおり整理しました。まずは「行ってみよう、過ごしてみよう」と思えるきっかけを増やし、まちなかをつどう場所にします。さらに、そこは歩きやすく過ごしやすい場所で、人と人、人とまちなかがつながります。そして、「やりたい、やってみたい」という気持ちを後押しすることで、活動を始められるエリアへと育てます。こうした動きを有機的に結び付け、相乗効果を生み出しながら、誇りや愛着を感じるエリアにしていくとともに、ステークホルダーとの連携を深め、良質な民間投資を促し、エリア全体の価値向上とにぎわいの創出を目指します。

##### 戦略①

まちなかへ足が向かい、望んだ過ごし方や多様な関わり方ができる  
(つどう/場)

##### 考え方

公共施設や個人商店が多く立地している強みや、整備を進めている新中央図書館を活かし、まちなかを「つどう」ことができる場所にする

##### プロジェクトの方向性

- ① 行きたくなる場所をつくる
- ② 顔が見える商業を活かす
- ③ 新中央図書館整備を活かす

##### 戦略②

歩きやすく、誰もが過ごしやすいまちなかにする  
(つながる/つながり・回遊)

##### 考え方

新たな取組を受け入れる寛容性や、これまで進めてきた病院周辺の整備を活かしながら、人と人、人とまちなかが「つながる」ことができる場所にする

##### プロジェクトの方向性

- ① 誰もが過ごしやすい場所にする
- ② これまで進めてきた病院周辺整備を活かす

##### 戦略③

やりたいと思えることが実現できるまちなかをつくる  
(はじまる/ヒト・コト)

##### 考え方

まちなかで活動する人が増えることでまちなかが身近になる。今までは余白だった公共空間などを使って「やりたい」気持ちを実現できる場所にする

##### プロジェクトの方向性

- ① まちなかで活動する人を増やす
- ② にぎわいを日常に広げていく

## (7) 中心市街地ビジョン全体骨格

エリアの  
将来像

いきているまちなかの風景をつくる  
～つどう、つながる、はじまる。わたしのまちなか～

KGI

- ① 「まちなかを使うこと」に関する相談件数
- ② まちなかでの活動数
- ③ 「まちなかで過ごすこと」に対するオススメ度（NPS）

戦略①

まちなかへ足が向かい、望んだ過ごし方や多様な関わり方ができる  
(つどう/場)

戦略②

歩きやすく、誰もが過ごしやすいまちなかにする  
(つながる/つながり・回遊)

戦略③

やりたいと思えることが実現できるまちなかをつくる  
(はじまる/ヒト・コト)

### まちなかプロジェクト

01

行きたい  
まちなか

02

顔が見える  
商業化

03

新中央図書館  
整備

04

誰もが  
過ごしやすい

05

健康  
まちなか

06

まちなか  
活動創出

07

にぎわいを  
日常に

エリアの将来像「いきているまちなかの風景をつくる」を踏まえ、市民や民間事業者、活動団体からのヒアリング、職員プロジェクトチームでの検討等から、まちなかの4エリアについて、以下の「あったらいいイメージ」などが確認できました。これらの声を踏まえて、まちなかのポテンシャルや公民連携など、多角的な視点から今後の活用等を検討します。

### 元町・共栄町周辺エリア

#### ●あったらいいイメージ

- ・人と出会い、コミュニケーションが生まれ、毎日でも行きたくなくなる場所がある。
- ・現中央図書館の使用後（令和11年度以降の予定）も高校生や若い人が集まるエリアであってほしい。
- ・地元のプロチーム（バスケやバレーなど）の試合を応援した帰りに、親子がユニフォームを着たままだち寄りしている。
- ・学生や高齢者が毎日でも行けるリーズナブルな飲食店がある。

#### ●使用ポテンシャルや公民連携の視点

- ・現在の中央図書館を今後活用する市民や民間事業者はいませんか？
- ・おしゃれなカフェ等を民間事業者と一緒にPRできませんか？
- ・ROCKオブジェ前などの広い公共空間を使いたい人はいませんか？

### 表町商店街周辺エリア

#### ●あったらいいイメージ

- ・夜の時間が楽しいので、今よりもっと市外・県外の人が訪れるようになる。
- ・一方で、一人でも、大勢でも読書ができるような落ち着いたカフェのようなスペースもある。
- ・個性なお店が並ぶ通りを、若い人も何かを買わなくてもぶらぶらして何時間でも過ごしている。
- ・行きつけや顔なじみの店がある。

#### ●使用ポテンシャルや公民連携の視点

- ・充実したナイトタイムエコノミーを活かして、強みである観光資源と結び付けてさらに盛り上げられませんか？
- ・空き家や空き店舗について、みんなでどうしていくか考えませんか？

### 親水性中央公園周辺エリア

#### ●あったらいいイメージ

- ・コーヒーを飲みながら過ごせたり、いつも小さくお試しする人がいたり、ドッグランで犬が走っていたりと、誰もが気持ち良く使える雰囲気がある。
- ・コーヒーフェスや気球イベントのような民間事業者等が主体的に行う大きなイベントが継続的に開催される。また、新たなイベントが始まる。

#### ●使用ポテンシャルや公民連携の視点

- ・新しい挑戦を繰り返せる場所でやってみたいことを試みませんか？
- ・四季を感じられる場所で季節を楽しむ行事を企画する人はいませんか？
- ・開放感がありリラックスもできる、あなたならどう過ごしますか？

### 新中央図書館周辺エリア

#### ●あったらいいイメージ

- ・図書館周辺の公園の木陰で涼しく過ごしていたり、学生や高齢者がイスに座っておしゃべりを楽しんでいる。
- ・新中央図書館に本好きが集まり学びや出会いから好奇心をくすぐられる。
- ・石川運動ひろばに犬好きが集まっていたり、子どもたちが思い思いに遊んでいる。
- ・健康いきいきロードを歩いたり、ストレッチをしたりする人がいる。ふぁみりこらぼや新中央図書館をシームレスに使いこなしている。

#### ●使用ポテンシャルや公民連携の視点

- ・本だけからでなく知識や発見を得られる場所で互いに学べる機会を考えてみませんか？
- ・健康を意識できる場所をもっと活用する方法を企画する人はいませんか？

# 04 まちなかプロジェクト

戦略に基づく「7のまちなかプロジェクト」を整理しました。

## (1) 行きたくなるまちなかプロジェクト

目的があってもなくても、まちなかに足が向かうようなしつらえをみんなで考える

### 目指したい姿とまちなかの人の気持ち

#### ● 目指したい姿

- ・ 人が集まり、歩く人が休憩する風景が広がる
- ・ 目的がなくても立ち寄れる、自由で開かれた場所

気持ち ワクワク・楽しい・開放感・居心地が良い

### 実現に向けて取り組んでいくこと

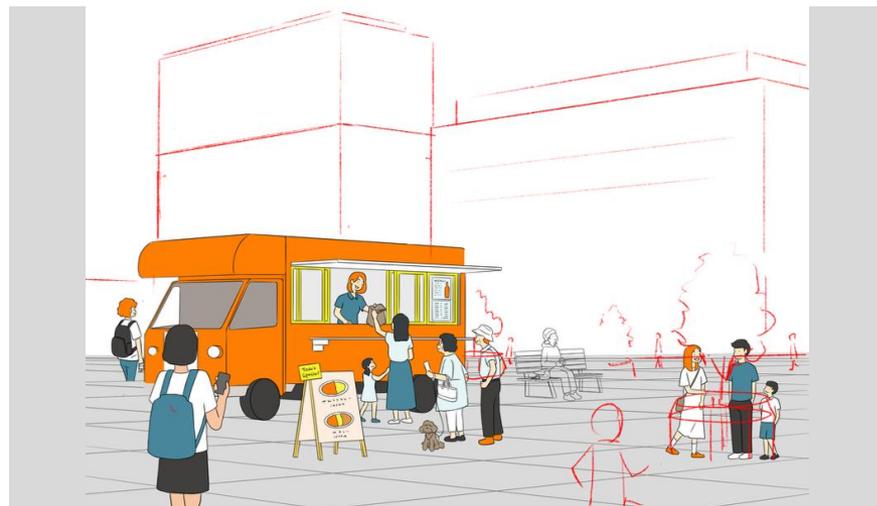
- ・ まちなかの施設（ふぁみりこらぼや市民交流センター等）と連携し、市民が気軽に集まり、活動できるようにする
- ・ おしゃれなベンチを設置するなど訪れたい気持ちをも高める
- ・ 公園や施設の整備などではワークショップや話し合いを通じて、にぎわいや居心地の良さを検討する

### 公民連携の視点

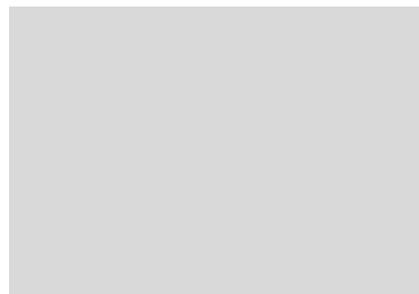
- ・ 地域施設や公共空間を活用する
- ・ イベントや催しを企画・実施する
- ・ 民間の技術やノウハウを提供する

### 使用ポテンシャル

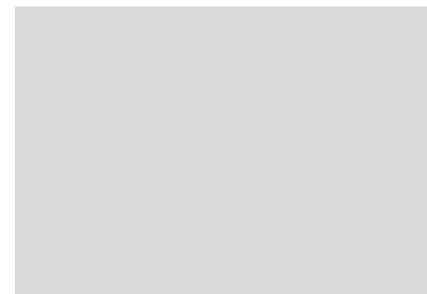
- ・ 公共空間・公共施設
- ・ 高い集客力
- ・ 活動する人、したい人



▲ 公共空間を活用したベンチやテーブル、キッチンカーの設置



▲ ふぁみりこらぼ等での活動



▲ Park-PFI※導入の検討

## (2) 顔が見える商業化プロジェクト

個人商店はまちなかの大切なコミュニティ  
人の顔が見える商業によるにぎわいの創出方法を考える

### 目指したい姿とまちなかの人の気持ち

#### ● 目指したい姿

- ・ 新しいことを始められる商業エリア
- ・ 個人商店の魅力が広がり、通いたくなる

気持ち やりがい・ワクワク・嬉しさ・仲間意識

### 実現に向けて取り組んでいくこと

- ・ 関係者と連携し、まちなかの活用方法を検討する
- ・ 出店や創業を支援ながら開業のハードルを下げ、新たなにぎわいを生み出す
- ・ 店主が講師となる小規模な講座を開催し交流を深め、個人商店のファン化を促す
- ・ 観光地や郊外の大型商業施設への来訪者が、まちなかにも訪れるよう促進する

### 公民連携の視点

- ・ 新しい事業に挑戦する
- ・ 地元商店での買い物を促す
- ・ 空き店舗や施設のリノベーション

### 使用ポテンシャル

- ・ 魅力ある個人商店
- ・ 活用できる空き物件
- ・ 寛容さ、仲間意識
- ・ ナイトタイムエコノミー

#### ▲ 空き店舗等のリノベーション

#### ▲ 商店街等でのファン化促進

#### ▲ ナイトタイムエコノミー

## (3) 新中央図書館周辺エリア整備プロジェクト

図書館で本を読む人、借りる人はもちろんのこと、  
多くの人が充実した時間を過ごせる場所にしていくためのしつらえ、しくみを考える

### 目指したい姿とまちなかの人の気持ち

#### ● 目指したい姿

- ・ 読書や交流を楽しめる癒しの空間
- ・ 緑豊かな公園とつながり、居心地良く過ごす

気持ち 居心地が良い・安心・好奇心・つながり・誇り

### 実現に向けて取り組んでいくこと

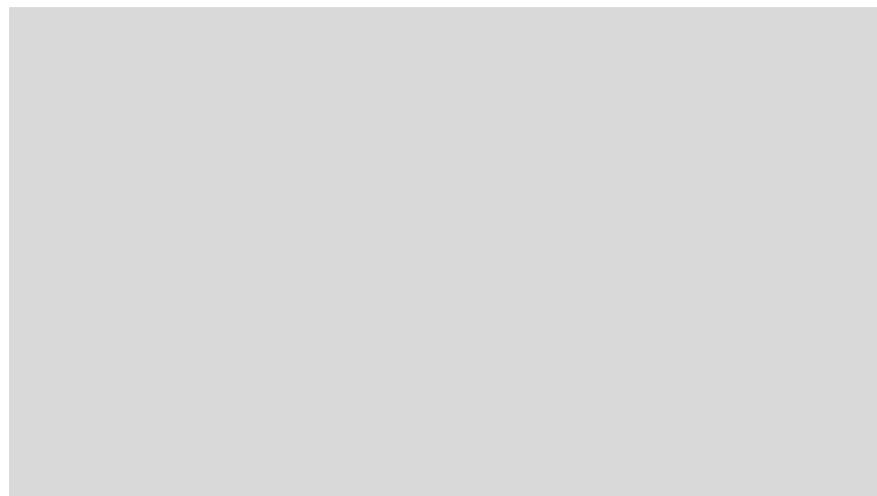
- ・ 自然に囲まれた新中央図書館と東石川第4公園等を一体的に整える
- ・ 新中央図書館を拠点とし、近隣の公園や公共空間、公共施設のほか、表町商店街や親水性中央公園などをつなげ、まちなかの回遊を促す
- ・ 目的がなくても新中央図書館周辺エリアで過ごしたくなるようしつらえやしくみを考える

### 公民連携の視点

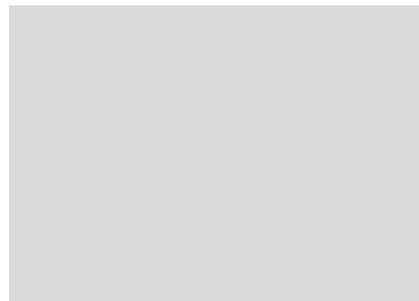
- ・ 新中央図書館で過ごす
- ・ イベントや催しを企画・実施する
- ・ 公園や図書館で出店を検討する

### 使用ポテンシャル

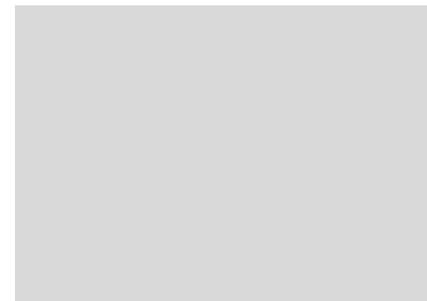
- ・ 新中央図書館整備
- ・ 高い集客力
- ・ 公園や公共施設の近接



▲ 公共施設間での回遊促進



▲ 図書館デッキでの談笑



▲ 図書館での読み聞かせ

## (4) 誰もが過ごしやすいまちなかプロジェクト

子どもや高齢者、障害者、外国人も居心地が良く、  
過ごしやすいまちなかのあり方を考える

### 目指したい姿とまちなかの人の気持ち

#### ● 目指したい姿

- ・ 子どもや高齢者、障害者、外国籍の人も安心できる
- ・ バリアフリー化等により、心地良く過ごせる場所

**気持ち** 安心・安全・つながり・共感・充実

### 実現に向けて取り組んでいくこと

- ・ 子育て世帯や新しい住民が出会い、交流できるまちなかづくりを進める
- ・ 高齢者や障害のある人も快適に回遊できるバリアフリーに配慮したまちなかをつくる
- ・ 多様な価値観が共存し、交流できるまちなかを目指す

### 公民連携の視点

- ・ SDGsを推進する
- ・ 地域イベントを支援・協賛する
- ・ 店舗や施設を多言語対応にする

### 使用ポテンシャル

- ・ 整備された公共空間
- ・ 寛容で開かれた雰囲気
- ・ 引っ越しや転勤で来る人

▲ 多文化共生（国際交流）の推進

▲ ふぁみりこでの子育て世代交流

▲ ウォーカブルなまちなか

## (5) 健康まちなかプロジェクト

これまで進めてきた病院周辺の整備を活かし、  
多くの人々が外に出て体を動かすしくみを考える

### 目指したい姿とまちなかの人の気持ち

#### ● 目指したい姿

- ・ 公園や健康いきいきロードを活かし、体を動かしている
- ・ 病院と一体で地域の健康を支えるエリア

**気持ち** 健康への前向き意識・安心・つながり・充実

### 実現に向けて取り組んでいくこと

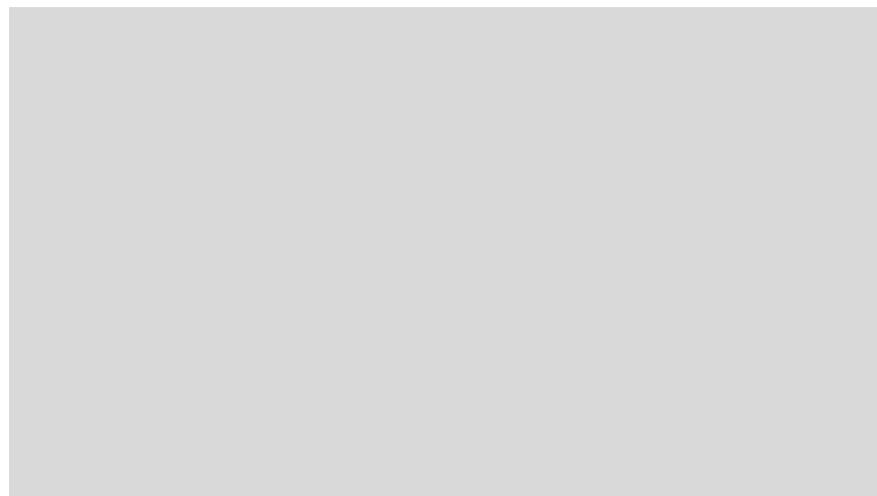
- ・ 病院、公園、健康いきいきロードなどのつながりを活かし、安心して健康づくりができる環境を整える
- ・ 日常の中でスポーツ活動を楽しみ、健康の向上を促す
- ・ 安全な歩行に支障がある歩行空間について改善を図る

### 公民連携の視点

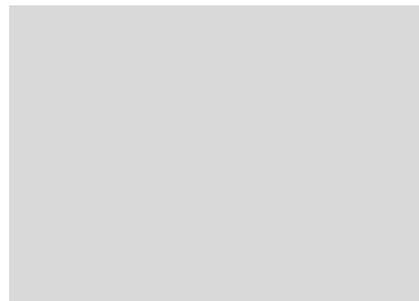
- ・ 健康教室や講座に参加する
- ・ ウォーキングや運動を広める
- ・ 健康イベントを実施する

### 使用ポテンシャル

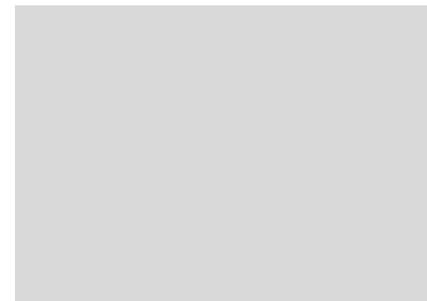
- ・ 病院や健康いきいきロード
- ・ 公園等の整備



▲健康いきいきロードの活用



▲石川運動ひろばでスポーツ



▲ひたちなか総合病院

## (6) まちなか活動創出プロジェクト

まちなかを楽しく魅力的な場所にしていくため、  
市民や団体の「やりたい」ことを実現できるしくみをみんなで考える

### 目指したい姿とまちなかの人の気持ち

#### ● 目指したい姿

- ・ 市民や団体が公共の場を使って活動している
- ・ 市民と行政が協力し、まちなかを元気にしている

気持ち ワクワク・誇り・つながり・安心・期待・充実

### 実現に向けて取り組んでいくこと

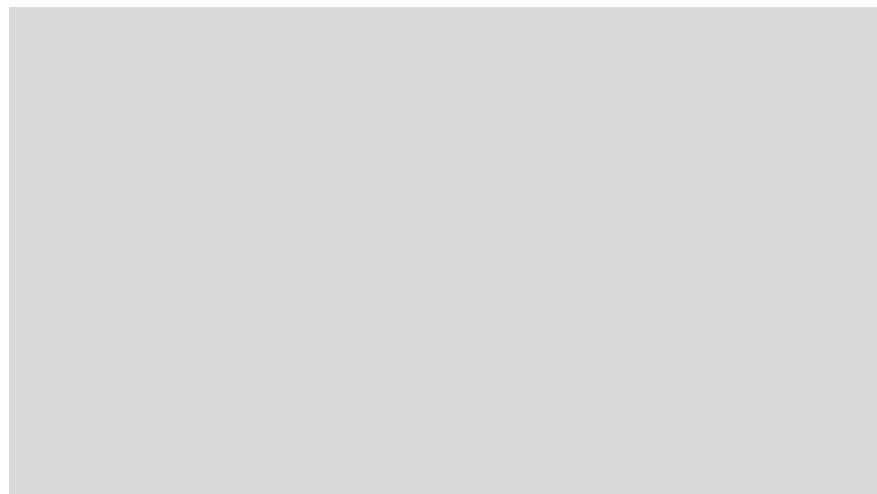
- ・ 市民や活動団体が主体的に公共空間や施設を活用するしくみを整える
- ・ 市民・民間事業者・行政が連携し、まちなかの魅力を引き出す活動を展開する
- ・ まちなかでの活動を広めるプロモーションを行う

### 公民連携の視点

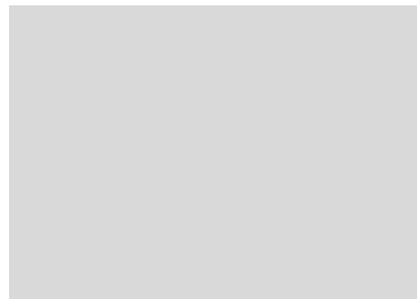
- ・ ワークショップなどに参加する
- ・ 新しいアイデアや技術を提供する
- ・ 活動を支援する、一緒に活動する

### 使用ポテンシャル

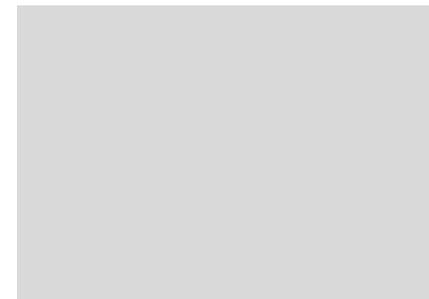
- ・ 活動する人・団体
- ・ 活用できる公共空間
- ・ 寛容で開かれた雰囲気



▲ 市民による小さくお試し活動の促進



▲ 活動を実現するワークショップ



▲ 活動を広めるハウツー本

## (7) にぎわいを日常に広げるプロジェクト

イベントのにぎわいを日常に溶け込ませ、  
まちなか全体をより身近で魅力的なエリアに育てるしくみを考える

### 目指したい姿とまちなかの人の気持ち

#### ● 目指したい姿

- ・ まちなかに自然と人が歩き楽しんでいる
- ・ イベントのにぎわいが日常にも広がっている

気持ち ワクワク・活気・期待・充実・誇り・楽しい

### 実現に向けて取り組んでいくこと

- ・ 祭りやイベントを継続し、そののにぎわいがまちなかの日常へ広がる方法を検討する。
- ・ まちなかを歩き、滞在し、楽しむことを促す。
- ・ まちなかの魅力を広げるプロモーションを展開する。
- ・ まちなかの移動手段や回遊性を高めるしくみを検討する。

### 公民連携の視点

- ・ イベントを実施する
- ・ 公共空間や場を整備する
- ・ 民間の知見やアイデアを活用する

### 使用ポテンシャル

- ・ 高い集客力のイベント
- ・ コンパクトなエリア構造
- ・ 人とのつながり

▲ ひたちなか祭りなどでのにぎわい

▲ プロモーションの実施

▲ 公共交通等の移動手段

## 公民連携の事例

## 須賀川南部地区エリアプラットフォーム (福島県須賀川市)

須賀川南部地区エリアプラットフォームは、須賀川市中心市街地南部エリアの再生と持続的な発展を目指し、令和3年1月に設立された任意の協議体です。住民、商店主、地元企業、大学、行政など多種多様な主体が参画し、「地域が自ら考え、行動し、育てていくまちづくり」を実現することを目的としています。従来の行政主導型ではなく、地域自らが課題を共有し、将来像を描き、実践を通して課題解決を進める仕組みづくりを重視しています。



エリプラ全体会議の様子

設立後は、地域の現状と可能性を整理し、10年先を見据えた「須賀川南部地区未来ビジョンみちしるべ(2022-2031)」を策定しました。このビジョンにより、「つなぐ、つむぐ」を基本理念に、「人と社会」「人と場」「人と環境」の切り口から、持続可能なまちそだてを進めています。住民や事業者、専門家が分野別のワーキンググループで議論を重ね、実践的な取組を展開しています。主な取組として、地域のにぎわいづくりを担う「Rojima(ロジマ)」との連携、空き地・空き店舗を活かしたサードプレイスや交流スペースの創出、DXを活用したシビックプライド醸成と人財育成などが挙げられます。また、大学や企業と連携し、人流や消費動向などのビッグデータを分析して商業活動や回遊性の向上につなげるほか、全国のまちづくり団体との交流フォーラムを通じて知見共有やネットワークづくりも進めています。これらの活動により、地域内の連携と信頼関係が深まり、住民や事業者の主体的な行動が生まれました。公共空間や低未利用地の活用が進み、来訪者の増加や地域経済の活性化にもつながっており、須賀川南部地区エリアプラットフォームは、自立・自走型のまちづくりモデルとして、他地域からも注目されています。

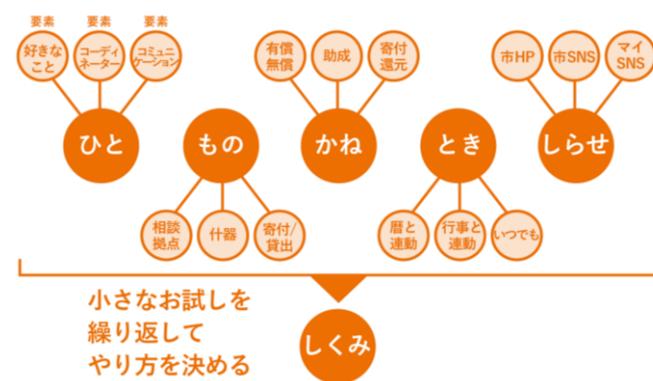
## コラム

### 「プライベート」「コモン」 「パブリック」

まちづくりは、個人の趣味や「やってみたい」という想いから始まります。最初は小さな活動(プライベート)であっても、実際に取り組むことで「集まれる場所があったほうが良い」「市のお土産にできるのでは」といった共通の関心や課題(コモン)が生まれます。さらに、それが発展していくと、より多くの市民にとって必要な事業や政策(パブリック)へと広がり、実態に即した自分たちのまちづくりにつながっていきます。

こうした活動の積み重ねは、参加した人ごとに経験やノウハウを生み出します。「この方法ならうまくいく」「この人に相談すると良い」といった知見や、時間・場所・人・資金・情報などの見えにくい資源が個人の中に蓄積されます。

それらをつなぎ合わせ、活動を始めたい人に届くことが重要です。このビジョンはその第一歩であり、市民や事業者のみなさんと試験的な取組を重ねながら、より良いしくみを形にしていきます。



## ▶ 目指す公民連携

公共（公）と民間（民）の連携では、それぞれが持つ強みを持ち寄り、公と民の効果的な連携を促進することが重要です。本ビジョンでは、その得意分野を以下のように整理しました。

## ▶ 民の得意分野

### ● 魅力的なコンテンツづくり

- ・「楽しい・面白い・カッコいい」をつくるのは公より得意

### ● 事業として運営していくこと

- ・利益を再投資し、事業として継続的に運営することができる

## ▶ 公の得意分野

### ● まちなかに多くの公共空間を持っている

- ・広場や道路等の公共空間を民間が使えるよう支援ができる
- ・場合によっては、それらの整備ができる

### ● 一時的な事業支援ができる

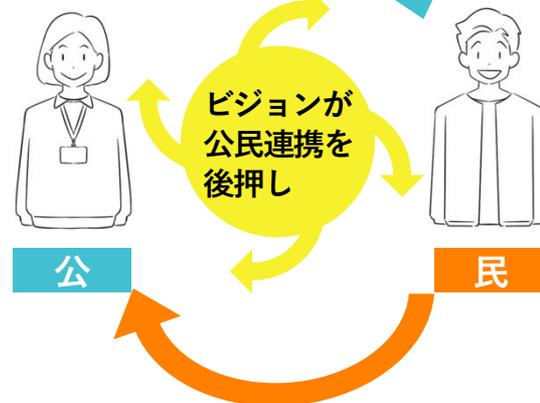
- ・公益性のある事業には、立ち上げ時の社会実験等をサポートすることができる

「いきているまちなかの風景」をつくっていくためには

- 民が事業主体となって運営するプロジェクトをつくる
- 公は民の活動や事業創出、運営化を支援し、併走していく

公ができる支援を提供していく。公の中でも連携を進めていく。

民だからこそできるアクションで、わくわくできるまちなか実現に向けて進む。



## ▶ 目指すプラットフォーム

まちなかプロジェクトの実践を通じて、公民連携のプラットフォームの機能を整理し、構築していくことを目指します。エリアの将来像の実現や実践に関心があるメンバーを中心に、さまざまなステークホルダーを巻き込みながらビジョンの推進を担っていきます。これらの主体が連携し、それぞれの得意分野を活かすことで、より効果的なまちなかづくりを目指します。

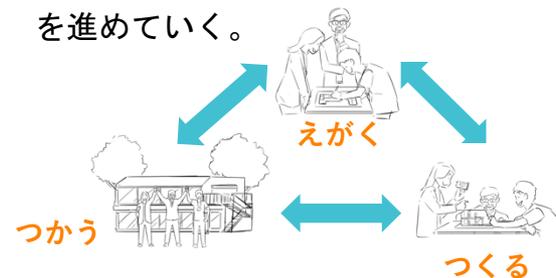
### プラットフォームのイメージ



## プラットフォームの機能

### ● 多様な主体の連携

多様な主体が連携して、まちなかの取組を進めていく。



### ● ビジョンの共有

課題やエリアの将来像、具体的な方策などについて、常に多様な関係者とイメージを共有しながら進める。



### ● 一体的で柔軟な運営

利用者の目線に立ち、一体的な管理・運営を行うことや、可変的・多目的な活用を行う。

ひたちなか市  
地域公共交通計画  
(案)

令和7年 12 月

## - 目次 -

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 序章.....                        | 1  |
| 1.1. 策定の目的.....                   | 1  |
| 1.2. 計画の位置づけ.....                 | 2  |
| 1.3. 計画の区域.....                   | 3  |
| 1.4. 計画期間.....                    | 3  |
| 1.5. 計画策定における検討体制.....            | 4  |
| 2. 現況整理.....                      | 5  |
| 2.1. 地形的特性.....                   | 5  |
| 2.2. 土地利用の現況.....                 | 6  |
| 2.3. 本市の人口動態.....                 | 7  |
| 2.4. 本市の高齢化率.....                 | 7  |
| 2.5. 観光客の現況.....                  | 8  |
| 2.6. 公共交通の現況.....                 | 9  |
| 2.7. アンケート及びグループインタビューの実施.....    | 13 |
| 3. 課題のまとめ.....                    | 16 |
| 4. 前計画(ひたちなか市地域公共交通網形成計画)の評価..... | 18 |
| 5. 基本方針.....                      | 27 |
| 5.1. 基本方針.....                    | 27 |
| 5.2. 計画目標.....                    | 28 |
| 5.3. 基本方針に基づく交通ネットワークの将来像.....    | 29 |
| 6. 目標達成に向けた施策.....                | 31 |
| 7. 目標の評価指標と計画の進行管理.....           | 41 |
| 7.1. 目標に対する評価指標.....              | 41 |
| 7.2. 計画の推進体制.....                 | 47 |
| 7.3. 計画の進行管理.....                 | 47 |

# 1. 序章

## 1.1. 策定の目的

本市の公共交通は、これまでの「ひたちなか市地域公共交通網形成計画」に基づき、鉄道と路線バス、さらにスマイルあおぞらバスを組み合わせることで、市民や来訪者の多様な移動需要を支えるとともに、公共交通サービスの利便性向上や交通空白地の解消を図ってきました。

これらの取組は、「ひたちなか市都市計画マスタープラン」に掲げる「広域的なネットワークと多様な移動手段が確保された都市づくり」の理念を踏まえたものであり、4つの都市拠点(中心市街地・佐和駅周辺地区・那珂湊地区・ひたちなか地区)に行政・医療・商業などの都市機能を集積し、周辺に広がる居住地域から市内外に行き来しやすいように交通網を構築する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方と整合しています。

また、「立地適正化計画」においても、生活に必要な施設や住宅を集約し、公共交通でアクセスしやすい都市構造の実現を目指しており、公共交通の充実はこれらの上位・関連計画とも密接に連動しています。

公共交通網を広げていくなか、人口減少や少子高齢化に加え、地方都市特有の自家用車への依存、働き方の変化、さらには運転士不足や定期利用者の減少など、公共交通網を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。こうした状況の中で、公共交通網を持続的に維持・確保していくためには、行政、市民、各種団体など、地域全体で課題を共有し、連携して取り組むことが求められています。

このような背景を踏まえ、令和2年6月に公布・同年11月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」により、すべての地方公共団体において地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。地域公共交通計画では、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図るとともに、鉄道やバスに加え、多様な輸送資源を総合的に活用することが求められています。

以上を踏まえ、本市では、現状の成果と課題を整理し、将来に向けて持続可能な公共交通の姿を明らかにするとともに、目指すべき方向性と具体的な取組を示すことを目的として、「ひたちなか市地域公共交通計画」を策定します。

## 1.2. 計画の位置づけ

各計画を踏まえ、ひたちなか市地域公共交通計画の位置づけを整理します。

上位計画である第4次総合計画や本計画と密接に関係するひたちなか市第3次都市計画マスタープラン、ひたちなか市立地適正化計画、関係する個別計画との整合を図りながら、ひたちなか市全体としての公共交通に係る取組を記載した計画として策定します。

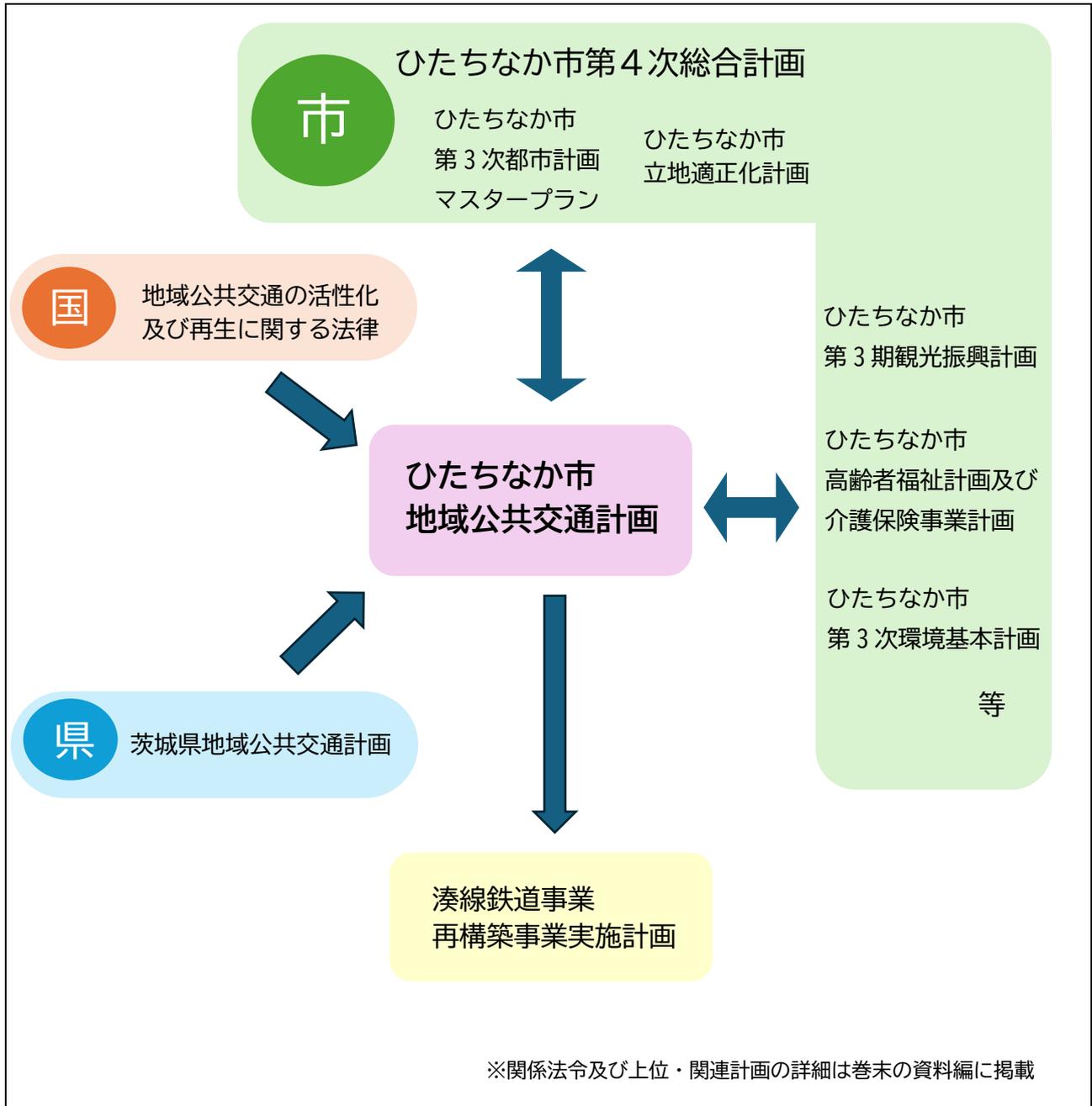
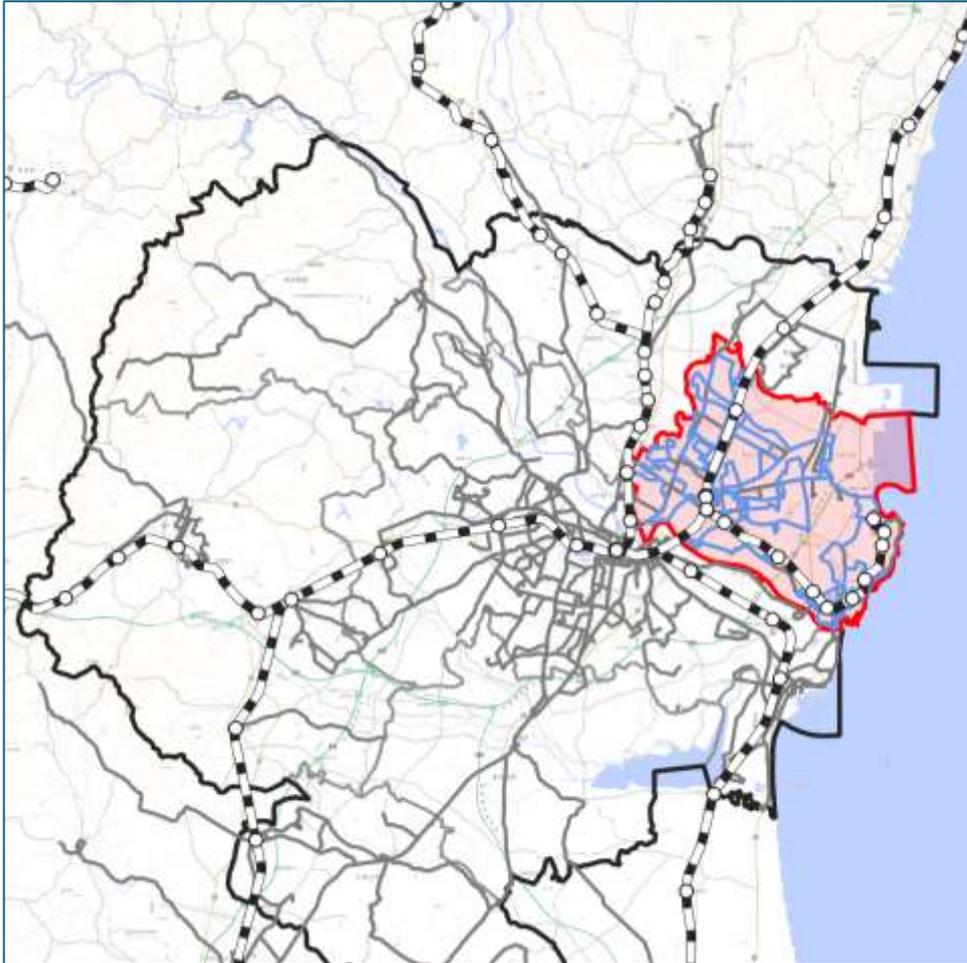


図 1 ひたちなか市地域公共交通計画の位置づけ

### 1.3. 計画の区域

計画の区域は本市全域とします。また、必要に応じ、隣接市町村との連携を図ります。



### 1.4. 計画期間

本計画の計画期間は、本計画と密接に関係する「ひたちなか市都市計画マスタープラン」および「ひたちなか市立地適正化計画」の計画期間と整合を図り、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

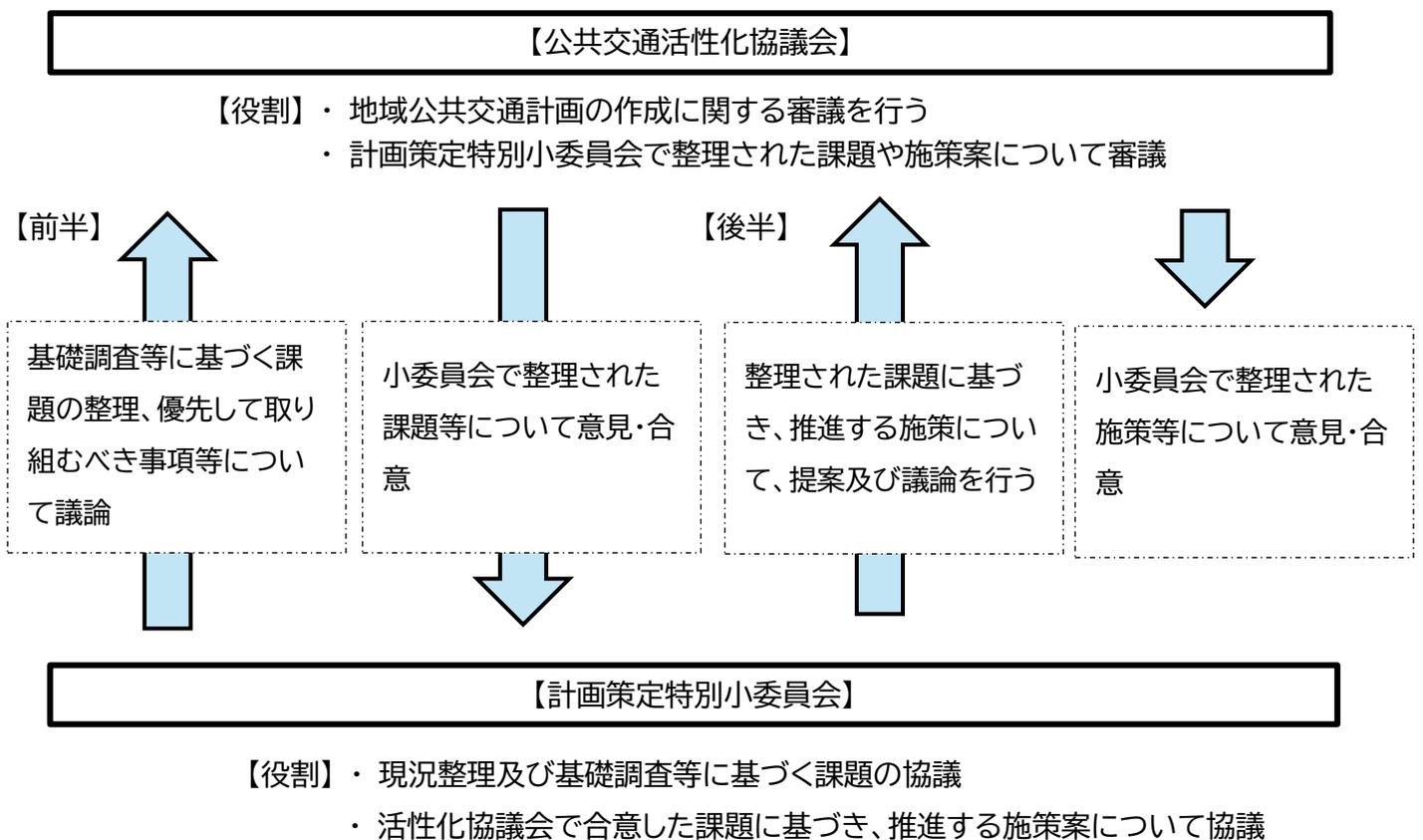
| 年度                           | 令和 8       | 令和 9 | 令和 10 | 令和 11 | 令和 12 |
|------------------------------|------------|------|-------|-------|-------|
|                              | 2026       | 2027 | 2028  | 2029  | 2030  |
| ひたちなか市<br>第3次都市計画<br>マスタープラン | 令和3年～令和12年 |      |       |       |       |
| ひたちなか市<br>立地適正化計画            | 令和3年～令和12年 |      |       |       |       |
| ひたちなか市<br>公共交通計画             | 令和8年～令和12年 |      |       |       |       |

## 1.5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に必要な協議を行う役割を担っている、「ひたちなか市公共交通活性化協議会」において、審議を行いながら計画策定を進めます。

加えて、多様な視点から課題や意見を整理し、合意形成を図りながら、実効性の高い施策を構築するため、ひたちなか市活性化協議会の分科会として「計画策定特別小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置します。

小委員会では、現況整理及び基礎調査等に基づく課題の協議や、課題に対応する施策案の協議など、計画策定に必要な事項の協議を行い、協議結果を活性化協議会に報告します。



## 2. 現況整理

### 2.1. 地形的特性

市域は、太平洋沿岸と那珂川下流域の海拔約 7m 前後の低地と、海拔約 30m 程度の平坦な那珂台地に大別されます。市内は全体として高低差が少なく移動しやすい地形ですが、沿岸部など海拔の低い地域では、台地との境界に緩やかな高低差がみられます。

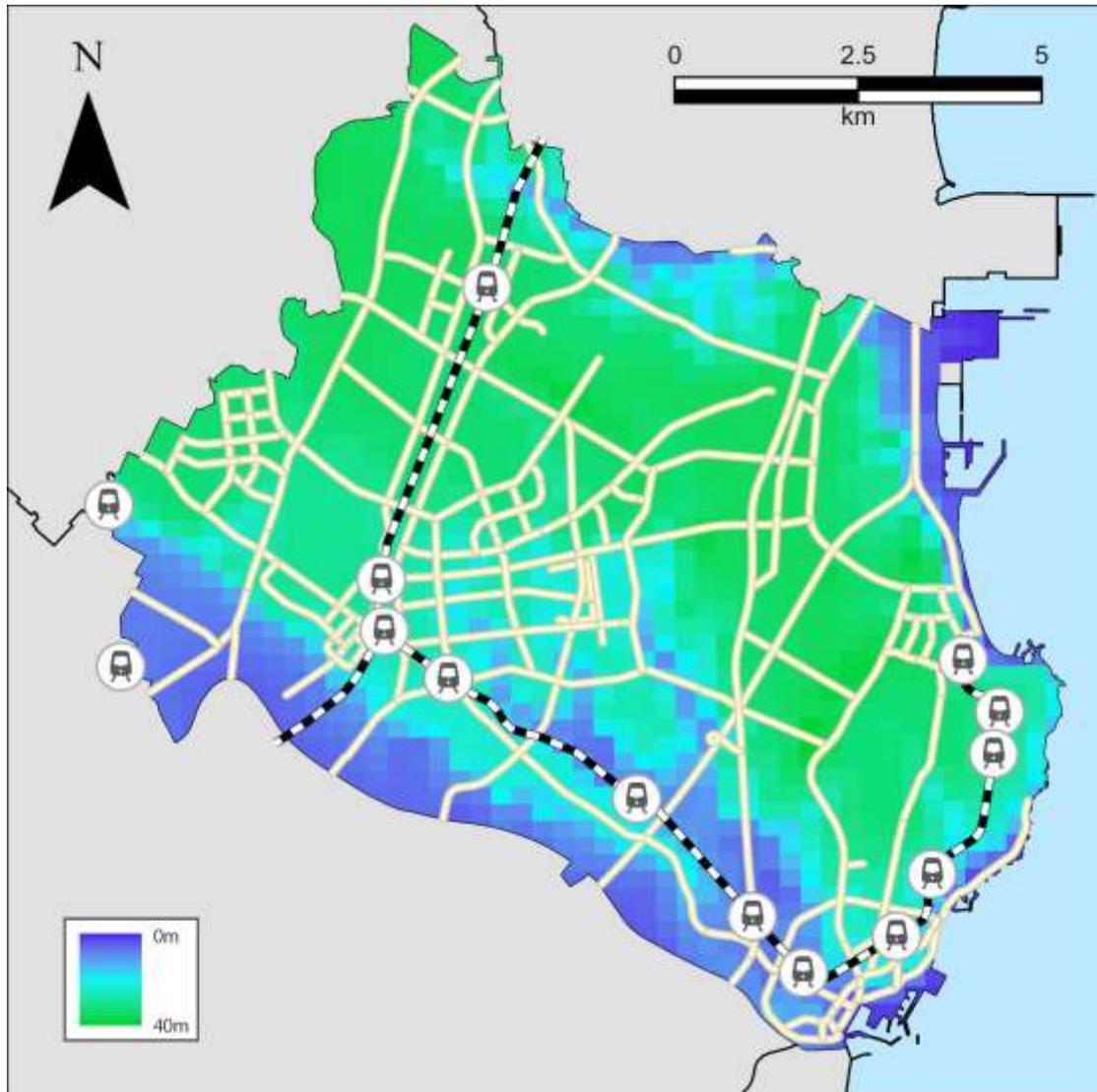


図 2 地形図

## 2.2. 土地利用の現況

本市は可住地面積が広く、日常生活に必要なスーパーや医療機関などの機能も各地域に点在しています。中心市街地(勝田駅周辺)・那珂湊地区・佐和駅周辺地区・ひたちなか地区の4つを都市拠点として位置付け、それぞれの地域特性に応じた都市機能の集積を進めています。

○ 勝田駅周辺    ○ 佐和駅周辺    ○ 那珂湊地区    ○ ひたちなか地区

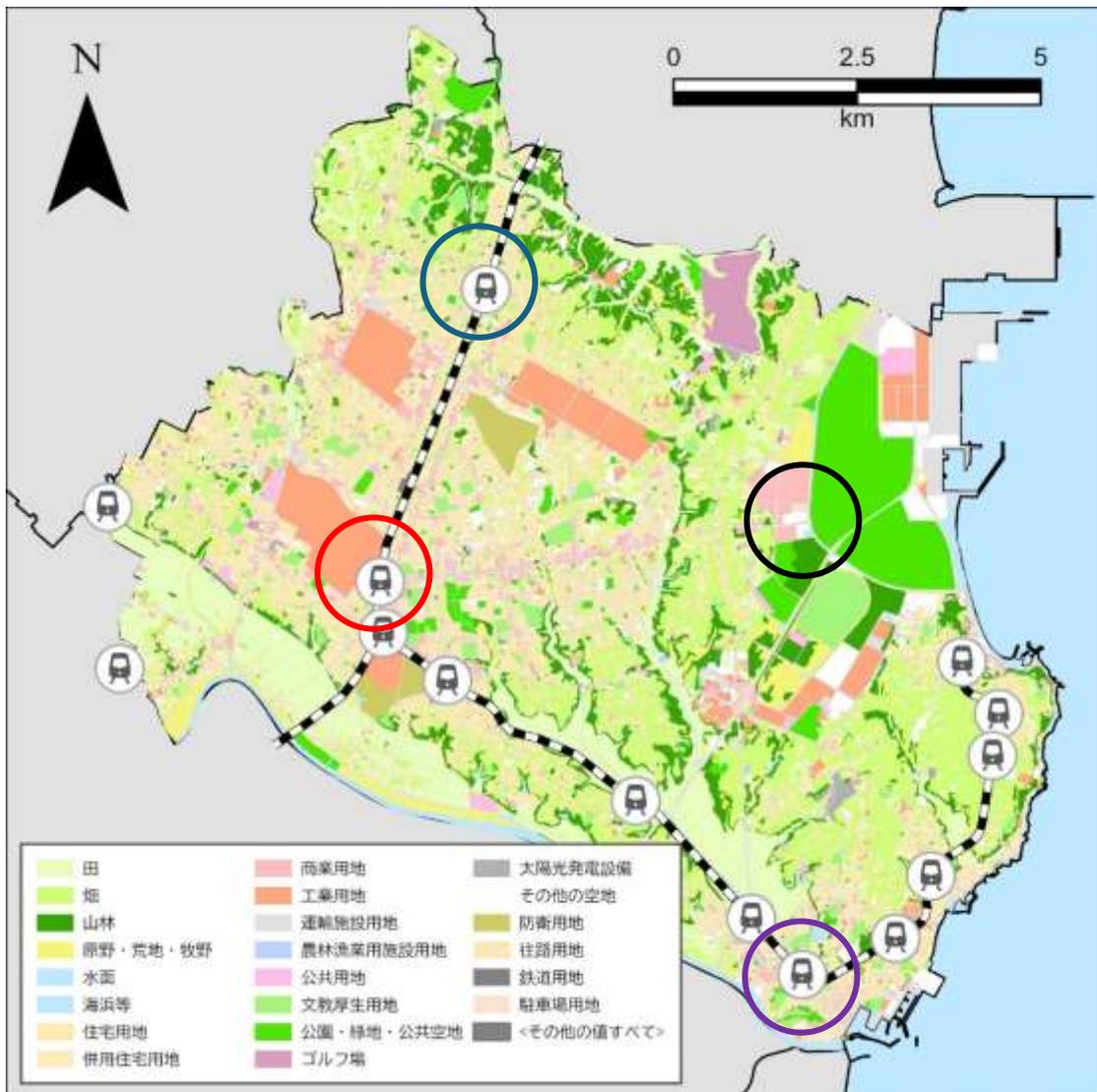
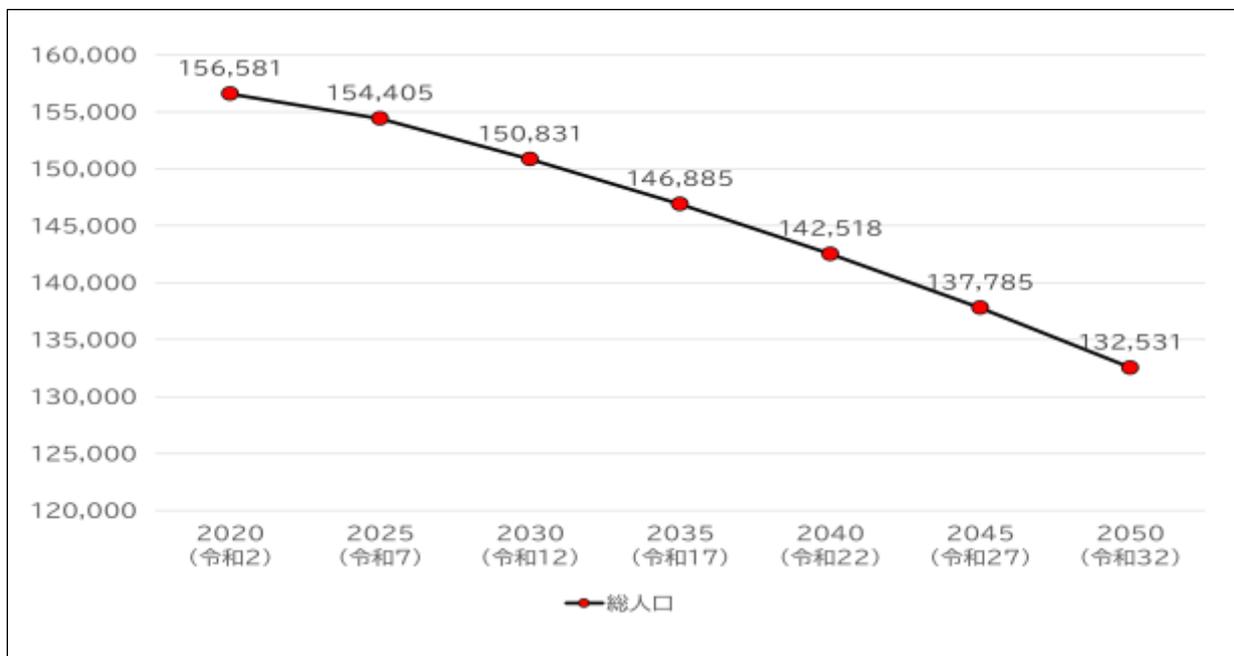


図 3 土地利用現況図

### 2.3. 本市の人口動態

国立社会保障・人口問題研究所の公表資料を用いた推計によると、ひたちなか市の人口は緩やかながら減少し、本計画の最終年度である令和12年度には150,831人となり、令和7年度と比べて3,574人減少(約2.3%)する見込みです。



(出展:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとに作成)

図4 ひたちなか市人口推計

### 2.4. 本市の高齢化率

ひたちなか市の老年人口(65歳以上)の構成比は年々高まっており、公共交通環境を整えることの必要性が高まっています。

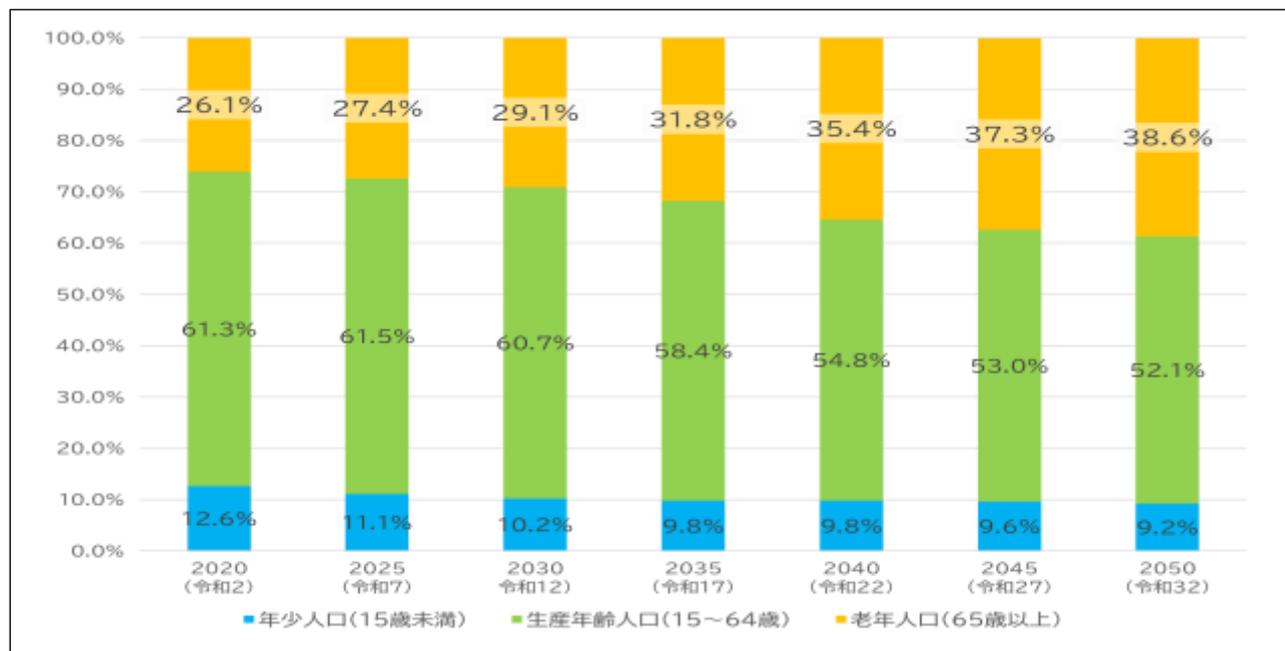


図5 年齢3区分別人口構成 (出典:国勢調査、茨城県常住人口調査)

## 2.5. 観光客の現況

ひたちなか市の観光入込客数は、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響により約198万人まで減少しましたが、その後は着実に回復傾向を示し、令和5年および令和6年にはいずれも茨城県内で2年連続第1位となっています。一方で、観光地周辺や主要幹線道路においては、交通渋滞が発生する状況となっています。

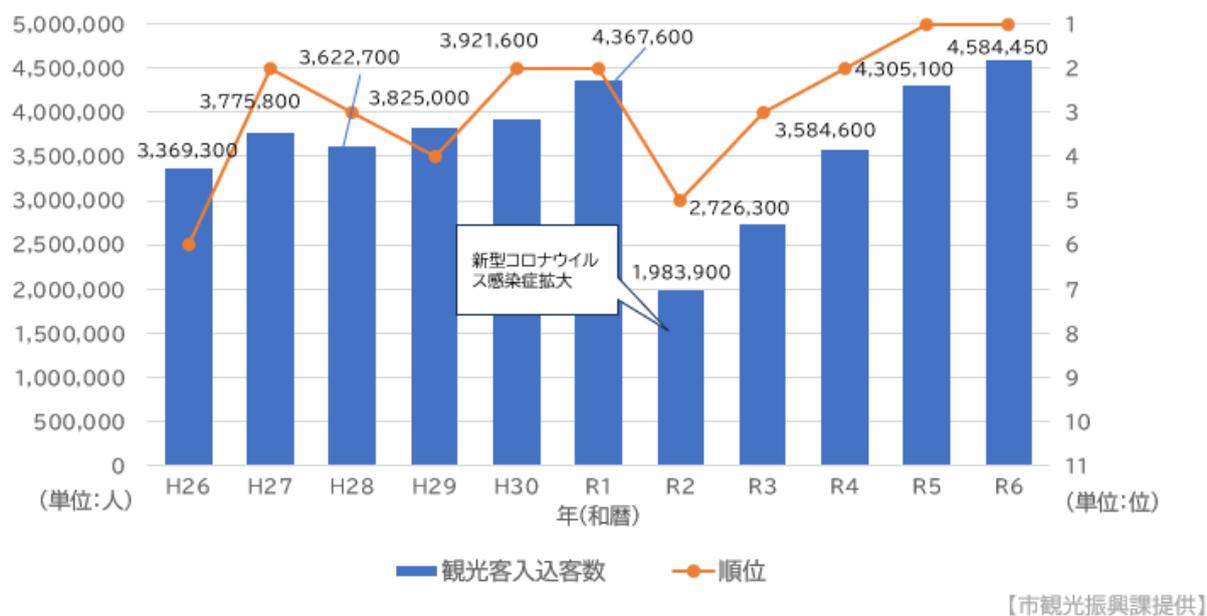


図 6 観光入込客数推移

## 2.6. 公共交通の現況

### 2.6.1. 公共交通ネットワーク

ひたちなか市の公共交通ネットワークは、鉄道・バスが連携し、市内外の移動を支えています。

JR 常磐線は、中心市街地(勝田駅周辺)と佐和駅周辺の都市拠点を結ぶとともに、隣接市町村や首都圏、東北方面などへの広域的な移動を担っています。また、市西部では JR 水郡線が運行しており、水戸市や県北地域への広域的な移動を支えています。

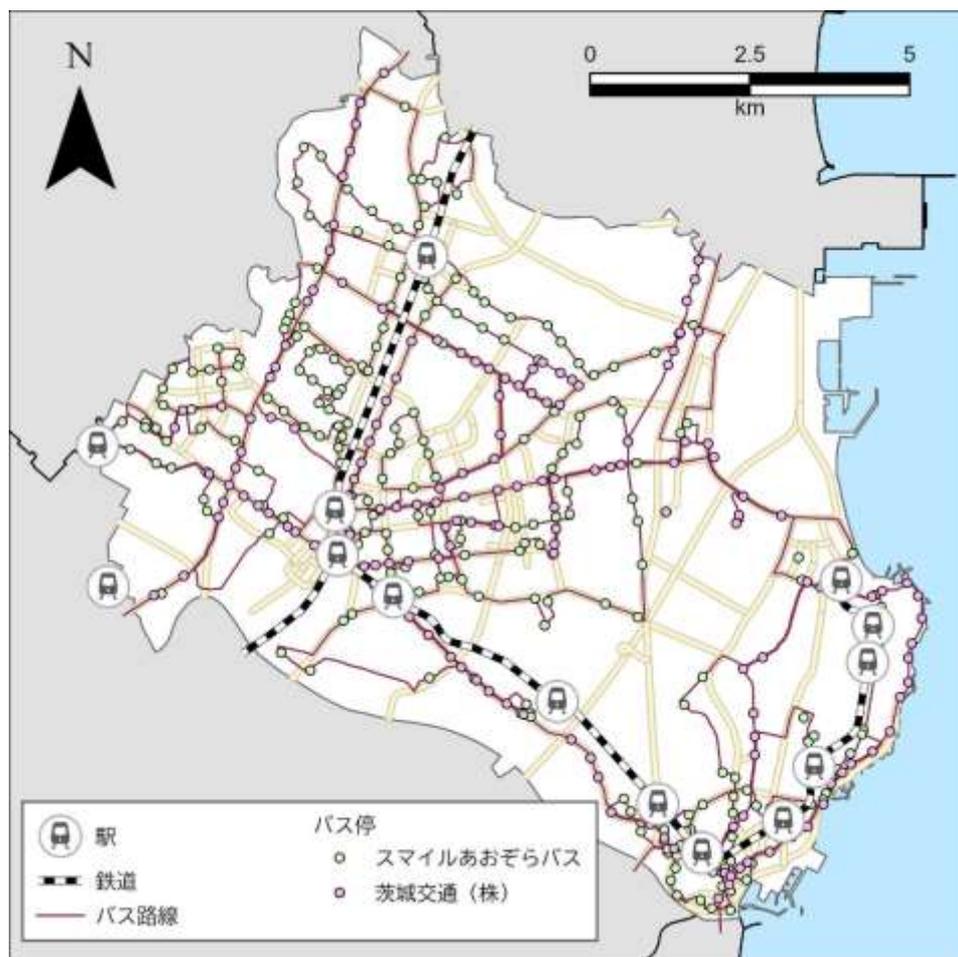
ひたちなか海浜鉄道湊線は、中心市街地(勝田駅周辺)と那珂湊地区を結び、市内の東西をつなぐ重要な路線であるとともに、那珂湊地区とひたちなか地区の都市拠点を結ぶ延伸計画が進められています。

路線バスは、中心市街地(勝田駅周辺)とひたちなか地区の都市拠点の接続や、隣接市町村への広域的な移動を担っています。

スマイルあおぞらバスは、各地域内のスーパーや医療機関など日常生活に欠かせない拠点を結びながら最寄りの鉄道駅などの都市拠点へ接続しています。

タクシーは、鉄道やバスが運行していない時間帯の移動や、鉄道駅やバスの停留所がない目的地への移動を可能とし、多様なニーズに合わせた移動を担っています。

その他、介助や同行を必要とする方を対象に、福祉有償運送や福祉タクシーが運行されています。



## 2.6.2. 公共交通カバー率

本市には、JR 常磐線 2 駅、水郡線 2 駅、ひたちなか海浜鉄道 11 駅が設置され、路線バス約 160 か所、スマイルあおぞらバス約 280 か所の停留所があります。

茨城県のデータによると、本市のバス停から 500m・鉄道駅から 1km 圏内の公共交通カバー率は 97.4%で、茨城県内の平均(80.2%)より高い水準であり、守谷市(97.5%)に次いで県内第 2 位となっています。

また、バス停から 300m・鉄道駅から 800m 圏内でも、約 88%と高い水準となっています。

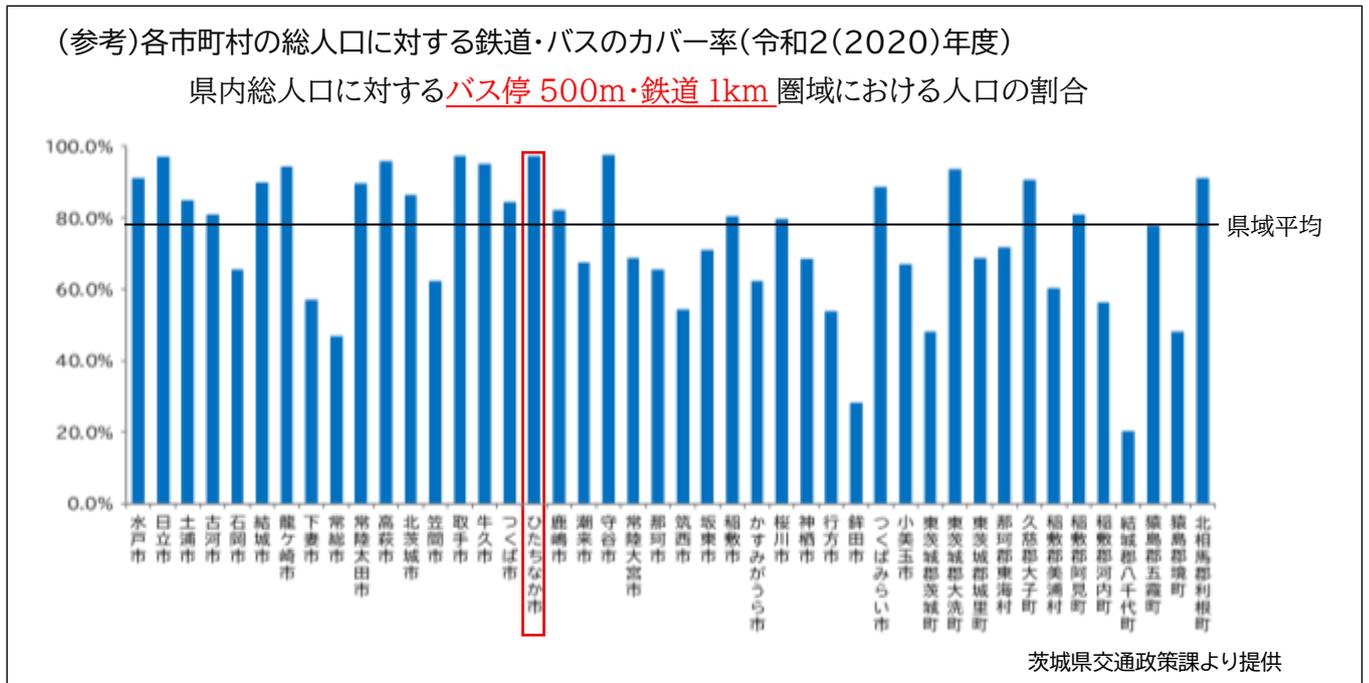
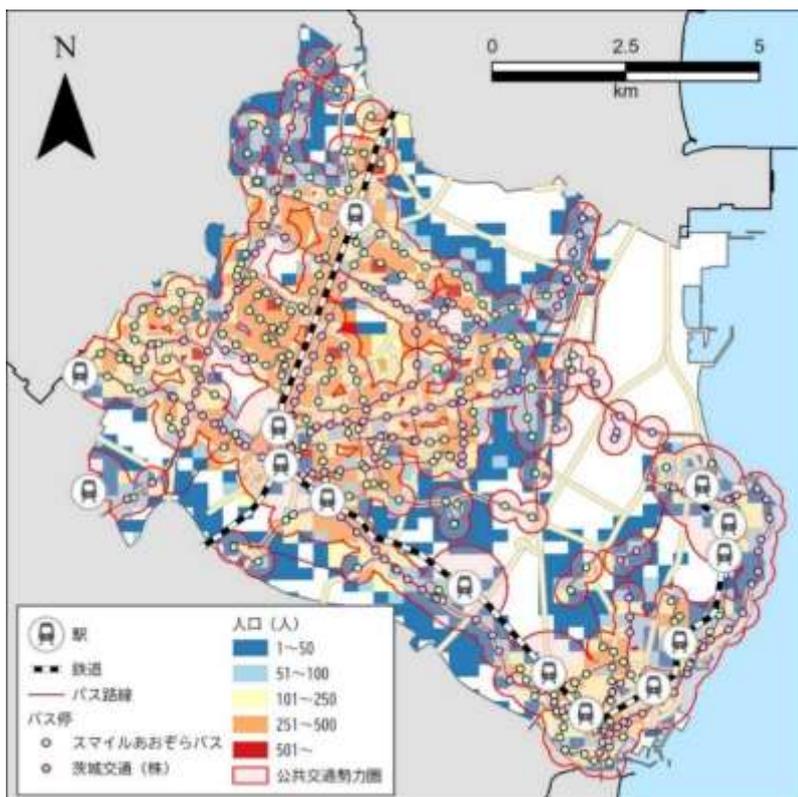
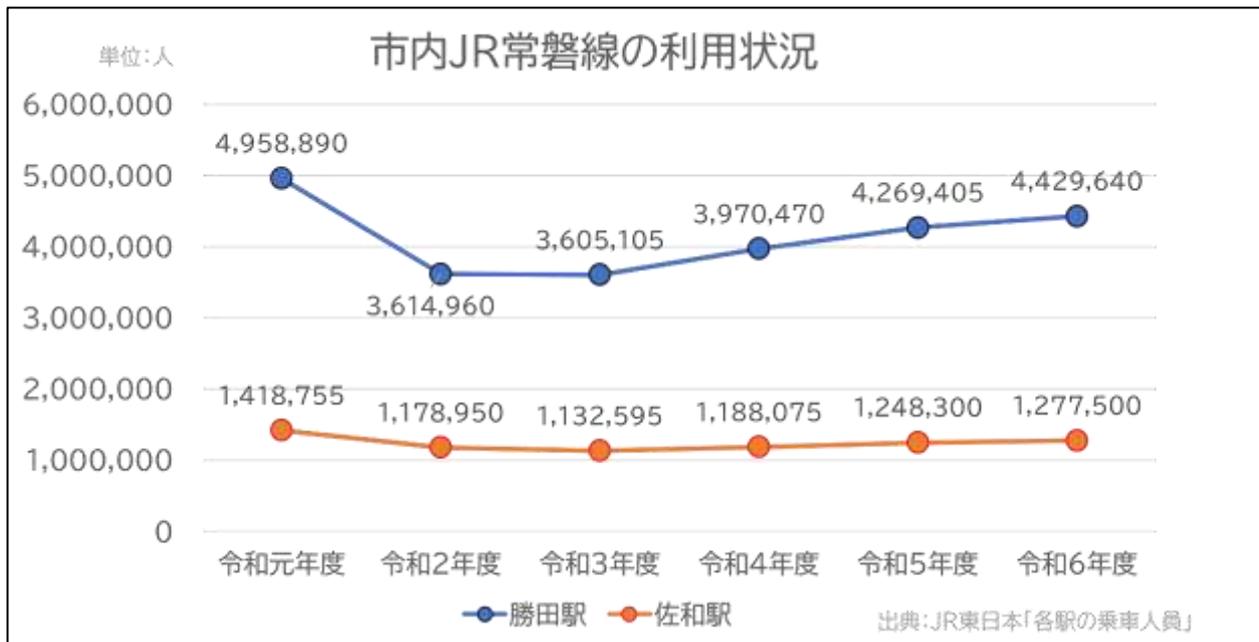


図 8 各市町村の総人口に対する バス停 500m・鉄道 1km 圏域における公共交通カバー率

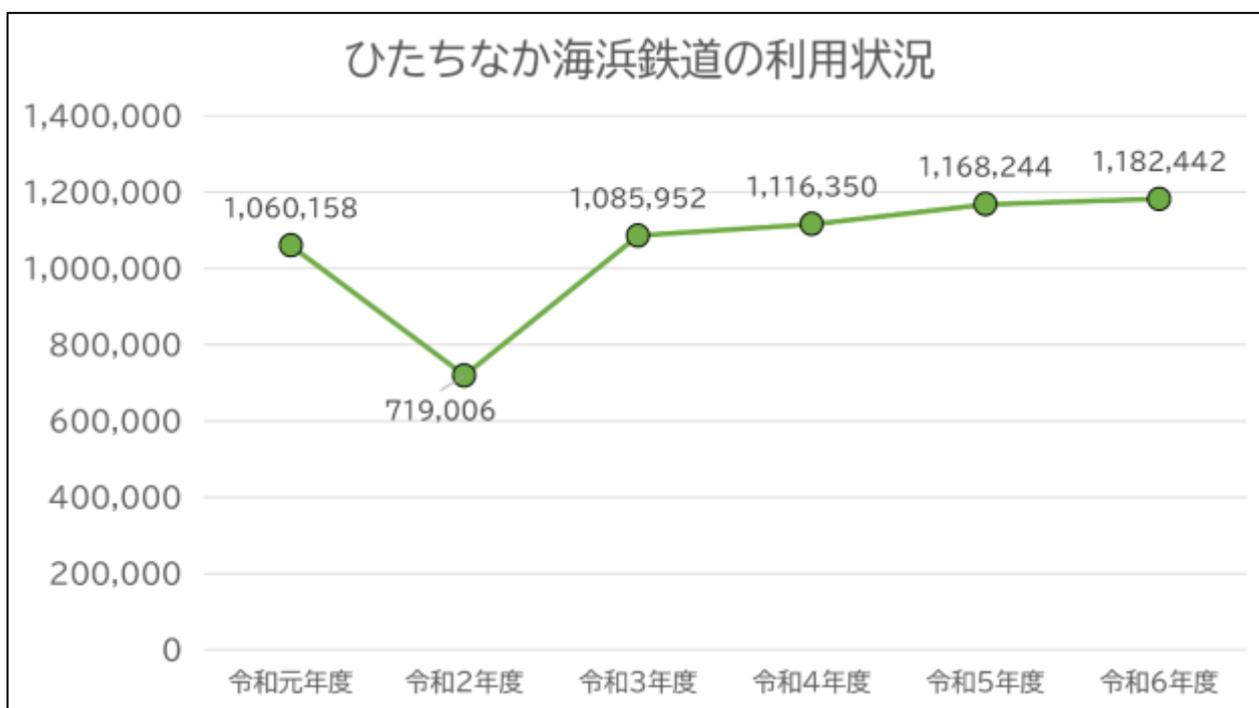


### 2.6.3. 各公共交通利用者数



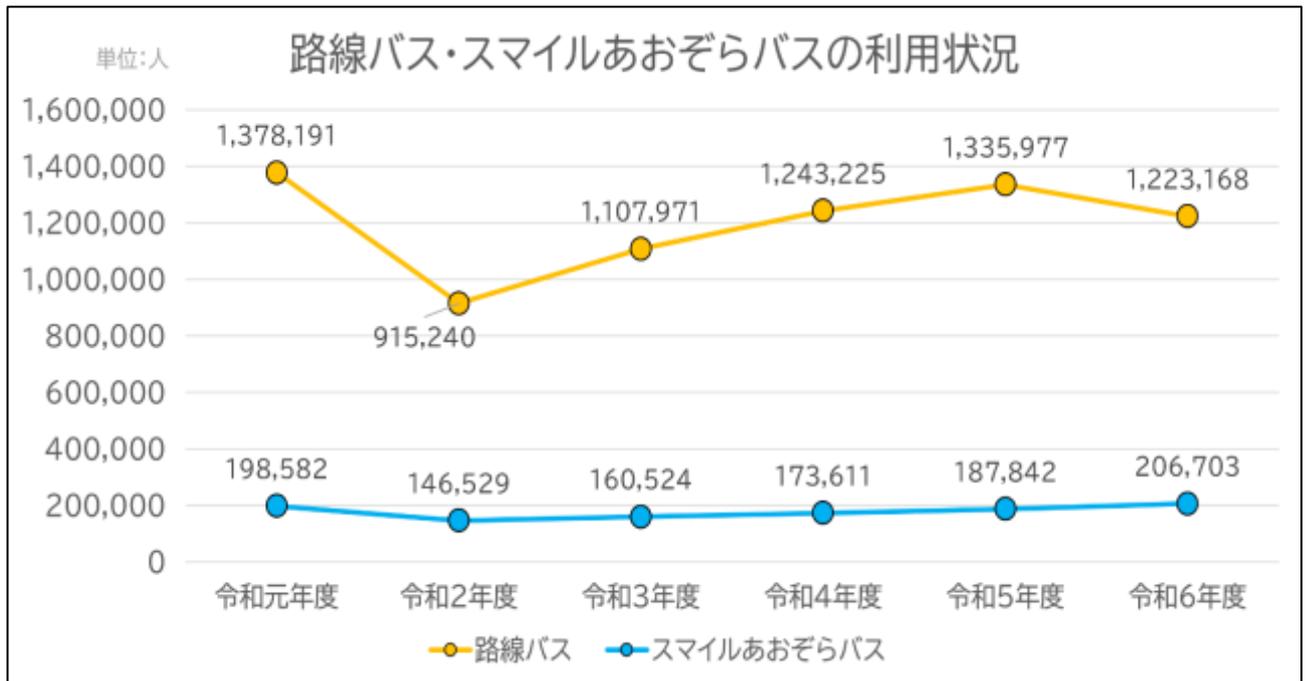
勝田駅はコロナ禍で利用者が約3割減少したが、令和3年度以降回復傾向が見られています。

佐和駅は一時、2割ほど減少しましたが、回復に向かう動きが見られています



出典：ひたちなか海浜鉄道

令和2年度はコロナ禍で利用が減少しましたが、観光需要や美乃浜学園の開校で通学利用が増加するなど、利用者数はコロナ前を上回る水準に回復しています。



出典:茨城交通株式会社、ひたちなか市

路線バスは、コロナ禍で利用者が減少しましたが、令和3年度以降は回復傾向にあります。一方で、令和6年度の利用者数は前年度より減少となっています。

スマイルあおぞらバスについても、年々利用者は増えており、令和6年度は過去最多となる20万人超を記録しています。

## 2.7. アンケート及びグループインタビューの実施

### 2.7.1. 一般アンケート

|                |  |
|----------------|--|
| 調査期間           | 令和7月7月8日（火）～7月18日（金）まで   |
| 調査対象           | 対象制限なし   |
| 調査方法           | オンライン及び紙媒体による回収  |
| 回答数            | 457件（オンライン411件、紙媒体46件）   |
| 結果概要           | <p><b>【主な傾向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用車依存が高い<br/>→ 「日常移動＝車」が多数派<br/>（週3～4日、週5日以上の利用が約7割（67.3%））</li> <li>・ 公共交通利用者（直近月1回以上、公共交通利用者）と非利用者では利用者の満足度が高い傾向<br/>→ 実際に利用することでサービスの利便性や有用性を実感</li> <li>・ 行動の変化に関する意識<br/>→ 将来は「公共交通の時間に合わせて生活する」意識が高い</li> </ul> <p><b>【情報取得と利用しにくさに関する傾向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスの時刻・行先を検索エンジンで調べる人が約6割（55.8%）<br/>→ スマホ・PCが情報取得の主流<br/>→ 「時刻やルートが分かりにくい」「調べ方が難しい」など、情報の分かりにくさが利用障壁に</li> </ul> |
| アンケート結果から見えた課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市では、自家用車への依存が高い一方で、将来の移動手段として公共交通への期待が高まっている。</li> <li>・ 利用者の満足度が高いのは、利用を重ねることで路線や時刻の理解が深まり、使い慣れることで不便さを感じにくくなり、移動手段として安心感が得られるためと考えられる。</li> <li>・ このため、市民の潜在的な利用意欲を引き出すには、利便性の向上に加え、検索エンジンなどを活用した「見つけやすさ」「わかりやすさ」の向上が不可欠である。</li> <li>・ 今後は、既存の交通ネットワークを活かし、情報発信の強化と生活に寄り添う利用環境の整備を進めることで、公共交通を“使い続けたくなる”仕組みづくりが重要となる。</li> </ul>  |

※詳細な調査結果は巻末の資料編に掲載

## 2.7.2. 高齢者アンケート

|                |  |
|----------------|--|
| 調査期間           | 令和7月6月3日（火）～回収終了まで   |
| 調査対象           | シルバーリハビリ体操参加者（13会場）  |
| 調査方法           | 紙媒体による回収   |
| 回答数            | 473件   |
| 結果概要           | <p><b>【主な傾向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答者のうち免許を持っていない方の割合は約22%となっている。</li> <li>・免許を持っていない方の通院や買い物の交通手段は、家族の送迎、徒歩、自転車、が多い傾向にある。</li> <li>・スマートフォンの保有割合は高く、LINEの利用も見られる。</li> <li>・電車やバスを選ばない場面は、体力的な理由よりも、時刻や目的地までの乗り継ぎが分からない理由が多い。</li> </ul>   |
| アンケート結果から見えた課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者アンケートの結果、運転免許を保有していない方は全体の約22%</li> <li>・その主な移動手段は家族の送迎、徒歩、自転車であることが明らかとなった</li> <li>・これらの方々については、条件が整えば公共交通を利用する潜在的な需要が見込まれる。</li> <li>・高齢者層においても一定程度デジタル機器の利用が進んでおり、デジタルツールを活用した公共交通情報の提供が有効</li> <li>・鉄道やバスを選択しない理由として「時刻や乗り継ぎがわからない」といった情報面の課題が多く挙げられており、一般アンケートと同様に、わかりやすい情報発信や案内の充実が求められることが確認された。</li> </ul> |

※詳細な調査結果は巻末の資料編に掲載

### 2.7.3. グループインタビュー

|               |   |
|---------------|---|
| 実施期間          | 令和7月8月1日（金）、8月6日（水） 延べ3回開催  |
| 実施目的          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通（特にスマイルあおぞらバス）の具体的な利用状況の把握</li> <li>・ 公共交通時刻表等認知の状況の把握</li> <li>・ 利用していない場合の理由、利用に転換する可能性のある改善点などについて広く把握</li> </ul>   |
| 周知方法          | 市公式ホームページ、市公式LINE、主要バス停やスマイルあおぞらバス車内等に案内を掲出   |
| 参加者           | 18名   |
| 結果概要          | <p>◇ スマイルあおぞらバス利用者（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスの時間に合わせて毎日の予定を決めています</li> <li>・ 行きは家族に送ってもらい、帰りはバスを使うなど工夫しています</li> <li>・ 週に2回は買い物に使うなど、日常の移動にすっかりなじんでいます</li> <li>・ 時刻表が見つからないため、自分で書き直して使っており、やはり紙のほうが安心です</li> <li>・ 鉄道とスマイルあおぞらバスの乗り継ぎ時間がせめて8分程度は欲しい</li> </ul> <p>◇ スマイルあおぞらバス非利用者（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団地やスーパーの前など、生活の動線上にバス停を増やしてほしい</li> <li>・ 時刻表や情報をもっと分かりやすく、紙・アプリどちらも必要</li> <li>・ 荷物が多い日や雨の日はタクシーを使いたい、アプリなどで簡単に呼べると助かる</li> <li>・ 公共交通の利用を促進するため、バス停まで歩けるように利用者の健康維持を目的とした啓発活動を行ってはどうか</li> </ul> |
| アンケート結果から見た課題 | <p>【スマイルあおぞらバス利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスの時間に合わせて生活を設計しているなど、日常移動の手段として確立されている</li> <li>・ 一方で、時刻表の改善、鉄道との乗り継ぎ時間についてご意見あり</li> <li>・ 頻繁に利用する目的地に合わせて時刻表を作成している</li> <li>・ 鉄道とバスの乗り継ぎ時間について改善の提案あり</li> </ul> <p>【普段は自家用車を利用されている方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「スーパーなど生活動線上にバス停を設置してほしい」との意見</li> <li>・ 「情報発信の方法をもっと分かりやすくしてもらえれば、利用しやすくなる」</li> <li>・ 「バス停まで歩くこと自体が健康維持につながるの、その点を上手にPRしてはどうか」といった提案</li> </ul>   |

※詳細な調査結果は巻末の資料編に掲載

### 3. 課題のまとめ

これまでの現況整理、アンケート調査やグループインタビューの結果等を踏まえ、次期地域公共交通計画において重点的に取り組むべき5つの課題を整理しました。

#### 課題1：広域交通ネットワーク及び階層化ネットワークを活かした連携の強化

<ポイント>

- ・JR・湊線・バス等を活かし、都市拠点間や地域内の移動がスムーズにつながる仕組みづくりが必要です

<背景>

- ・ひたちなか市は4つの都市拠点を位置付けており、鉄道とバスを連携させたネットワーク構築が重要です。「利用者は複数の公共交通を組み合わせる」との声もあり、幹線と支線を結ぶネットワークの強化による利用促進のほか、観光需要の取り込みが求められています。

#### 課題2：スマイルあおぞらバスの最適化

<ポイント>

- ・市民生活に密着した移動手段とするため、ルートや時間帯の柔軟な見直しに加え、バス停配置の工夫など、誰もが使いやすい利便性が求められます。

<背景>

- ・本市は公共交通のカバー率が高く、地域全体を支えるネットワークが整っています。一方で、生活動線上のバス停設置や、乗り継ぎを考慮したダイヤ設計など、スマイルあおぞらバスを一層利用しやすい環境を整えていくことが求められています。また、高齢化が進む中、免許返納の促進や介護予防の効果も想定して、ニーズに対応することが求められているほか、スマイルあおぞらバス運賃のあり方を考えていく必要もあります。

#### 課題3：誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供

<ポイント>

- ・誰にとっても使いやすい公共交通を目指す必要があります。

<背景>

- ・「バスのルートや時刻がわかりづらい」「調べ方が難しい」といった声が多く寄せられており、わかりやすい情報提供が求められています。また、沿線自治体や交通事業者など多様な主体と連携した利用促進や渋滞対策、さらには、新たな技術の活用を検討によるサービスの改善などを通じて、地域交通の利便性向上を図ることが求められています。

#### 課題4：既存の公共交通を維持する取組の充実

##### <ポイント>

- ・今ある交通資源を大切に活かし、利用促進と協働によって持続可能な公共交通を実現することが求められます。

##### <背景>

- ・各公共交通の利用者数は、コロナ禍以降、回復傾向にありますが、人口減少や働き方の変化等により定期利用はコロナ前の水準に戻っていない現状があります。アンケートでは「公共交通を使っている人ほど満足度が高い」との結果もあり、JR線、湊線、バス等公共交通全体の利用促進が必要です。「乗って残す」ことの周知を図り潜在的な需要を取り込むほか、公共交通を市民とともに育てていく姿勢が地域交通維持のカギとなります。

#### 課題5：介助や同行が必要な方等の移動支援

##### <ポイント>

- ・一人では公共交通を利用することが難しい方やバス停や駅まで歩けず公共交通を利用することが難しい方を支えるための移動支援の仕組みが求められています。

##### <背景>

- ・一人で、バスや鉄道を利用できる方については、公共交通の利用を促進しています。一方で、介助や同行を伴う移動サービスは、担い手不足や採算性が課題となっています。そのため、公共交通を利用できず介助を必要とする方の移動ニーズに十分応えることが難しくなっています。こうした方々の移動をどのように支えるかについて、関係機関が連携して取り組むことが重要です。

## 4. 前計画（ひたちなか市地域公共交通網形成計画）の評価

ひたちなか市地域公共交通網形成計画（平成 29 年度～令和 7 年度）では、地域の課題に対応するため、次の 3 つの基本方針を掲げています。

- (1) 地域の実情に即した持続可能な総合的公共交通体系の確立
- (2) 地域活性化に資するまちづくりと連携した交通施策の展開
- (3) 適正な受益者負担に基づく公共交通施策の実現

あわせて、4 つの計画目標と 5 つの数値指標を設定し、目標達成に向けて 27 の事業に取り組んできました。

【各目標の指標数と事業数】

| 目標<br>(4)  | 「公共交通の充実・強化，公共交通機関相互の適切な役割分担とさらなる連携を目指します」 | 「まちづくりと連携した公共交通体系を目指します」 | 「公共交通の意識醸成を図り，公共交通全体の利用拡大を目指します」 | 「安全安心な公共交通を目指します」 |
|------------|--|--------------------------|----------------------------------|-------------------|
| 指標<br>(5)  | 1  | 1                        | 2                                | 1                 |
| 事業<br>(27) | 6  | 10                       | 8                                | 3                 |

### 4.1.1. 評価方法

「③目標」の評価は、「①事業の成果」の評価と「②指標」の評価を併せて総合的に評価を行います。

| 区分          | 項目の評価との関連性 |  |  |
|-------------|------------|--|--|
| ③目標<br>(4)  |            |  | 「達成している」<br>「概ね達成している」<br>「達成できていない」   |
| ②指標<br>(5)  |            | a・b・c  |  |
| ①事業<br>(27) | A・B・C      |  |  |

①「事業」の評価（達成状況）

以下の3段階の区分で評価します。

| 区分 | 基準                |
|----|-------------------|
| A  | 【順調】 取り組みが進んだ     |
| B  | 【概ね順調】 取り組みが概ね進んだ |
| C  | 【要改善】 取り組みが進んでいない |

②「指標」の評価（達成状況）

前期目標値（R2）と目標値（R7）を基準に、以下の3段階の区分で評価します。

| 区分 | 基準   |
|----|--|
| a  | 【順調】 現時点で目標値（R7）を達成                        |
| b  | 【概ね順調】 目標値（R7）を達成していないが、前期目標値（R2）より向上または維持 |
| c  | 【要改善】 目標値（R7）を下回り、前期目標値（R2）も下回る            |

③「目標」の評価（達成状況）

①「事業」と②「指標」の評価を組み合わせる評価します。

| 区分       | ①「事業」            | ②「指標」         |
|----------|------------------|---------------|
| 達成している   | 「A」または「B」が「8割以上」 | 「a」, 「b」      |
| 概ね達成している | 「A」または「B」が「8割以上」 | 「c」           |
|          | 「A」または「B」が「6割以上」 | 「a」, 「b」      |
| 達成できていない | 「A」または「B」が「6割以上」 | 「c」           |
|          | 「A」または「B」が「6割未満」 | 「a」, 「b」, 「c」 |

## 【評価一覧の見方】

### (1) 指標の評価

【指標1】スマイルあおぞらバスの年間利用者数

評価：b

評価結果

(単位：人)

|     | H27<br>【前期】<br>初年度 | R2<br>【前期】<br>最終年度 | R3      | R4      | R5      | R6      | R7<br>【後期】<br>最終年度 |
|-----|--------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|--------------------|
| 目標値 | -                  | 196,000            | -       | -       | -       | -       | 216,000            |
| 実績値 | 164,431            | 146,529            | 160,524 | 173,611 | 187,842 | 206,703 |                    |

### (2) 事業の評価

| 事業名        | 内容   | 事業主体                      | 地域公共交通特定事業 | 達成状況<br>(令和7年10月現在)   | 評価 |
|------------|--|---------------------------|------------|---|----|
| ①市内交通体系の強化 | それぞれの公共交通機関の役割を明確にし、市内のバス路線の体系の現況を整理するとともに、相互の乗継の利便性向上を図ります。<br>また、路線バスの運行がない時間をスマイルあおぞらバスで補完するなど、運行時間帯の調整を図ります。 | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | 令和7年3月22日にスマイルあおぞらバスのダイヤ改正を実施し、柳が丘・関戸地区において、路線バスの運行がない時間帯を補完する運行を開始しました。地域の移動手段の確保に寄与した一方で、今後は乗継利便性のさらなる向上が求められることから、現時点では概ね順調と評価します。 | B  |

「網形成計画」の「8目標を達成するための事業及び実施主体」に記載されている内容をそのまま記載

現時点での状況

評価結果

#### 4.1.2. 評価結果

| 目標  | ①事業                             | ②指標                            | 評価結果  |
|---|---------------------------------|--------------------------------|---|
| 公共交通の充実・強化, 公共交通機関相互の適切な役割分担とさらなる連携を目指します | 6事業<br>A評価：2<br>B評価：4<br>C評価：0  | 1指標<br>a評価：0<br>b評価：1<br>c評価：0 | ①事業：AまたはBが8割以上<br>②指標：b<br><br>達成している<br>概ね達成している<br>達成できていない |
| まちづくりと連携した公共交通体系を目指します                    | 10事業<br>A評価：5<br>B評価：5<br>C評価：0 | 1指標<br>a評価：0<br>b評価：1<br>c評価：0 | ①事業：AまたはBが8割以上<br>②指標：b<br><br>達成している<br>概ね達成している<br>達成できていない |
| 公共交通利用の意識醸成を図り, 公共交通全体の利用拡大を目指します         | 8事業<br>A評価：4<br>B評価：4<br>C評価：0  | 2指標<br>a評価：2<br>b評価：0<br>c評価：0 | ①事業：AまたはBが8割以上<br>②指標：a<br><br>達成している<br>概ね達成している<br>達成できていない |
| 安全安心な公共交通を目指します                           | 3事業<br>A評価：2<br>B評価：1<br>C評価：0  | 1指標<br>a評価：0<br>b評価：0<br>c評価：1 | ①事業：AまたはBが8割以上<br>②指標：c<br><br>達成している<br>概ね達成している<br>達成できていない |

4つの目標のうち3つを達成しており, 全体として概ね計画どおりに進捗しております。

【指標の評価（達成状況）一覧】

- 1 公共交通の充実・強化，公共交通機関相互の適切な役割分担とさらなる連携を目指します

【指標1】スマイルあおぞらバスの年間利用者数 評価：b

(単位：人)

|     | H27<br>【前期】<br>初年度 | R2<br>【前期】<br>最終年度 | R3      | R4      | R5      | R6      | R7<br>【後期】<br>最終年度 |
|-----|--------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|--------------------|
| 目標値 | -                  | 196,000            | -       | -       | -       | -       | 216,000            |
| 実績値 | 164,431            | 146,529            | 160,524 | 173,611 | 187,842 | 206,703 |                    |
| 前年比 | -                  | 0.73               | 1.09    | 1.08    | 1.08    | 1.01    |                    |

- 2 まちづくりと連携した公共交通体系を目指します

【指標2】ひたちなか海浜鉄道湊線の年間利用者数 評価：b

(単位：人)

|     | H27<br>【前期】<br>初年度 | R2<br>【前期】<br>最終年度 | R3        | R4        | R5        | R6        | R7<br>【後期】<br>最終年度 |
|-----|--------------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------|
| 目標値 | -                  | 1,058,000          | -         | -         | -         | -         | 1,579,000          |
| 実績値 | 987,515            | 719,006            | 1,085,952 | 1,116,350 | 1,168,244 | 1,182,442 |                    |
| 前年比 | -                  | 0.67               | 1.51      | 1.02      | 1.04      | 1.01      |                    |

※湊線延伸区間の開業後の利用者数増加を見据えて見込んだものです。

3 公共交通利用の意識醸成を図り，公共交通全体の利用拡大を目指します

【指標3】公共交通不便地区の面積 評価：a

(単位：km<sup>2</sup>)

|     | H27<br>【前期】<br>初年度 | R2<br>【前期】<br>最終年度 | R3    | R4    | R5    | R6    | R7<br>【後期】<br>最終年度 |
|-----|--------------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|--------------------|
| 目標値 | -                  | 16.49              | -     | -     | -     | -     | 15.81              |
| 実績値 | 17.86              | 14.34              | 13.54 | 13.54 | 13.54 | 13.54 |                    |

【指標4】運転免許返納者数 評価：a

(単位：人)

|     | H27<br>【前期】<br>初年度 | R2<br>【前期】<br>最終年度 | R3  | R4  | R5  | R6  | R7<br>【後期】<br>最終年度 |
|-----|--------------------|--------------------|-----|-----|-----|-----|--------------------|
| 目標値 | -                  | 350                | -   | -   | -   | -   | 450                |
| 実績値 | 244                | 547                | 576 | 470 | 419 | 471 |                    |

4 安全安心な公共交通を目指します

【指標5】ひたちなか海浜鉄道湊線の車両購入 評価：c

(単位：両)

|     | H27<br>【前期】<br>初年度 | R2<br>【前期】<br>最終年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7<br>【後期】<br>最終年度 |
|-----|--------------------|--------------------|----|----|----|----|--------------------|
| 目標値 | -                  | 10                 | -  | -  | -  | -  | 12                 |
| 実績値 | 8                  | 8                  | 8  | 8  | 8  | 9  |                    |

※湊線延伸区間の開業後のダイヤ編成を見据えて見込んだものです。なお，令和6年度の増車は，観光列車としての運行に供するために購入したものです。

## 「目標を達成するための事業」の達成状況

| 事業名  | 内容   | 実施主体                      | 地域公共交通特定事業 | 達成状況  | 評価 |
|--|--|---------------------------|------------|---|----|
| <b>目標（１）公共交通の充実・強化，公共交通機関相互の適切な役割分担とさらなる連携を目指します</b> |  |                           |            |   |    |
| ①市内交通体系の強化   | それぞれの公共交通機関の役割を明確にし、市内のバス路線の体系の現況を整理するとともに、相互の乗継の利便性向上を図ります。<br>また、路線バスの運行がない時間をスマイルあおぞらバスで補完するなど、運行時間帯の調整を図ります。 | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | 令和 7 年 3 月 22 日にスマイルあおぞらバスのダイヤ改正を実施し、柳が丘・関戸地区において、路線バスの運行がない時間帯を補完する運行を開始しました。スマイルあおぞらバスにより、路線バスの運行時間の補完がされたことから、概ね順調と評価します。次期計画においても、スマイルあおぞらバスが路線バスを補完する役割を担うとともに、公共交通全体のネットワーク及び利便性向上を推進します。   | B  |
| ②スマイルあおぞらバスの充実・強化                                    | 交通不便地区の解消のため、路線を見直すとともに、地域のニーズに応じて増便や運行時間帯の拡大を検討します。<br>あわせて、バスやワゴン車の増車について検討します。                                | 活性化協議会<br>ひたちなか市          |            | 平成 29 年 10 月 1 日、平成 30 年 10 月 14 日、令和 2 年 3 月 22 日、令和 5 年 9 月 4 日、令和 6 年 3 月 23 日、及び令和 7 年 3 月 22 日に地域や利用者のニーズ、運行事業者の意見等を聞きながら、スマイルあおぞらバスのルート・ダイヤ等の見直しを行い、交通不便地区の解消が進んでいます。<br>また、平成 30 年 10 月 14 日に「平磯・那珂湊市街地コース」を新設し、現在は計 8 コースで運行しています。地域のニーズに応じた充実・強化が継続的に行われており、利用者が 20 万人を突破するなど改善に確実な成果が見られることから、順調と評価します。次期計画においても、スマイルあおぞらバスのさらなる利便性向上に努めるとともに、ルートやダイヤ、バス停の配置等、地域住民や利用者の意見を聞きながら改善を進め、身近な移動手段として利用促進を図ります。 | A  |
| ③わかりやすい案内の整備   | スムーズな乗り継ぎが行えるよう、駅前等の案内の充実を図ります。  | ひたちなか市                    |            | 令和 6 年度にスマイルあおぞらバスの車両やバス停に共通の路線番号・バス停番号を導入し、複数コースが発着する駅前等における案内の分かりやすさを向上させました。<br>案内の充実に取り組んだことから、概ね順調と評価します。今後も、分かりやすいバス停表示や路線案内を進め、乗継案内の向上を図ります。   | B  |
| ④乗り継ぎを促進する料金体系の導入                                    | スマイルあおぞらバス同士、スマイルあおぞらバスとひたちなか海浜鉄道湊線などの間で乗継をする場合の料金の割引など、乗り継ぎを促す料金制度について検討します。                                    | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | 乗継割引制度の導入に向けて検討を行った結果、事業者間での割引率の調整等、実施にあたっての課題が明らかになりました。そのため現時点での導入には至っていませんが、制度実現に向けた課題を整理できたことは一定の成果といえることから、概ね順調と評価します。次期計画においては、事業者間での割引率の調整等の課題があるものの、乗継促進に向けて実現可能な制度設計について検討します。   | B  |
| ⑤共通乗車券の導入  | 路線バスとスマイルあおぞらバスの共通回数券や公共交通機関共通 1 日乗車券の導入を図ります。   | 活性化協議会<br>交通事業者           |            | 令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月までの期間に、海浜鉄道と路線バスの共通乗車券である「ひたちなか市内路線バス・ひたちなか海浜鉄道 1 日フリー切符」を電子チケットとして販売しました。公共交通機関相互の連携に取り組んだことから、概ね順調と評価します。次期計画においても、より効果的な共通乗車券のあり方について引き続き検討します。  | B  |
| ⑥佐和地区とひたちなか地区との新規路線の検討                               | J R 佐和駅～ひたちなか地区間の新規バス路線について、隣接する那珂市や 東海村との広域連携も含めて検討します。   | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | 令和 5 年 9 月 2 日に JR 佐和駅東西自由通路の整備及び JR 佐和駅の橋上化により佐和駅東口が開設されました。同日、スマイルあおぞらバス「勝田中央コース」が佐和駅東口暫定ロータリーに延伸したことにより、「佐和地区」と「ひたちなか地区」が接続されました。<br>計画の目的であった新規路線整備が実現したため、順調（完了）と評価します。次期計画においても、利用者ニーズの高い停留所について調査・研究し、利便性向上を図ります。  | A  |
| <b>目標（２）まちづくりと連携した公共交通体系を目指します</b>                   |  |                           |            |   |    |
| ①ひたちなか海浜鉄道の延伸  | 市民の利便性向上や観光客の回遊性を高め地域の活性化を図るため、国営ひたち海浜公園西口付近まで路線を延伸します。  | ひたちなか海浜鉄道<br>ひたちなか市       | ○          | 国との協議や許可手続を経て事業実施段階に入っており、概ね順調と評価します。次期計画では再構築実施計画に基づき延伸事業を実施するため主要な取組として位置づけます。  | B  |
| ②ひたちなか海浜鉄道の新駅設置                                      | 平磯、磯崎、阿字ヶ浦地区の小・中学校の統合にあたり、児童・生徒の通学手段を確保するため新駅を設置します。さらに、利用状況などを踏まえ、適宜新駅の設置について検討します。                             | ひたちなか海浜鉄道<br>ひたちなか市       | ○          | 平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区の小中一貫校「美乃浜学園」の開校にあわせ、令和 3 年 3 月 13 日に新駅「美乃浜学園駅」を開業しました。児童・生徒の通学手段を確保したことから、概ね順調と評価します。次期計画では、延伸事業の進捗に合わせて、新駅整備を進めます。  | B  |
| ③公共交通結節点の整備  | ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸にあわせて、国営ひたち海浜公園西口前の茨城県土地開発公社所有地に駅前広場を整備します。あわせて、情報発信や交流機能を導入します。                                   | 活性化協議会<br>ひたちなか市          |            | 延伸事業の進捗に合わせて関係機関との協議を重ね、整備に向けた準備を進めていることから、概ね順調と評価します。次期計画では、延伸事業の進捗に合わせて駅前広場の検討を進めます。  | B  |
| ④佐和駅の東西自由通路設置及び駅舎橋上化                                 | J R 佐和駅東側の利用者の利便性向上と、線路により分断された地域の交流・活性化を図るため、東西自由通路の整備及び駅舎の橋上化を実施します。   | ひたちなか市<br>交通事業者           |            | JR 佐和駅の橋上化および東西自由通路の整備を完了し、令和 5 年 9 月 2 日に供用を開始しました。これにより、線路で分断されていた地域の一体化と利用者の利便性向上が図られ、事業目的を達成したことから、順調（完了）と評価します。次期計画では、佐和駅前広場の維持管理や周辺のバリアフリー化を推進し、駅や駅周辺の更なる利便性向上を図ります。  | A  |
| ⑤駅前空間の環境整備   | ひたちなか海浜鉄道において、駐車場や花壇などの駅前環境の整備について地域と連携しながら実施します。  | ひたちなか市<br>交通事業者<br>市民団体   | ○          | 磯崎駅のトイレ改修や防犯灯設置など環境整備をし、地域と連携した美化活動も継続されています。整備と協働の両面で事業目的を達成しているため、順調と評価します。次期計画でも、地域との協働による鉄道の維持・利用促進に向けた取組を継続して推進します。  | A  |
| ⑥交通施設のバリアフリー化推進                                      | バスや鉄道の車両及び主要な駅・停留所のバリアフリー化を推進します。  | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | 茨城交通では勝田営業所及び那珂湊営業所が所管するノンステップバスを、平成 29 年度の 15 台から令和 2 年度までに 34 台、令和 7 年 2 月現在では 43 台に増車しました。約 9 割の車両がノンステップバスとなっております。令和 3 年 3 月 13 日に開業した「美乃浜学園駅」は、スロープや点字ブロックが整備されています。これらのことから、概ね順調と評価します。次期計画では、勝田・佐和駅周辺の徒歩圏内の歩道等のバリアフリー化を実施します。   | B  |

## 「目標を達成するための事業」の達成状況

| 事業名  | 内容   | 実施主体                      | 地域公共交通特定事業 | 達成状況   | 評価 |
|--|--|---------------------------|------------|--|----|
| ⑦商店街との連携事業の促進                              | スマイルあおぞらバスやひたちなか海浜鉄道について、商店街と連携したPRや公共交通利用者割引特典などの利用促進策を推進します。   | 活性化協議会<br>ひたちなか市          |            | 海浜鉄道の利用者を対象に、おらが湊鉄道応援団では、那珂湊駅または乗務員が発行する「乗車証明書」を沿線の店舗や旅館等に呈示することにより各店オリジナルサービスが受けられる取組を実施しています。<br>地域と連携した湊線の利用促進の取組が着実に進められていることから、順調と評価します。次期計画においても、地域との協働による鉄道の利用促進に向けた取組を継続して推進します。   | A  |
| ⑧観光地へのパークアンドライド駐車場の整備                      | 那珂湊おさかな市場やひたちなか地区周辺の渋滞対策及び湊線の利用促進策として、自家用車から鉄道やバスに乗り換えて観光地へ向うためのパークアンドライド駐車場を整備します。あわせて、道の駅としての利用可能性について検討します。 | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | 令和7年5月に、ひたちなか・大洗リゾート構想協議会において、多客期における渋滞対策として、ひたちなか海浜公園付近の国有地及び県立海洋高等学校グラウンドに臨時駐車場を設け、駐車場からひたちなか海浜公園及び那珂湊おさかな市場を結ぶシャトルバスを運行しました。渋滞対策及び公共交通の利用促進に取り組んだことから、概ね順調と評価します。次期計画においても、県や観光部門と連携し、パークアンドライド等の案内を強化するなど、公共交通の利用促進を図ります。                        | B  |
| ⑨地域との連携推進                                  | 自治会やコミュニティ、まちづくり市民会議などの地域の団体と連携し、路線評価、路線相談、利用促進体制の構築など地域で公共交通を支える体制の構築を目指します。                                  | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | 市、ひたちなか海浜鉄道、自治会、商工会議所、おらが湊鉄道応援団等から構成される「湊鉄道対策協議会」では、ひたちなか海浜鉄道が販売する回数券（通常11枚綴りで10枚分の運賃）を、自治会員を対象に9枚分の運賃で販売できるよう補助をし、利用促進をしています。<br>令和6年度においては、市内84自治会のうち約半数の38自治会で購入がされており、地域と連携した継続的な取組が行われていることから、順調と評価します。今後も、地域との協働による鉄道の維持・利用促進に向けた取組を継続して推進します。 | A  |
| ⑩環境施策との連携推進                                | 県央地域首長懇話会構成市町村と協調してノーマイカーデーを実施して、公共交通の利用を促進します。  | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | いばらき県央連携中枢都市圏構成市町村と連携し、民間事業者もあわせて6月と12月にノーマイカーウィークを実施しています。取組が広域的に定着しており、計画の目的を達成したため、順調と評価します。次期計画でも近隣自治体と連携し公共交通の利用促進に取り組みます。  | A  |
| <b>目標（3）公共交通の意識醸成を図り、公共交通全体の利用拡大を目指します</b> |  |                           |            |  |    |
| ①日常的な利用を促進する料金体系の導入                        | スマイルあおぞらバスで割引率の高い回数券や1日乗車券の発行、乗り継ぎ券の発行など利用促進につながる料金体系について検討します。  | ひたちなか市                    |            | 現在11枚セットの回数券を1,000円で販売しております。令和7年度には、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、11枚セット回数券を600円にて割引販売を実施しました。<br>この取組により、より多くの市民が気軽に利用しやすい環境が整備されたことから、順調と評価します。次期計画においても回数券の販売を継続し、スマイルあおぞらバスの利用促進を図ります。   | A  |
| ②時刻表の見直し                                   | 現在発行している路線図付時刻表のほか、地区別時刻表、コース別時刻表、乗り継ぎ時刻表など、利用者のニーズに即した時刻表を作成します。  | 活性化協議会<br>ひたちなか市          |            | 令和4年2月より、ひたちなか市の公式LINEの「便利な機能」にて、「ひたちなか海浜鉄道」と「スマイルあおぞらバス」の時刻表を確認できるようにしました。<br>公共交通を利用しやすい環境の整備に取り組んだことから、概ね順調と評価します。次期計画においても、わかりやすい時刻表の検討を進めるほか、検索エンジンと連動した時刻表の整備を実施します。   | B  |
| ③公共交通総合パンフレットの作成                           | 市内公共交通全体の総合的な利用パンフレットを作成します。   | 活性化協議会<br>ひたちなか市          |            | スマイルあおぞらバスのルート図に、鉄道の路線及び駅、市内バス路線及び主要な停留所を掲載しています。公共交通全体の利用拡大に向け取り組んだことから、概ね順調とします。次期計画では、デジタル化の進展を踏まえ、バスの時刻表やルート情報の充実重点を置いて取り組みます。   | B  |
| ④利用ニーズの把握と反映                               | スマイルあおぞらバスへの乗車アンケートの実施や利用者懇談会を開催するなど、利用ニーズを把握し、運行計画等に適切に反映します。   | 活性化協議会<br>ひたちなか市          |            | スマイルあおぞらバスの小中学生乗車無料期間および高齢者乗車無料期間において、利用者アンケートを実施しました。また、次期計画の策定にあたり、一般アンケートや高齢者アンケート、グループインタビューを通じて、スマイルあおぞらバスの改善につながる意見の把握にも取り組んでいます。このようなことから、順調と評価します。次期計画においてもイベントや無料乗車、市民との意見交換の機会を活用し、利用者ニーズの把握に努めます。   | A  |
| ⑤公共交通教育の推進                                 | バスの乗り方教室やモビリティマネジメント教育などの公共交通教育を推進します。   | 活性化協議会                    |            | 産業交流フェアにおいてバス運転士体験を実施しています。また、小中学生の夏休み期間にスマイルあおぞらバスの無料期間を設定することで、公共交通に触れる機会を作り、新規の利用やその後の継続的な利用を促進しています。計画の目的を達成したため順調と評価します。次期計画においても、イベント等を活用し公共交通への理解や利用促進に向けた取組を継続して推進します。   | A  |
| ⑥広報活動の強化                                   | 行政と事業者が協力し、産業交流フェアやその他イベント等にブースを出展するほか、公共交通広報紙を発行し、公共交通利用の意識付けを図ります。   | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | 産業交流フェアなどで行政と事業者が協力し、公共交通のPRを実施しています。公共交通利用の意識付けを図ってきたため、概ね順調と評価します。今後も、イベント等を活用し公共交通のPRや利用促進に向けた取組を継続して推進します。   | B  |
| ⑦ICカード導入の検討                                | スマイルあおぞらバスへのICカード導入を検討します。   | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | ICカード含めたキャッシュレス決済は過渡期にあり、技術の進展について、様々な情報収集に努めているため、概ね順調と評価します。次期計画では、導入自治体の事例を参考にしながら、本市適合性について調査を実施します。   | B  |
| ⑧運転免許返納者への対応                               | 運転免許返納者に対するコミュニティバスの1年間乗車無料措置を継続するとともに、他の公共交通機関への拡大について検討します。  | 活性化協議会<br>交通事業者<br>ひたちなか市 |            | 運転免許返納者に対するコミュニティバスの1年間乗車無料措置を継続するとともに、令和6年度から高齢者乗車無料期間を実施しています。路線バスでは、65歳以上の方を対象にすべての路線が乗り放題となる定期券を販売しています。民間タクシーでは、65歳以上の方を対象に初乗り運賃の割引サービスなどを実施しています。このようなことから、順調と評価します。次期計画においても、返納者に対するスマイルあおぞらバスの1年間の無料措置を継続し、公共交通への理解や利用促進を図ります。               | A  |

「目標を達成するための事業」の達成状況

| 事業名                  | 内容  | 実施主体                       | 地域公共交通特定事業 | 達成状況   | 評価 |
|----------------------|---|----------------------------|------------|--|----|
| 目標（4）安全安心な公共交通を目指します |   |                            |            |  |    |
| ①コミュニティバス車両の更新       | 導入から10年が経過し、年間6万キロを超える運行をしていることから、計画的に車両を更新します。                         | 交通事業者<br>ひたちなか市            |            | 令和元年度から令和4年度までにバスを毎年1台更新し、令和元年度、4年度、6年度にワゴン車を1台ずつ更新し、順調と評価します。次期計画では、安定運行の維持に必要な対策について検討します。   | A  |
| ②ひたちなか海浜鉄道車両の購入      | ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸に合わせ、運用の増加に必要な車両を購入します。                                   | ひたちなか海浜鉄道                  | ○          | 令和6年度に2台の車両を更新し、1台を増台する計画であり、令和7年度より計9車両にて運行する予定です。延伸に備え、車両の増台を計画的に行っていきます。指標の12台には至らない見込みですが、車両更新は着実に実施されていることから、全体として概ね順調と判断します。次期計画では、延伸区間の運行増に対応した車両の増車をを行います。                     | B  |
| ③鉄道施設更新の推進           | 湊線第二期基本計画、湊線第三期基本計画及び湊線第四期基本計画に基づき、施設や設備などの更新を計画的に実施し、海浜鉄道の安全な運行を確保します。 | ひたちなか海浜鉄道<br>茨城県<br>ひたちなか市 | ○          | 湊線第三期基本計画に基づき、老朽化した施設や設備などの更新を計画的に実施してきました。令和5年3月に湊線第四期基本計画を策定し、令和5年度から令和9年度までの期間の施設や設備の更新について、計画的に実施します。<br>継続的な更新体制が整っていることから、全体として順調と評価します。今後も湊線第四期基本計画、再構築実施計画に基づき鉄道施設の改修・更新を進めます。 | A  |

## 5. 基本方針

### 5.1. 基本方針

本市では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、JR 常磐線・水郡線・ひたちなか海浜鉄道、路線バス、スマイルあおぞらバスなど、多様な公共交通資源を組み合わせた県内有数の公共交通を構築してまいりました。

一方で、人口減少や高齢化の進行、働き方や生活様式の変化、運転士不足の深刻化など、公共交通網を維持する環境は厳しさを増しています。

市民アンケートやグループインタビューでは、公共交通の情報を十分に伝えられていない方からは、利用への不安を感じている方が多いことがわかりました。一方で、目的地や時間に応じて鉄道や路線バス、スマイルあおぞらバスを使い分けている方からは、満足度を得ていることがわかってきました。

こうした状況の中で公共交通を維持していくためには、公共交通の利便性を高めていく取組に加え、市民が「公共交通の情報を知り、自分に合った使い方を選べる」環境づくりが必要と考えます。そのため、行政や多様な主体と連携し、公共交通の情報や利用手段をわかりやすく発信し、理解していただくことが重要です。

情報発信を強化し、利便性向上と利用促進の取組を積み重ねることで、公共交通が地域に根づき、将来にわたって安心して利用できる移動環境を維持することにつながると考えます。

以上の考え方を踏まえ、本市では、次期計画の基本方針として、

#### 【基本方針】

情報を届け、人と地域、未来へつなぎ、使いやすく持続可能な公共交通へ

—知って、選んで、わたし流にアレンジ—

を掲げ、情報発信の強化や利用促進等に取り組みながら、安心して利用できる持続可能な公共交通体系の構築を目指してまいります。

## 5.2. 計画目標

本計画では、基本方針に基づき、達成すべき具体的な計画目標を5つの「つなぐ」視点から設定し、それぞれの目標に基づいて施策を展開します。また、各施策の成果を検証するため、評価指標（アウトプット指標）およびアウトカム指標を設定します。

| 計画目標1：広域及び市内都市拠点をつなぐ   |                            |
|--|----------------------------|
| 市内4つの都市拠点（中心市街地・佐和駅周辺地区・那珂湊地区・ひたちなか地区）を鉄道・バスで円滑につなぎ、持続可能な移動を支える。 |                            |
| 評価指標   | 1：4都市拠点間を結ぶ公共交通の運行回数（平日平均） |

| 計画目標2：生活圏をつなぐ   |                  |
|---|------------------|
| 市民の日常生活に寄り添い、誰もが利用しやすく持続可能な生活圏（買い物・通院・通学など日常の移動範囲）内の移動を実現する |                  |
| 評価指標  | 1：スマイルあおぞらバスの収支率 |

| 計画目標3：利用者と公共交通をつなぐ                     |                    |
|--|--------------------|
| 公共交通の利便性を高め、誰もが利用しやすく継続的に利用される仕組みをつくる。 |                    |
| 評価指標                                   | 1：公共交通利用促進に係る連携団体数 |

| 計画目標4：未来へつなぐ   |                            |
|--|----------------------------|
| 公共交通を地域の大切な資源として、地域全体で支え、次世代へ引き継ぐことで、公共交通を未来へつなぎ、持続可能な形で守り育てていく。 |                            |
| 評価指標   | 1：スマイルあおぞらバスに関する出前講座等の実施回数 |

| 計画目標5：介助や同行が必要な方等の移動をつなぐ                     |                    |
|--|--------------------|
| 福祉分野など関係機関と連携し、介助や同行が必要な方等を支える移動支援体制を整備していく。 |                    |
| 評価指標   | 1：分野間連携に関する協議の実施回数 |

計画全体の指標(アウトカム指標) ⇒ 市内公共交通の利用者総計

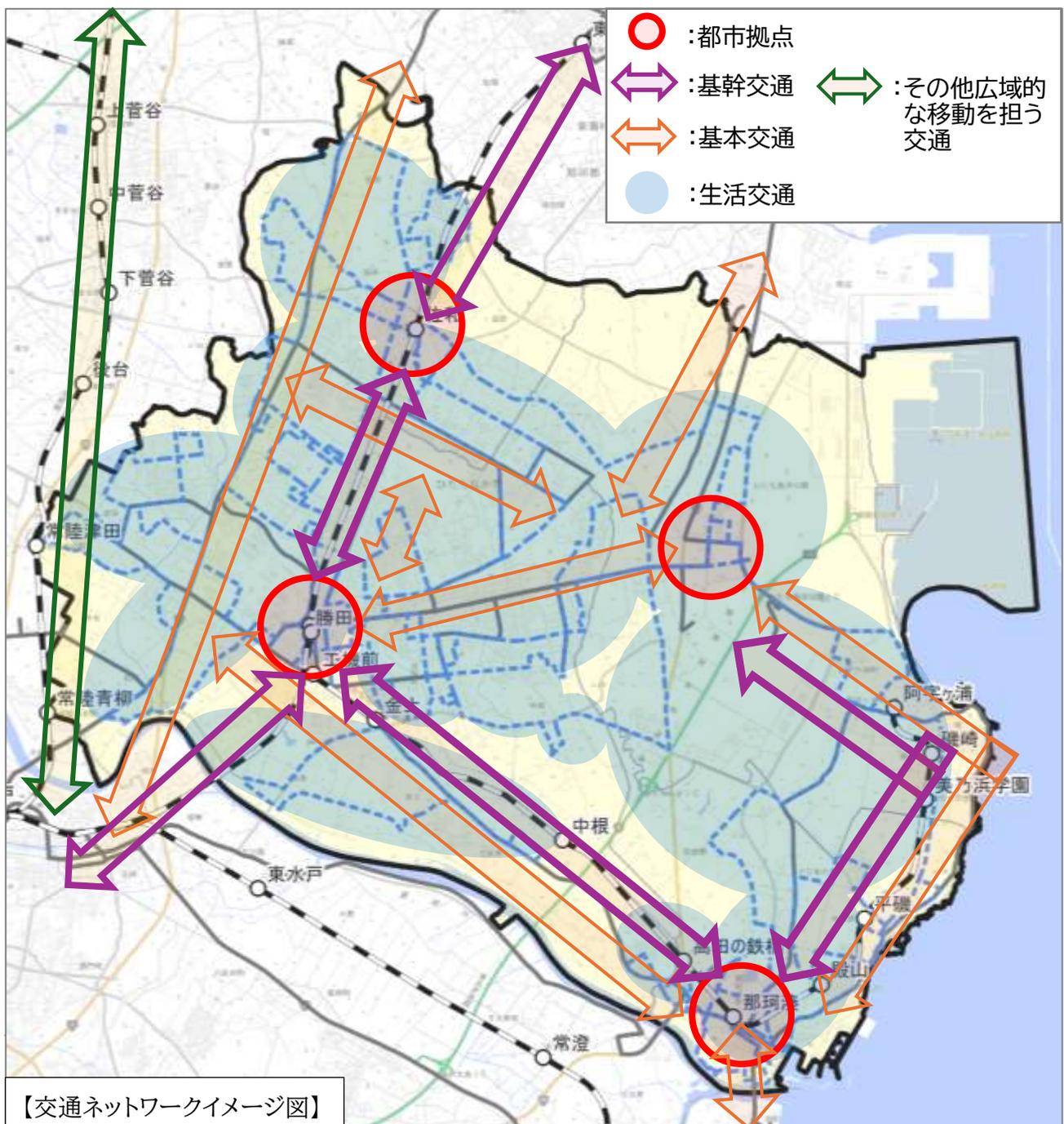
### 5.3. 基本方針に基づく交通ネットワークの将来像

本市の公共交通は、これまでの「ひたちなか市地域公共交通網形成計画」において、役割に応じて三つに分類されています。

市内の主要な市街地を結ぶ鉄道を「基幹交通」、市内の主要幹線を運行する路線バスを「基本交通」として位置付けています。

また、路線バスを補完し、駅や日常生活に欠かせない公共施設、医療機関、商業施設などを巡り、住宅地などをきめ細かく運行するスマイルあおぞらバスを「生活交通」として位置付けています。さらに、タクシーについては、個別の移動ニーズに柔軟に対応できる交通手段として、市民や来訪者の多様な移動を支えています。

これらの公共交通の位置付けを踏まえ、本計画期間においては、基幹交通・基本交通・生活交通を有機的に連携させ、利便性と持続性を両立した公共交通ネットワークを形成します。



| 類型              | 主な公共交通           | 各公共交通の役割  |
|-----------------|------------------|---|
| 基幹交通            | JR 東日本常磐線        | 【役割】 市内の都市拠点間を接続するとともに、隣接市町村、首都圏等への広域的な移動を支える骨格軸として、市民の通勤、通学などの日常生活における移動や観光客などの来訪者の移動を担う。  |
|                 | ひたちなか海浜鉄道湊線      | 【役割】 都市拠点間を接続し、JR 東日本常磐線とも連携した交通ネットワークを形成する。市民の通勤、通学、通院、買物などの日常生活における移動や観光客などの来訪者の移動を支える。   |
| 基本交通            | 茨城交通路線バス         | 【役割】 市内の都市拠点間の接続及び隣接市町村への広域的な移動を支える交通手段として、市民の通勤、通学、通院、買物などの日常生活における移動や観光客などの来訪者の移動を支える。  |
| 生活交通            | スマイルあおぞらバス       | 【役割】 各地域から都市拠点に接続し、基幹交通とも連携した交通ネットワークを形成する。市民の通勤、通学、通院、買物などの日常生活における移動を支える。   |
| 多様なニーズの移動を支える交通 | タクシー             | 【役割】 鉄道やバスなど既存の公共交通サービスの利用が困難な市民や、早朝や夜間などサービス提供時間外に移動が必要な方にも対応し、ドア・ツー・ドア型の少量個別輸送を担うことで、通院や買い物など日常生活における個人の自由な移動を支える。また、観光や出張で来訪された方などの移動を支える。 |
| その他広域的な移動を担う交通  | JR 東日本水郡線        | 【役割】 隣接市町村への広域的な移動を支える鉄道として、市民の通勤、通学などの日常生活における移動を支える。  |
| 特定の対象者の移動を支える交通 | 福祉有償運送<br>福祉タクシー | 【役割】 一人で公共交通機関を利用することが困難である障がい者や要介護者など、既存の公共交通サービスの利用が困難な方の移動を支える。  |
|                 | 企業送迎バスなど         | 【役割】 特定の移動需要を支える。   |

## 6. 目標達成に向けた施策

### 6.1. 施策の実施内容

#### ■計画目標1：広域及び市内都市拠点をつなぐ

市内4つの都市拠点（中心市街地・佐和駅周辺地区・那珂湊地区・ひたちなか地区）を鉄道・バスで円滑につなぎ、持続可能な移動を支える。

|            |   |    |     |     |     |
|------------|---|----|-----|-----|-----|
| 施策①        | 鉄道事業再構築実施計画に基づくひたちなか海浜鉄道湊線鉄道事業再構築事業の実施【特定事業：鉄道事業再構築事業】  |    |     |     |     |
| 施策概要       | <p>○ 延伸事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>阿字ヶ浦駅から国営ひたち海浜公園西口付近まで延伸する。</li> <li>阿字ヶ浦駅に列車交換設備を整備する。</li> </ul> <p>○ 利用環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要駅に多言語・キャッシュレス対応券売機を導入する。</li> <li>那珂湊駅トイレを洋式化し、市内外の利用者の利便性を向上させる。</li> </ul> <p>○ 施設・車両の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湊線第四期基本計画（R5～R9）に基づき、施設・車両を計画的に更新する。</li> <li>安全で安定した運行体制を確保する。</li> </ul> <p>※湊線鉄道事業再構築実施計画の詳細は巻末の資料編に掲載</p> |    |     |     |     |
| 実施主体       | ひたちなか海浜鉄道株式会社、市   |    |     |     |     |
| 解決が期待できる課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市拠点間※の移動がスムーズにつながる。（※中心市街地、那珂湊地区、ひたちなか地区、佐和地区）</li> <li>ネットワーク構築に伴い利用が促進され、沿線住民の利便性向上や観光需要の取り込みが期待できる。</li> </ul>   |    |     |     |     |
| 網形成計画との関係  | <p>◎継続（施策の統合）</p> <p>旧施策名：ひたちなか海浜鉄道の延伸、ひたちなか海浜鉄道の新駅設置、交通結節点の整備、鉄道車両の購入、鉄道施設更新の推進</p>  |    |     |     |     |
| 年度スケジュール   | R8  | R9 | R10 | R11 | R12 |
|            | 延伸事業の実施   |    |     |     |     |
|            | 再構築事業の実施（利用促進策の実施、安全で安定的な運行の推進）   |    |     |     |     |
|            | 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施  |    |     |     |     |

|              |  |    |     |     |     |
|--------------|--|----|-----|-----|-----|
| 施策②          | 市内交通網の連携強化   |    |     |     |     |
| 施策概要         | <p>○ <b>ダイヤの接続性向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道のダイヤに合わせてバスのダイヤを調整するなど、接続性を向上させる。</li> </ul> <p>○ <b>乗り継ぎ促進の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通乗車券や乗り継ぎ割引の導入を検討する。</li> </ul> <p>○ <b>交通結節点の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勝田駅、佐和駅から徒歩圏内のバリアフリー化を推進する。</li> </ul> |    |     |     |     |
| 実施主体         | 交通事業者、市  |    |     |     |     |
| 解決が期待できる課題   | 鉄道とバスの連携を強化することで利便性を向上させることで、公共交通の利用や高齢者の免許返納を促進し、都市拠点間や地域間の移動や交流を活性化させる。  |    |     |     |     |
| 網形成計画との関係    | ◎継続（施策の統合）<br>旧施策名：市内交通体系の強化、乗り継ぎを促進する料金体系の導入、共通乗車券の導入、佐和駅の東西自由通路設置及び駅舎橋上化、交通施設のバリアフリー推進   |    |     |     |     |
| 年度<br>スケジュール | R8   | R9 | R10 | R11 | R12 |
|              | ダイヤ調整の適宜実施   |    |     |     |     |
|              | 乗継円滑化に向けた検討（実施可能な内容について適宜実施）   |    |     |     |     |
|              | 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施   |    |     |     |     |

■計画目標2：生活圏をつなぐ

市民の日常生活に寄り添い、誰もが利用しやすく持続可能な生活圏(買い物・通院・通学など日常の移動範囲)内の移動を実現する。

|            |  |    |     |     |     |
|------------|--|----|-----|-----|-----|
| 施策③        | スマイルあおぞらバスのルート等の改善   |    |     |     |     |
| 施策概要       | <p>○ ルートやダイヤ等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用の実態や利用者ニーズを踏まえ、ルート・ダイヤ・停留所配置等を改善する。</li> <li>時間帯に応じた運行の柔軟化を検討する。</li> </ul> <p>○ 安定運行の維持と運賃のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ルート等の見直しに伴う費用負担のあり方や、持続的な運行を維持するための、運賃のあり方を検討する。</li> </ul> |    |     |     |     |
| 実施主体       | 運行事業者、市  |    |     |     |     |
| 解決が期待できる課題 | ルートや時間帯の見直しや停留所配置の工夫を行うことで、スマイルあおぞらバスの利便性を向上させ、高齢者の免許返納を促進するとともに、誰もが使いやすい移動手段とする。  |    |     |     |     |
| 網形成計画との関係  | ◎継続（施策の統合）<br>旧施策名：スマイルあおぞらバスの充実・強化、佐和地区とひたちなか地区との新規路線検討、日常的な利用を促進する料金体系の導入、利用ニーズの把握と反映、コミュニティバスの車両の更新   |    |     |     |     |
| 年度スケジュール   | R8   | R9 | R10 | R11 | R12 |
|            | 市民や関係者のニーズを踏まえてルート等の改善の適宜実施  |    |     |     |     |
|            | 運賃の在り方検討（実施可能な内容について適宜実施）  |    |     |     |     |
|            | 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施   |    |     |     |     |

|                      |  |    |               |     |     |
|----------------------|--|----|---------------|-----|-----|
| 施策④                  | 生活圏内の移動に関する利便性向上策の検討   |    |               |     |     |
| 施策概要                 | <p>○ スマイルあおぞらバスの「フリー乗降制度」導入の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通量が少ないなど安全性が確保できる区間において、停留所以外で乗降ができる、フリー乗降制度の導入を検討する。</li> </ul> <p>○ 最寄りのバス停へのアクセス向上策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>停留所の近くにある公共施設などの駐輪スペースを活用し、自転車でバス停までアクセスできる「サイクル・アンド・ライド」など、スマイルあおぞらバスの利便性向上につながる取組を検討する。</li> </ul> <p>○ 免許返納者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の免許返納者を対象に、1年間のスマイルあおぞらバス無料乗車制度を継続する。</li> </ul> |    |               |     |     |
| 実施主体                 | 市  |    |               |     |     |
| 解決が期待できる課題           | フリー乗降等の導入検討により、利便性を高めるとともに、誰もが使いやすいスマイルあおぞらバスを実現する。また、免許返納の無料制度を継続し、免許返納の促進や公共交通への理解を高める。  |    |               |     |     |
| 網形成計画との関係            | ◎継続（施策の統合）<br>運転免許返納者への対応  |    |               |     |     |
| 年度スケジュール             | R8   | R9 | R10           | R11 | R12 |
|                      | フリー乗降の実施箇所の検討  |    | 実施できる箇所において実施 |     |     |
|                      | 乗継円滑化と連動したサイクルアンドバスライドの実施箇所の検討   |    | 実施できる箇所において実施 |     |     |
|                      | 免許返納者に対するスマイルあおぞらバスの無料乗車制度の実施  |    |               |     |     |
| 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施 |  |    |               |     |     |

■計画目標3：利用者と公共交通をつなぐ

公共交通の利便性を高め、誰もが利用しやすく継続的に利用される仕組みをつくる

|            |   |                      |     |     |     |
|------------|---|----------------------|-----|-----|-----|
| 施策⑤        | わかりやすい情報の発信   |                      |     |     |     |
| 施策概要       | <p>○ オープンデータの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマイルあおぞらバスの時刻データを GTFS 形式で整備する。</li> <li>・ 検索エンジンや乗換案内アプリ等で、出発地から目的地までの乗換検索ができる環境を整備する。</li> </ul> <p>○ マイ時刻表の作成・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が、頻繁に利用する経路や時刻を記入できる早見表「マイ時刻表」の様式を作成する。</li> <li>・ 関係者と連携しながら、市民への周知・普及を図る。</li> </ul> |                      |     |     |     |
| 実施主体       | 市、活性化協議会 等  |                      |     |     |     |
| 解決が期待できる課題 | デジタル技術と紙媒体を組み合わせた分かりやすい案内が充実する。   |                      |     |     |     |
| 網形成計画との関係  | ◎継続（施策の統合）<br>旧施策名：わかりやすい案内の整備、スマイルあおぞらバスの充実・強化、時刻表の見直し、公共交通総合パンフレットの作成   |                      |     |     |     |
| 年度スケジュール   | R8  | R9                   | R10 | R11 | R12 |
|            | GTFS データ等の整備  | 運行内容の変更に伴うデータのアップデート |     |     |     |
|            | マイ時刻表の作成  | マイ時刻表の配布及び周知 PR      |     |     |     |
|            | 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施  |                      |     |     |     |

|                      |   |    |     |     |     |
|----------------------|---|----|-----|-----|-----|
| 施策⑥                  | 多様な主体と連携した利用促進【特定事業：鉄道事業再構築事業】  |    |     |     |     |
| 施策概要                 | <p>○ 多様な関係者と連携した利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿線自治体や交通事業者等と連携し、公共交通の利用促進に取り組む。</li> </ul> <p>&lt;具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿線自治体と連携して、常磐線利用促進活動用ノベルティを作成し配布</li> <li>おらが湊鐵道応援団では、ひたちなか海浜鉄道湊線の利用者を対象に「乗車証明書」を発行している。利用者は「乗車証明書」を提示することで、地元のお店街で割引サービスを受けられる。</li> </ul> <p>○ 観光需要に適応した利用促進と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、観光地周辺の渋滞対策として公共交通の利用促進やパークアンドライドの実施、変動する移動需要に合わせた柔軟な運行や新たな対策を検討する。</li> </ul> |    |     |     |     |
| 実施主体                 | 沿線自治体、交通事業者 等   |    |     |     |     |
| 解決が期待できる課題           | 誰もが利用しやすい公共交通の実現  |    |     |     |     |
| 網形成計画との関係            | ◎継続（施策の統合）<br>旧施策名：地域との連携推進、商店街との連携事業の促進、駅前空間の環境整備、観光地へのパークアンドライド駐車場の整備、環境施策との連携推進  |    |     |     |     |
| 年度スケジュール             | R8  | R9 | R10 | R11 | R12 |
|                      | 多様な関係者と連携した公共交通利用促進策の実施   |    |     |     |     |
|                      | 観光需要に適応した利用促進と対策の検討   |    |     |     |     |
| 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施 |   |    |     |     |     |

|            |   |    |     |     |     |
|------------|---|----|-----|-----|-----|
| 施策⑦        | ICT等を活用した技術の導入検討  |    |     |     |     |
| 施策概要       | <p>○ デジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマイルあおぞらバスの時刻データを GTFS 形式で整備する。</li> </ul> <p>○ 利便性向上技術の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アプリを活用したシェアサイクルや運転免許が不要な小型モビリティ、バスロケーションなど、新たな移動手段等の適合性を検討する。</li> </ul> <p>○ 技術動向の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術の進展を注視しつつ、地域特性や住民ニーズに合った新たな移動手段となりうる技術を調査する。</li> </ul> |    |     |     |     |
| 実施主体       | 市、交通事業者   |    |     |     |     |
| 解決が期待できる課題 | 誰もが利用しやすい公共交通の実現  |    |     |     |     |
| 網形成計画との関係  | ◎継続（施策の統合）<br>ICカード導入の検討  |    |     |     |     |
| 年度スケジュール   | R8  | R9 | R10 | R11 | R12 |
|            | ICT等の新技術について調査・研究（実施可能な内容について適宜実施）  |    |     |     |     |
|            | 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施  |    |     |     |     |

■計画目標4：未来へつなぐ

公共交通を地域の大切な資源として、地域全体で支え、次世代へ引き継ぐことで、公共交通を未来へつなぎ、持続可能な形で守り育てていく。

|            |   |    |     |     |     |
|------------|---|----|-----|-----|-----|
| 施策⑧        | 公共交通を担う人材確保に向けた取組   |    |     |     |     |
| 施策概要       | <p>○ 就職イベントの周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事業者等が合同で開催する就職説明会を周知する。</li> <li>市や近隣自治体が開催する就職説明会において、交通事業者の出展を促進する。</li> <li>先進事例等を踏まえながら、人材確保に資する取組を調査する。</li> </ul> <p>○ 技術動向の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来的な人手不足への対応に向け、自動運転技術の適合性について調査する。</li> </ul> |    |     |     |     |
| 実施主体       | 交通事業者、市   |    |     |     |     |
| 解決が期待できる課題 | 今ある交通資源を大切に活かし、協働により持続可能な公共交通を実現する。   |    |     |     |     |
| 網形成計画との関係  | ◎新規   |    |     |     |     |
| 年度スケジュール   | R8  | R9 | R10 | R11 | R12 |
|            | 交通事業者が開催する就職説明会等の周知 PR  |    |     |     |     |
|            | 市単独または近隣自治体と合同で開催する説明会等の継続的な実施  |    |     |     |     |
|            | 自動運転技術について調査・研究   |    |     |     |     |
|            | 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施  |    |     |     |     |

|            |  |    |     |     |     |
|------------|--|----|-----|-----|-----|
| 施策⑨        | 市民の公共交通に対する意識醸成と理解向上   |    |     |     |     |
| 施策概要       | <p>○ 市民への意識醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ等での情報発信や、市政ふれあい講座（出前講座）などの意見交換制度を通じて、市民に公共交通の現状や利用方法を考える機会を提供し、公共交通を利用する意識を醸成する。</li> </ul> <p>○ 理解向上を目的とした啓発活動の実施</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等の機会に、「らくがきバス」（バス側面に自分の好きな絵をマジックで描くことができる）ブースを出展し、公共交通に触れる機会を創出する。</li> <li>小中学生を対象に、夏休み期間にスマイルあおぞらバスに無料で乗車できる機会を実施し、公共交通に触れる機会を創出する。</li> <li>高齢者を対象に、スマイルあおぞらバスに無料で乗車できる機会を実施し、運転免許返納者を含めた外出促進を図る。</li> </ul> |    |     |     |     |
| 実施主体       | 市、交通事業者 等  |    |     |     |     |
| 解決が期待できる課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用促進と協働により持続可能な公共交通を実現する。</li> <li>公共交通を市民とともに育てていく。</li> </ul>   |    |     |     |     |
| 網形成計画との関係  | ◎継続（施策統合）<br>旧施策名：公共交通教育の推進、広報活動の強化、運転免許返納者への対応  |    |     |     |     |
| 年度スケジュール   | R8   | R9 | R10 | R11 | R12 |
|            | 積極的な情報発信や意見交換等の実施  |    |     |     |     |
|            | 既存イベント等を活用しながら公共交通の利用促進活動の展開   |    |     |     |     |
|            | 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施   |    |     |     |     |

■計画目標5：介助や同行が必要な方等の移動をつなぐ

福祉分野など関係機関と連携し、介助や同行が必要な方等を支える移動支援体制を整備していく。

|            |   |    |     |     |     |
|------------|---|----|-----|-----|-----|
| 施策⑩        | 福祉分野との連携  |    |     |     |     |
| 施策概要       | <p>○ 福祉分野との連携による実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動に際し介助や同行が必要な方や、バス停まで歩けず公共交通を利用することが難しい方など、対象者が限られる施策については、福祉分野と連携し、実態を把握するとともに、人数や分布等を明確にしていく。</li> </ul> <p>○ 関係者との情報共有と連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 把握した実態等については、福祉事業者や交通事業者などの関係者と共有し、新たな移動支援サービスの検討や事業提案につなげるなど、公民連携のうえ進めていく。</li> </ul> |    |     |     |     |
| 実施主体       | 市、交通事業者、福祉事業者   |    |     |     |     |
| 解決が期待できる課題 | 介助や同行が必要な方やバス停まで歩けず公共交通を利用することが難しい方について、外出機会の創出や健康維持の促進につなげる。   |    |     |     |     |
| 網形成計画との関係  | ◎新規   |    |     |     |     |
| 年度スケジュール   | R8  | R9 | R10 | R11 | R12 |
|            | 福祉事業者や交通事業者などと、新たな移動支援サービスの検討の継続協議  |    |     |     |     |
|            | 評価指標等に基づく評価・検証 ※毎年実施  |    |     |     |     |

## 7. 目標の評価指標と計画の進行管理

### 7.1. 目標に対する評価指標

本計画では、基本方針に基づき、達成すべき計画目標に応じて、施策の成果を検証するための評価指標(アウトプット指標)およびアウトカム指標を設定します。

アウトプット指標は、各施策の実施状況や進捗を定量的に把握するための指標であり、施策の取組内容を客観的に評価するものです。一方、アウトカム指標は、施策の実施によって地域や市民の行動などにどのような変化や効果が現れたかを把握するための指標です。

これらの指標を組み合わせて活用することにより、取組の効果を評価し、計画の目標達成度や改善点を的確に検証することを目的とします。

#### 【目標指標の考え方】

近年、人口減少や少子高齢化の進行、社会情勢の変化、運転士不足などにより、全国的に鉄道やバスの廃止・縮小が進み、民間事業としての維持が困難な地域が増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本市の2030年度の人口は150,831人となり、現況値の154,405人から約2.3%(約3,500人)の減少が見込まれており、年平均で約700人の減少となる見通しです。

こうした状況の中で、ひたちなか市では、鉄道やバスなど多様な公共交通資源が現在も維持されており、それらを減退させることなく利便性を高めていくことは、今後の重要な目標でもあります。

このため、評価指標の目標設定にあたっては、単に数値の拡大を追求するのではなく、現況値に対して目標値が下回った場合であっても、現状水準の維持や更なる低下の防止に努め、段階的な改善を図る取組を評価するものとします。

また、取組の積み重ねにより改善が見込まれる指標については、段階的な向上を目指すものとします。

## ■計画目標①

市内4つの都市拠点（中心市街地・佐和駅周辺地区・那珂湊地区・ひたちなか地区）を鉄道・バスで円滑につなぎ、持続可能な移動を支える。

| 評価指標<br>①   | 現況値              | 目標値              |                  |                   |                   |                   |
|---|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|   | R7年度<br>(2025年度) | R8年度<br>(2026年度) | R9年度<br>(2027年度) | R10年度<br>(2028年度) | R11年度<br>(2029年度) | R12年度<br>(2030年度) |
| 4都市拠点間を結ぶ公共交通の運行回数(平日平均)  | 246本             | 現況値を維持           | 現況値を維持           | 現況値を維持            | 現況値を維持            | 現況値を維持            |
| <p><b>【指標の設定理由】</b><br/>平日平均の運行回数を指標とすることで、どれだけ移動できる体制が整っているかを客観的に把握することを目的とします。</p> <p><b>【目標値の考え方】</b><br/>人口減少や運転士不足が進む中であっても、現行の交通水準を維持することを重要な成果と位置づけ、現況値水準の維持を目標とします。減便などによる低下を防ぎ、安定的な運行体制の確保を図ります。</p> <p><b>【算出方法】</b><br/>中心市街地・佐和駅周辺・那珂湊地区・ひたちなか地区の4都市拠点を相互に結ぶ鉄道・路線バス・スマイルあおぞらバスの運行便数(平日ダイヤの一日あたりの合計本数)<br/>※交通事業者の情報提供によって把握</p> |                  |                  |                  |                   |                   |                   |

## ■計画目標②

市民の日常生活に寄り添い、誰もが利用しやすく持続可能な生活圏（買い物・通院・通学など日常の移動範囲）内の移動を実現する

| 評価指標<br>②  | 現況値              | 目標値              |                  |                   |                   |                   |
|--|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|  | R6年度<br>(2024年度) | R8年度<br>(2026年度) | R9年度<br>(2027年度) | R10年度<br>(2028年度) | R11年度<br>(2029年度) | R12年度<br>(2030年度) |
| スマイルあおぞらバスの収支率   | 11.3%            | 現況値を維持           | 現況値を維持           | 現況値を維持            | 現況値を維持            | 現況値を維持            |
| <p><b>【指標の設定理由】</b><br/>スマイルあおぞらバスは、市民の生活を支える重要な交通手段として運行されていますが、持続的な運営を確保するためには、運行効率や財政負担の適正化を把握することが必要です。そのため、運行経費に対する運賃収入の割合である「収支率」を指標として設定し、事業の健全性と継続性を定期的に確認することを目的とします。</p> <p><b>【目標値の考え方】</b><br/>今後5年間で約 2.3%の人口減少が見込まれるうえ、近年は燃料費や人件費の高騰などにより、運行経費が増加する傾向が続いています。このように厳しい環境にある中でも、利便性向上や利用促進の取組を進めることで、利用者数については5年間で5%の増加を目指します。目標収支率については、こうした利用者増の効果を踏まえつつ、現状の収支率を維持することを目標とします。</p> <p><b>【算出方法】</b><br/>運行経費に対する運賃収入の割合を計算</p> |                  |                  |                  |                   |                   |                   |

## ■計画目標③

公共交通の利便性を高め、誰もが利用しやすく継続的に利用される仕組みをつくる

| 評価指標<br>③   | 現況値              | 目標値              |                  |                   |                   |                   |
|---|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|   | R7年度<br>(2025年度) | R8年度<br>(2026年度) | R9年度<br>(2027年度) | R10年度<br>(2028年度) | R11年度<br>(2029年度) | R12年度<br>(2030年度) |
| 公共交通利用促進に係る連携団体数  | 6団体              | 6団体以上            | 6団体以上            | 6団体以上             | 6団体以上             | 6団体以上             |
| <p><b>【指標の設定理由】</b><br/>公共交通の利用促進には、行政だけでなく、地域団体など多様な主体が連携して取り組むことが重要であり、これらの協働が利用拡大や地域への定着につながると考えています。そのため、公共交通利用促進に係る連携団体数を指標とし、多様な主体との協働を図っていきます。</p> |                  |                  |                  |                   |                   |                   |

**【目標値の考え方】**

現状では、地域団体など6団体が公共交通の利用促進に取り組んでいます。今後は、新たな主体との連携を広げ、地域全体で利用促進の取組を拡大していくことを目指します。こうした連携の広がりを踏まえ、5年間で連携する団体数を現状値より増加することを目標とします。

**【算出方法】**

市、交通事業者、または地域団体等が連携して実施した公共交通利用促進に資する取組回数を1回としてカウントする

**■計画目標④**

公共交通を地域の大切な資源として、地域全体で支え、次世代へ引き継ぐことで、公共交通を未来へつなぎ、持続可能な形で守り育てていく

| 評価指標<br>④                | 現況値<br>R7年度<br>(2025年度) | 目標値              |                  |                   |                   |                   |
|--------------------------|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                          |                         | R8年度<br>(2026年度) | R9年度<br>(2027年度) | R10年度<br>(2028年度) | R11年度<br>(2029年度) | R12年度<br>(2030年度) |
| スマイルあおぞらバスに関する出前講座等の実施回数 | (新たな取組のため)<br>—         | 4回以上             | 4回以上             | 4回以上              | 6回以上              | 8回以上              |

**【指標の設定理由】**

公共交通を将来にわたって維持していくためには、利用促進だけでなく、市民一人ひとりが公共交通の価値を理解し、支える意識を持つことが重要です。そのため、スマイルあおぞらバスに関する出前講座やSNSなどを活用した情報発信等の実施回数を評価指標として、市民の公共交通に対する理解や関心の深まりを示す指標として位置づけます。

**【目標値の考え方】**

新たな講座等を開設し、今後は地域団体などとの連携を図りながら、実施回数を段階的に増やしていきます。こうした取組の広がりを、公共交通に対する地域の理解や関心の深まりを示す指標として位置づけます。

**【算出方法】**

市民や地域団体等を対象に出前講座や講習会等を実施した回数をカウントする

■計画目標⑤

福祉分野など関係機関と連携し、介助や同行が必要な方等を支える移動支援体制を整備していく

| 評価指標<br>⑤        | 現況値              | 目標値              |                  |                   |                   |                   |
|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                  | R7年度<br>(2025年度) | R8年度<br>(2026年度) | R9年度<br>(2027年度) | R10年度<br>(2028年度) | R11年度<br>(2029年度) | R12年度<br>(2030年度) |
| 分野間連携に関する協議の実施回数 | 3回               | 3回以上             | 4回以上             | 4回以上              | 4回以上              | 4回以上              |

【指標の設定理由】

介助や同行を必要とする方等の移動支援には、福祉の連携が不可欠であり、関係機関が情報を共有しながら協議を重ねることで、より実効性のある支援体制を構築することが必要です。そのため、分野間連携に関する協議の実施回数を指標とすることで、関係機関の連携状況を確認することを目的とします。

【目標値の考え方】

令和7年度においては、福祉部門と分野間連携協議を3回実施しています。今後は、福祉・交通の各分野がより緊密に情報共有を行い、支援対象者の実態把握や支援方法の検討を進めることで、協議の定例化と関係機関の参加拡大を図るなど、年4回以上の実施を目標とします。

【算出方法】

介助や同行が必要な方等の移動支援をテーマに、福祉部門または関係機関が連携して協議を行った場合、1開催を1件としてカウントする。

■アウトカム指標

| 指標           | 現況値                | 目標値                |                    |                     |                     |                     |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|              | R6 年度<br>(2024 年度) | R8 年度<br>(2026 年度) | R9 年度<br>(2027 年度) | R10 年度<br>(2028 年度) | R11 年度<br>(2029 年度) | R12 年度<br>(2030 年度) |
| 市内公共交通の利用者総計 | 8,319,453<br>人     | 8,337,000<br>人     | 8,356,000<br>人     | 8,374,000<br>人      | 8,392,000<br>人      | 8,411,000<br>人      |

【指標の設定理由】

市内の公共交通は、鉄道・路線バス・スマイルあおぞらなど、複数の交通モードが相互に連携し、市民の日常生活や観光・交流を支える重要な社会基盤です。その利用者総計は、個別施策の成果を総合的に把握することができます。このため、本指標をアウトカム指標として設定し、地域全体における公共交通の活性化と持続可能性の動向を客観的に把握することを目的とします。

※基幹交通・基本交通・生活交通の利用者数を対象とします。

【目標値の考え方】

今後5年間で人口が約 2.3%減少すると見込まれる中においても、利便性の向上や利用促進の取組、地域との協働を重ねることで、スマイルあおぞらバスについては年間 1%増加を目指し、その他鉄道及び路線バスについては、利用者数を5年間で1%増加させることを目標とします。

【算出方法】

交通事業者の情報提供によって把握

【R6 年度現況値】

◆JR 常磐線

・ 勝田駅 4,429,640 人 ・ 佐和駅 1,277,500 人

◆ひたちなか海浜鉄道 1,182,442 人

◆路線バス 1,223,168 人

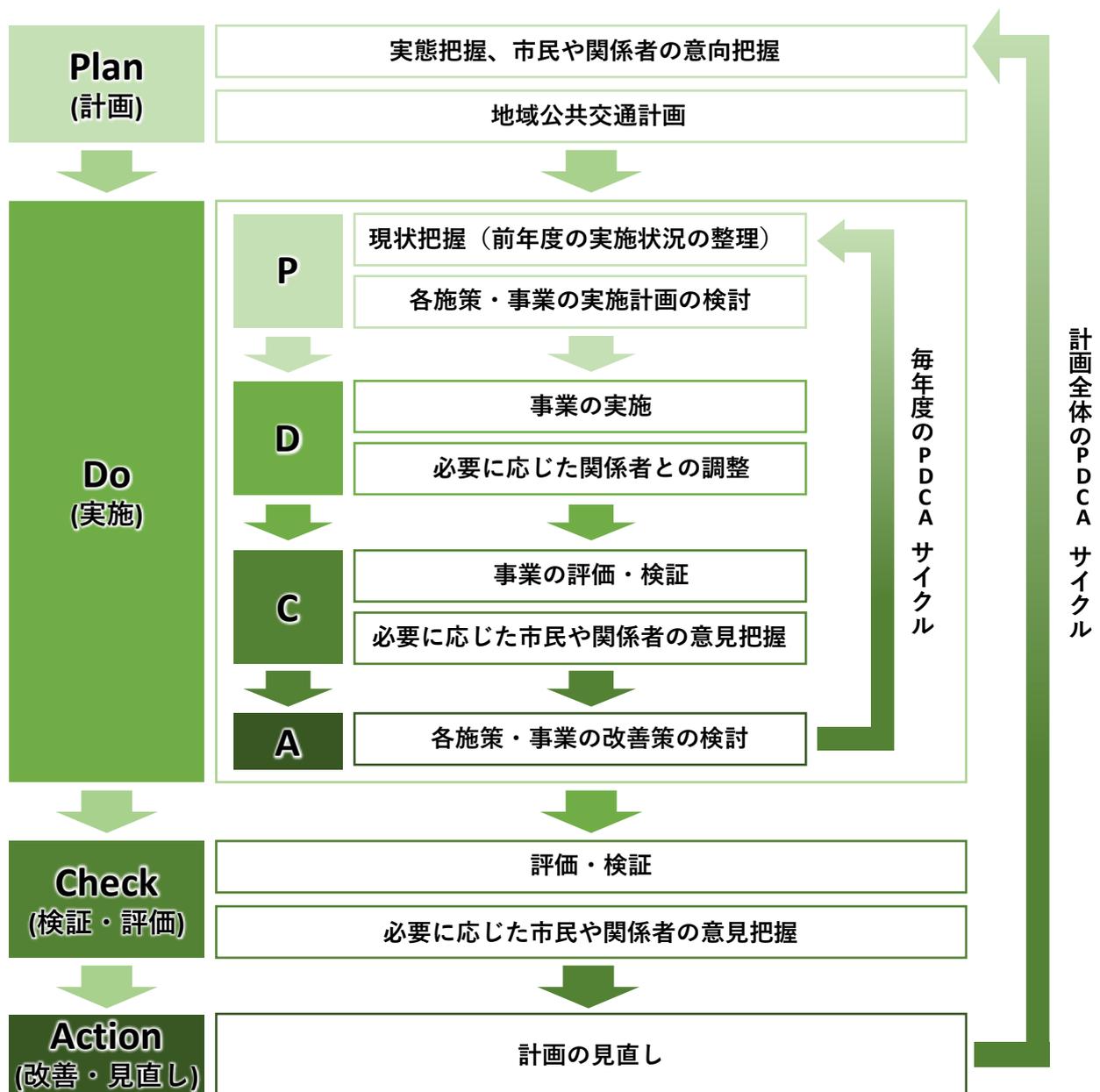
◆スマイルあおぞらバス 206,703 人

## 7.2. 計画の推進体制

ひたちなか市公共交通活性化協議会において、毎年度、取組の実施状況の確認、効果検証や取組の改善案等について協議を行います。また、計画期間における社会情勢の変化を踏まえ、見直しが必要な場合は、上位・関連計画との整合を図りつつ、計画の改訂を行っていきます。

## 7.3. 計画の進行管理

目標に応じた評価指標の達成状況や取り組みの進捗状況を確認し、PDCAサイクル【計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）】による計画の進行管理を行います。



# 湊線鉄道事業再構築実施計画 (認定申請中)

令和7年10月

ひたちなか市 ひたちなか海浜鉄道株式会社

## ご留意いただきたい事項

下記の2点について、ご理解・ご配慮いただきますようお願いいたします。

- 本実施計画については、国の認定を受けるまでの間に修正等が生じる場合があります。
- 本実施計画については、国の認定を受けていない段階のものであるため、報道機関等に公表しておりません。

## 湊線鉄道事業再構築実施計画

### 1. 鉄道事業再構築事業を実施する路線及びその区間

ひたちなか海浜鉄道株式会社湊線 全線（勝田～（仮称）新駅2間：17.4km）  
輸送密度（勝田～阿字ヶ浦間）：1,640人（令和6年度）

### 2. 地方公共団体その他の者による支援の内容

湊線は、昭和19年より、茨城交通株式会社（以下「茨城交通」という。）が第一種鉄道事業者として運営してきたが、利用者の減少等により湊線の存続が危ぶまれ、平成18年6月に湊線の存続のための協議会である「湊鉄道対策協議会」が発足し、また、平成19年1月には沿線住民を中心に「おらが湊鉄道応援団」が設立され、積極的に存続活動が展開された。

そのような中、茨城交通とひたちなか市（以下「市」という。）に茨城県（以下「県」という。）を加えた三者で協議を重ねた結果、平成20年4月1日に茨城交通は鉄道部門を分社化し、市と茨城交通が共同出資して発足した第三セクターであるひたちなか海浜鉄道株式会社（以下「ひたちなか海浜鉄道」という。）に事業の譲渡を行った。

新会社設立後の車両の更新、全般検査、踏切などの安全施設等の施設整備費用（設備投資費）の一部を市が負担している。また、県からもひたちなか海浜鉄道は鉄道施設の設備更新などの一部費用の支援を受けている。

本鉄道事業再構築事業は、以下のとおり、市が従前より実施している鉄道施設等に対する設備投資費の支援に加え、維持・修繕費や利便性の向上に関する費用の支援等を行うものである。

#### (1) 鉄道施設等の設備更新及び維持・修繕に要する費用の負担

安全で安心な運送サービスが継続的に提供できるよう、ひたちなか海浜鉄道が保有・管理する鉄道施設等の設備更新、維持・修繕に要する費用の全額を、市が県とともに負担する。

#### (2) 利便性向上に係る整備費の負担

国外を含む地域外からの来訪者の観光施設への移動の利便性及び周遊性の向上による地域の活性化や、新たな工業団地等への通勤利用による利用者の増加により収支の改善を図り、湊線の持続可能性を向上させるため、現在の終着駅である阿字ヶ浦駅から国営ひたち海浜公園西口付近に計画する（仮称）新駅2まで湊線の路線を延伸する。また、延伸事業の実現により生じる新たな旅客需要に応じた柔軟なダイヤ設定を可能とするため、阿字ヶ浦駅の構内において、列車交換設備の整備を行う。

国営ひたち海浜公園や那珂湊駅最寄りの観光施設「那珂湊おさかな市場」などの沿線観光地を来訪する国内外の観光客の受入れ環境を整えるため、キャッシュレス券売機の導入やトイレを洋式化する。

この利便性の向上に要する整備費用は、事業者負担分を除く事業費について市が負担する。また、県から市は延伸事業の一部費用の支援を受ける。

#### (3) 市の福祉部局の取組み

湊線を利用した外出機会の増加により地域住民の健康を増進し、将来にわたる医療・介護分野における公的負担の軽減を図るため、健康増進事業と介護予防事業を通じて、ポイント

を貯めた参加者には「湊線 1 日フリー切符」と交換できる特典が提供されるなど、湊線の利用促進につながる取組みを実施する。

- ・健康増進事業「元気アップポイント事業」の実施
- ・介護予防事業「介護予防ポイント事業」の実施

#### (4) 沿線地域における利用促進のための活動

平成 20 年のひたちなか海浜鉄道の開業当時から、商工会議所をはじめ、様々な市民団体と連携して利用促進のための取組みを実施しており、今後も、これまで実施した活動を、時代のニーズに合わせてリニューアルしながら、継続してイベントの企画実施や駅花壇の維持管理など環境整備への支援を行う。

#### ○湊鉄道対策協議会（設立：平成 18 年 6 月 30 日）

湊線の利用促進を図るため、市、県、茨城交通、商工会議所、自治会連合会、湊線沿線高校、NPO 法人等で構成された協議会。

- ・自治会員を対象に、通常 11 枚つづりの回数券を 9 枚分の運賃で販売する「自治会割引回数券」の販売
- ・阿字ヶ浦駅と国営ひたち海浜公園海浜口を結ぶネモフィラ・コキアシャトルバス運行
- ・湊線の歴史を振り返りながら、その歩みを祝うことを目的として開催されるひたちなか海浜鉄道開業記念祭の実施
- ・湊線の今後の経営や整備方針、利用促進策などを総合的に定める湊線基本計画等の協議
- ・駅花壇への花苗植栽の実施など沿線環境美化促進の支援
- ・那珂湊駅無料パークアンドライド運営

#### ○おらが湊鉄道応援団（設立：平成 19 年 1 月 23 日）

市民のマイレール「市民鉄道」の意識高揚を柱に、湊線と連携した魅力あるまちづくりを推進するため、自治会・商店街・各種団体・地元高校等と連携して、存続活動時から継続して、鉄道利用促進活動を実施している。

- ・那珂湊駅の観光案内所の運営
- ・商店街と連携した乗車特典サービスが受けられる乗車証明証の配布
- ・SNS を活用した情報提供
- ・団報の発行、街歩きマップの作成・配布などによる情報提供
- ・那珂湊ミニ鉄道博物館の運営・管理
- ・ひたちなか海浜鉄道と連携した企画の立案・広報活動・イベント運営
- ・沿線の環境美化活動（駅清掃・植栽・除草等）

#### ○みなとメディアミュージアム（設立：平成 21 年 5 月 1 日任意団体）

（設立：令和 5 年 2 月 6 日 NPO 法人）

地域住民とアーティストが企画運営し、芸術を通して湊線の活性化等に寄与することを目的に設立。

- ・駅や車両を利用した地域芸術祭の開催
- ・湊線周辺地域の観光案内板の設置及び回遊ルートの企画

#### ○三鉄ものがたり実行委員会（設立：平成 27 年 6 月 12 日）

阿字ヶ浦駅に留置する引退車両キハ 2005 を拠点とし、湊線の利用促進及び沿線商店街活性化に資する鉄道ファンが楽しめるイベントを実施している。

- ・ひたちなか開運鐵道神社：阿字ヶ浦駅キハ 222（令和 3 年 6 月 19 日開關<sup>かいてびやく</sup>）
- ・地元高校生のデザインした「御駅印」の頒布
- ・ひたちなか海浜鉄道開業記念祭阿字ヶ浦会場運営
- ・鉄道ファン向けのサロン運営
- ・鉄道模型関連イベント開催
- ・「全国鉄道検定試験」開催

○ひたちなか市ウォーキング協会（ひたちなか健歩の会）

健康増進を目的として、湊線の駅を起点としたウォーキングコースを設定することで、湊線利用の促進を図るほか、湊線を利用するウォーキングイベントを実施するなど、湊線の利用促進につながる活動を実施している。

(5) 近隣自治体と連携した利用促進策

茨城県内の観光入込客数が上位に位置する市及び市に隣接する大洗町において観光に関する協議会を設立し、両市町の観光拠点の回遊性向上に関する取り組みを実施している。

○ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会（設立：令和元年 7 月 2 日）

豊富な観光資源をもち、茨城県を代表する観光地である、ひたちなか大洗地域において、観光資源等を磨き上げることを目的として設立された協議会

- ・協議会が運行を委託する回遊バスと湊線が連携して市と大洗町の観光拠点を結ぶ。

○大洗・ひたち海浜シーサイドルート利活用推進協議会（設立：令和 2 年 11 月 11 日）

県が策定した『いばらき自転車活用推進計画』に位置付けられた大洗・ひたち海浜シーサイドルートの利活用を推進することを目的に設立

- ・観光案内や情報発信の充実など、湊線の駅を活用して立寄りスポットの環境整備を行っている。

### 3. 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容

引き続き、ひたちなか海浜鉄道が第一種鉄道事業者として運行及び鉄道施設等の維持管理を担い、市は、県とともに、鉄道施設等の設備更新及び維持・修繕に要する費用の全額を負担する事業構造とし、ひたちなか海浜鉄道の更なる経営安定化を支える（「みなし上下分離方式」）。

あわせて、路線延伸など利便性向上に係る整備費についても、市が県の支援を受けながら、費用の一部を負担する。

### 4. 鉄道事業再構築事業の実施予定期間

事業開始予定年月日：令和 8（2026）年 4 月 1 日

事業終了予定年月日：令和 18（2036）年 3 月 31 日

## 5. 鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

| 項目                               | 事業費<br>(百万円) | 調達主体        | 調達方法                            |                     | 起債<br>の有無 | 実施<br>年度        | 6との<br>関連    |
|----------------------------------|--------------|-------------|---------------------------------|---------------------|-----------|-----------------|--------------|
|                                  |              |             | 適用助成制度                          | 事業者<br>負担額<br>(百万円) |           |                 |              |
| <b>■設備更新等</b>                    |              |             |                                 |                     |           |                 |              |
| 線路設備(重軌条化、道床交換、分岐器更新)            | 397          | 県、市         | 鉄道施設総合安全対策事業費補助金<br>地方公共団体補助金   | —                   | 有         | R8～<br>R17      | 6.(3)<br>参照  |
| 信号保安設備(信号保安設備・器具箱更新、連動装置更新)      | 795          | 県、市         | 鉄道施設総合安全対策事業費補助金<br>地方公共団体補助金   | —                   | 有         | R8～<br>R17      | 6.(3)<br>参照  |
| 小計                               | 1,192        |             |                                 | —                   |           |                 |              |
| <b>■維持修繕等</b>                    |              |             |                                 |                     |           |                 |              |
| 修繕費<br>(鉄道施設・線路用地・橋りょう)          | 124          | 県、市         | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金<br>地方公共団体補助金 | —                   | 有         | R8～<br>R17      | 6.(3)<br>参照  |
| 修繕費<br>(車両検査)                    | 840          | 県、市         | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金<br>地方公共団体補助金 | —                   | 有         | R8～<br>R17      | 6.(3)<br>参照  |
| 維持費<br>(信号保安設備)                  | 19           | 市           | 地方公共団体補助金                       | —                   | 無         | R8～<br>R17      | 6.(3)<br>参照  |
| 小計                               | 983          |             |                                 | —                   |           |                 |              |
| <b>■国営ひたち海浜公園西口付近への延伸による利便向上</b> |              |             |                                 |                     |           |                 |              |
| 新駅1まで延伸                          | 5,434        | 市、ひたちなか海浜鉄道 | 社会資本整備総合交付金<br>地方公共団体補助金        | 1,740               | 有         | R8～<br>R12      | 6.(1)<br>①参照 |
| 車両の購入                            | 60           | ひたちなか海浜鉄道   | —                               | 60                  | —         | R11             | 6.(2)<br>④参照 |
| 阿字ヶ浦駅の列車交換設備の整備                  | 429          | 市           | 社会資本整備総合交付金<br>地方公共団体補助金        | —                   | 有         | R10<br>～<br>R11 | 6.(1)<br>②参照 |
| 新駅2へ延伸                           | 6,718        | 市、ひたちなか海浜鉄道 | 社会資本整備総合交付金<br>地方公共団体補助金        | 812                 | 有         | R13<br>～<br>R17 | 6.(1)<br>①参照 |
| 小計                               | 12,641       |             |                                 | 2,612               |           |                 |              |
| <b>■その他の利用者利便の向上施策の経費</b>        |              |             |                                 |                     |           |                 |              |
| キャッシュレス券売機の導入                    | 6            | 市           | 社会資本整備総合交付金<br>地方公共団体補助金        | —                   | 有         | R8～<br>R17      | 6.(1)<br>③参照 |
| 那珂湊駅トイレ洋式化                       | 2            | 市           | 社会資本整備総合交付金<br>地方公共団体補助金        | —                   | 有         | R9～<br>R17      | 6.(1)<br>④参照 |
| 小計                               | 8            |             |                                 | —                   |           |                 |              |
| 合計                               | 14,824       |             |                                 | 2,612               |           |                 |              |

※事業費と事業者負担額の差額は国又は地方公共団体からの補助を予定

## 6. 利用者の利便の確保に関する事項

### (1) 鉄道施設の整備等による利便性向上

#### ①国営ひたち海浜公園西口付近への延伸による利便性向上

利用者数の増加により収支の改善を図り湊線の持続可能性を向上させるほか、国外を含む地域外からの来訪者の移動の利便性や周遊性を向上させること等、地域の活性化を目的として、現在の終着駅である阿字ヶ浦駅から国営ひたち海浜公園西口付近に計画する（仮称）新駅2まで湊線の路線を延伸する。

延伸事業の実現により、これまで阿字ヶ浦駅でシャトルバスへの乗換えが必要であった国営ひたち海浜公園（南口、西口）まで、湊線のみでアクセスすることが可能となり、これにより、国営ひたち海浜公園の来園者の利便性が向上する。

また、路線バス等の二次交通との連携により、延伸に伴い設置される新駅からひたちなか地区内の商業施設等へのアクセスが向上し、利便性が高まることにより、ショッピング等に訪れる鉄道利用者の増加も見込まれる。

さらに、延伸により自家用車から公共交通機関である湊線への利用転換を進めることで、国営ひたち海浜公園付近において休日を中心に発生している交通渋滞や駐車場不足の改善、平日の出退勤時に発生している常陸那珂工業団地周辺の交通渋滞が緩和するとともに、環境負荷の低減が期待できる。

延伸事業の推進と、併せて実施する新駅の駅前広場整備事業により、ひたちなか市都市計画マスタープラン及びひたちなか市立地適正化計画に位置付けられている都市機能誘導区域・居住誘導区域である「中心市街地（勝田駅周辺）」、「佐和駅周辺地区」、「那珂湊地区」及び「ひたちなか地区」の4つの都市拠点のうち、「ひたちなか地区」については、鉄道整備の波及効果と連携し、ひたちなか市と東海村にまたがる生活圏・経済圏の活力を高めるため、人・物・情報、都市機能の集積を促進することが期待される。また、「那珂湊地区」と「ひたちなか地区」とが湊線で結ばれることとなり、都市拠点の公共交通ネットワークの強化が図られる。湊線、JR常磐線、乗合バス等といった地域の輸送資源を総動員することで4つの都市拠点が相互に結び付くことにより各拠点間の回遊性が向上するため、湊線の利用者増加につながるのと同時に、各拠点のにぎわいの創出が見込まれる。

#### ②阿字ヶ浦駅の列車交換設備の整備

延伸事業の実現により生じる新たな需要に応じた柔軟なダイヤ設定を可能にするため、阿字ヶ浦駅の構内において、列車交換設備の整備を行う。

阿字ヶ浦駅での列車交換設備の整備により、那珂湊駅と阿字ヶ浦駅間において、同時に複数の列車が運行できるようになることから、湊線の輸送力強化が可能になるとともに、ダイヤ設定の自由度が増すことで、輸送障害発生時等における運転整理の迅速化が図られる等、便利で安定した運送サービスの提供が可能となる。

#### ③キャッシュレス券売機の導入

国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場などの沿線観光地を来訪する国内外の観光客の受入環境を整えるため、多言語表記及びクレジットカード・電子マネー及びQRコードの各決済に対応するキャッシュレス券売機を主要駅（那珂湊駅、新駅1、新駅2）に導入する。

キャッシュレス券売機の導入により、切符購入の容易化・スピードアップや両替・現金用意の解消など利用者の利便性を向上させるほか、主に多客期における主要駅の窓口業務の効率化を図る。

また、外国語の選択等の発券データを活用し利用者の分析を行い、新たな需要喚起策や地域の観光振興策を検討するなど、積極的な発券データの利活用に取り組む。

#### ④那珂湊駅トイレ洋式化

市内の主要な観光施設のひとつである那珂湊おさかな市場の最寄り駅である那珂湊駅の構内トイレを改修する。

構内トイレの洋式化により、来訪する国内外観光客の受け入れ環境を整えることで、鉄道利用者の利便性の向上を図る。

### (2) その他

#### ①沿線学校・企業等への「定期券購入促進活動」の実施

市教育委員会と連携して、高等学校への入学を控えた中学3年生を対象に「通学年間定期券」のチラシ配布などを行い、定期券購入促進活動を実施する。

また、沿線高校の合格者説明会で、「年間通学定期券」の案内及び事前予約を受け付け、新入生が入学式から定期券を利用できるようにする等、利便性の向上を図る。

さらに、湊線沿線の企業や常陸那珂工業団地の企業、現在県が造成中の工業団地への進出企業に対しては、市報やホームページなどを活用した広報活動等を通じて鉄道通勤への切り替やノーマイカーデーの実施を呼びかけることで、自家用車による通勤から湊線の利用へ転換を促進し、定期券の購入促進を図る。これにより、現在出退勤時に発生している工業団地周辺の交通渋滞の緩和が図られ、環境負荷の軽減にも寄与する。

#### ②運行ダイヤの見直し

延伸事業の実現により生じる新たな需要に対応するため、利用者の需要に応じたダイヤの見直しを検討する。

延伸後には、国営ひたち海浜公園利用者の新たな需要が見込まれるため、輸送力の強化を目的とした多客期ダイヤの導入を検討する。また、多客期ダイヤでは主要駅のみ停車する快速運転を行って速達性の向上を図り、現行1時間当たり2本となっている運行本数を1時間当たり3本とすることを検討する。

#### ③観光列車の運行

ツアー客などの新たな需要を取り込むため、観光列車の運行を行う。

地元特産品等をモチーフにした観光列車の運行によって、乗りたくなるサービスを提供し、バスツアー客等の新たな需要を取り込むことで、年間を通じた利用者の創出につなげる。

#### ④多客期に向けた車両の増備

国営ひたち海浜公園の繁忙期の需要を最大限に取り込むため、現在の2両編成を3両編成に拡張するための車両増備を行う。

現在保有する9両に加えて3両増車することにより、多客期には全ての編成で3両連結（定員約300人）での運行を可能とし、多客期における鉄道利用者の移動手段の強化を図る。

#### ⑤MaaSの推進について

湊線を利用する観光客の利用者の利便性の向上を目指し、県内の観光施設情報、交通情報、チケット購入などが集約されたサービス「ひたちのくに紀行」などMaaSの活用を推進する。

#### (3) 鉄道施設の更新

乗り心地の改善や軌道の安全性の向上を図るため、現在敷設されているレールの重軌条化を進めるとともに、老朽化した道床・分岐器を更新する。

安心・安全な輸送を確保するため、老朽化した信号警報機等の踏切保安設備を更新する。

#### (4) 将来の利便性向上の検討

##### ①新駅の整備

那珂湊駅～殿山駅間において現在事業中の船窪土地区画整理事業の実施区域付近に新駅の設置を検討する。

新駅の設置により、船窪土地区画整理事業によって増加が見込まれる住民の利便性向上を図るほか、県内有数の観光地である「那珂湊おさかな市場」の最寄り駅が近くなり、湊線利用によるアクセス性が向上することから、延伸事業との連動により観光客の回遊性を向上させ、地域経済の活性化や交流人口の拡大を図る。

##### ②多言語化に対応したデジタルサイネージ・音声案内の整備

国営ひたち海浜公園を訪れる訪日外国人観光客の受け入れ環境を整えるため、主要駅における「発車時刻・行先案内」、「運休・遅延等」の運行情報その他のお知らせを文字情報で表示する多言語対応のデジタルサイネージと多言語の音声で案内する放送システムの導入を検討する。

##### ③環境整備事業の推進

利用者利便の向上を目指し、湊線の各駅において利用者利便の低い事項を把握し、トイレの改修や駐輪施設等の環境整備を検討する。

### 7. 鉄道事業再構築事業の効果

ひたちなか海浜鉄道が第一種鉄道事業者として運行及び鉄道施設等の維持管理を担い、市が、一部県の支援を受けながら、鉄道施設・車両の維持管理費に加え、鉄道施設等に対する設備投資費を負担することにより、ひたちなか海浜鉄道は鉄道の運行に経営資源を集中させることができるようになり、更なる経営効率化やサービス向上に取り組むことが可能となるほか、安定的な経営が図られる。

また、利用者の利便の確保に関する施策の実施により、国営ひたち海浜公園や「ひたちなか地区」の商業施設及び造成中の工業団地へのアクセス性が向上することに加え、国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場等の観光地が湊線で結ばれることにより観光客の回遊性が向上し、地域の活性化が図られるほか、新たな需要を取り込むことにより湊線の利用者の増加が見込めることから、ひたちなか海浜鉄道の経営改善が図られる。

(1) 湊線の利用者数

延伸区間（新駅1まで）開業後の令和13年度に年間輸送人員150万人を実現する。

(参考)輸送人員予測

(単位:千人)

|         | 2026<br>R8 | 2027<br>R9 | 2028<br>R10 | 2029<br>R11 | 2030<br>R12 | 2031<br>R13 | 2032<br>R14 | 2033<br>R15 | 2034<br>R16 | 2035<br>R17 | 2036<br>R18 |
|---------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 実施しない場合 | 1,115      | 1,106      | 1,096       | 1,081       | 1,065       | 1,053       | 1,041       | 1,028       | 1,016       | 1,004       | 996         |
| 実施する場合  | 1,115      | 1,106      | 1,096       | 1,081       | 1,065       | 1,500       | 1,488       | 1,475       | 1,463       | 1,451       | 1,490       |

(2) ひたちなか海浜鉄道の事業収支

延伸区間（新駅1まで）が開業する令和13年度に事業収支の均衡を実現する。

(参考)事業収支予測(税引後利益:単年)

(単位:百万円)

|         | 2026<br>R8 | 2027<br>R9 | 2028<br>R10 | 2029<br>R11 | 2030<br>R12 | 2031<br>R13 | 2032<br>R14 | 2033<br>R15 | 2034<br>R16 | 2035<br>R17 | 2036<br>R18 |
|---------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 実施しない場合 | -23        | -23        | -24         | -26         | -28         | -30         | -32         | -35         | -37         | -39         | -41         |
| 実施する場合  | -23        | -23        | -24         | -26         | -28         | 95          | 71          | 57          | 56          | 55          | 41          |

(3) 鉄道事業再構築事業に伴う地方公共団体の支出額

鉄道事業再構築事業に伴う地方公共団体の支出額は、6,890,000,000円とする。

ただし、自然災害の発生や社会情勢の変化等により、今後、支出額が変動する可能性がある。

8. 鉄道事業再構築事業の実施のために必要な事項

(1) ひたちなか市地域公共交通網形成計画（計画期間：H29～R7年度）の記載内容

8 目標を達成するための事業及び実施主体

目標 (2) まちづくりと連携した公共交通体系を目指します

| ①ひたちなか海浜鉄道の延伸   |  |
|-----------------|--|
| 実施主体            | 活性化協議会、ひたちなか海浜鉄道、市   |
| 事業内容            | 市民の利便性向上や観光客の回遊性を高め地域の活性化を図るため、国営ひたち海浜公園西口付近まで路線を延伸します。                              |
| ②ひたちなか海浜鉄道の新駅設置 |  |
| 実施主体            | ひたちなか海浜鉄道、市  |
| 事業内容            | 平磯、磯崎、阿字ヶ浦地区の小・中学校の統合に当たり、児童・生徒の通学手段を確保するため新駅を設置します。さらに、利用状況などを踏まえ、適宜新駅の設置について検討します。 |
| ⑤駅前空間の環境整備      |  |
| 実施主体            | 市、交通事業者、市民団体   |
| 事業内容            | ひたちなか海浜鉄道において、駐車場や花壇などの駅前環境の整備について地域と連携しながら実施します。                                    |

目標 (4) 安全安心な公共交通を目指します

| ②ひたちなか海浜鉄道車両の購入 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| 実施主体            | ひたちなか海浜鉄道                             |
| 事業内容            | ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸に合わせ、運用の増加に必要な車両を購入します。 |
| ③鉄道施設更新の推進      |                                       |
| 実施主体            | ひたちなか海浜鉄道、県、市                         |

|      |   |
|------|---|
| 事業内容 | 湊線第二期基本計画、湊線第三期基本計画及び湊線第四期基本計画に基づき、施設や設備などの更新を計画的に実施し、海浜鉄道の安全な運行を確保します。 |
|------|---|

## 9 地域公共交通特定事業

湊線の維持と利用者利便の向上を図るため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を、本計画において地域公共交通特定事業として位置付けます。なお、本計画の「8 目標を達成するための事業及び実施主体」で位置付けた個別事業のうち、5つの事業を含む実施計画となります。

本計画の計画期間は令和7年度までのため、次期計画の「ひたちなか市地域公共交通計画」においても、「湊線鉄道事業再構築事業」を地域公共交通特定事業に位置付けます。

|              |  |
|--------------|--|
| 鉄道事業再構築事業の名称 | 湊線鉄道事業再構築事業  |
| 事業実施主体       | ひたちなか市、ひたちなか海浜鉄道   |
| 事業を実施する線区    | ひたちなか海浜鉄道湊線<br>(勝田駅～阿字ヶ浦駅～新駅2)   |
| 実施予定期間       | 令和8年度～令和17年度(10年間)   |
| 事業の目的        | 湊線の維持と利用者利便の向上   |
| 事業内容         | ひたちなか海浜鉄道は引き続き第一種鉄道事業者として鉄道施設の保有や維持修繕、列車の運行を行い、地方公共団体は路線の維持と利用者の利便を確保するため、相互の協定に基づき支援を行います。<br>また、阿字ヶ浦駅の列車交換設備の整備、国営ひたち海浜公園西口付近までの路線の延伸、那珂湊駅等の主要駅におけるキャッシュレス券売機の設置、那珂湊駅のトイレ洋式化等の事業を実施し、利用者の利便性向上を図ります。<br>沿線団体による継続した活動を通じ、湊線の利用促進を図ります。   |
| 事業の効果        | 「みなし上下分離」による事業構造の変更により、ひたちなか海浜鉄道は鉄道の運行に経営資源を振り分けることができるようになり、更なる経営効率化やサービス向上に取り組むことが可能となるほか、安定的な経営が図られます。<br>国営ひたち海浜公園西口付近までの延伸、那珂湊駅等の主要駅のキャッシュレス券売機の設置、那珂湊駅のトイレの洋式化等の利用者利便の確保に関する施策を実施することにより、利用者の利便性の向上が見込まれます。<br>また、延伸により国営ひたち海浜公園来園者の需要を取り込むことによって、ひたちなか海浜鉄道の収支が大幅に改善することが見込まれることから、将来にわたって基幹交通である湊線の持続可能性の向上が見込まれます。 |

## (2) ひたちなか市第3次都市計画マスタープラン（計画期間：R3～R12年度）の記載内容

### 第3章 4 都市づくりの基本的な方針

|   |
|---|
| (1) 集約された都市機能と充実した都市基盤を備えた都市づくり   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■都市拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸、海浜公園西口付近への新駅の設置</li> </ul> </li> <li>■市街地再開発事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇阿字ヶ浦土地区画整理事業の推進(ひたちなか海浜鉄道湊線延伸と連携)</li> </ul> </li> </ul>                               |
| (2) 広域的なネットワークと多様な移動手段が確保された都市づくり   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ひたちなか海浜鉄道の利便性向上と利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸、海浜公園西口付近への新駅の設置及び既存駅等でのパークアンドライド駐車場の整備検討</li> <li>◇海浜公園西口付近の新駅における路線バス等他の公共交通機関との接続性向上のための公共交通結節点の整備検討</li> <li>◇ひたちなか海浜鉄道湊線への観光客誘致による鉄道利用促進</li> </ul> </li> </ul> |

(5) 自然と都市が調和し、快適さとうおいに満ちた都市づくり

■国営ひたち海浜公園の集客性向上

- ◇ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸による国営ひたち海浜公園までのアクセス性向上
- ◇海浜公園西口付近の新駅における路線バス等他の公共交通機関との接続性向上のための公共交通結節点の整備検討

(3) ひたちなか市立地適正化計画（計画期間：R3～R12 年度）の記載内容

第5章 1 居住誘導に関する施策

②湊線の利便性の向上

- ひたちなか海浜鉄道湊線は、国・県と連携しながら安全な運行を確保するための計画的な設備投資を支援するとともに、経営の安定化を促進します。
- 沿線地域の利便性の向上、回遊観光の推進等による地域経済の活性化、交流人口の拡大等の観点から、湊線のひたちなか地区方面への延伸を推進します。
- おらが湊鉄道応援団等と連携しながら、湊線の更なる利用促進に取り組みます。

第5章 2 都市機能誘導区域に関する施策

(3) 交通結節点機能の向上

- 湊線の延伸に当たっては、ターミナル機能を有する新たな公共交通結節点の整備を含め、ひたちなか地区のまちづくりと一体的に取り組みます。
- 公共交通結節点の環境を整備するとともに、公共交通相互の乗継利用等を推進します。

(4) ひたちなか市第2期観光振興計画（計画期間：H28～R7 年度）の記載内容

第IV章 重点プロジェクト

IV-2 各プロジェクトの概要

(1) ひたちなか海浜鉄道の延伸と回遊観光の推進

【市民力との共同によるプロジェクト】

- ひたちなか海浜鉄道の必要性の認識を高める
  - ◇応援団報、ホームページ、SNS 等による鉄道の広報活動
  - ◇自治会の協力による駅や沿線への植栽活動
  - ◇那珂湊駅舎での観光案内所の運営
  - ◇乗車証明書の発行と沿線地域での特典サービスの提供
- 沿線地域の魅力と観光資源を活用し、回遊性を高める
  - ◇みなとメディアミュージアムの開催
  - ◇通年でメディアアートによるまちづくり活動の実施
  - ◇那珂湊駅周辺地域の観光案内板、表示板と回遊ルートの企画
- 延伸の計画作成、新たな目的地の利活用の検討
  - ◇観光まちづくりに関するマネジメント組織(DMO)の形成
  - ◇延伸に伴い、整備するターミナル施設の管理や運営の検討

(2) 観光案内所の整備

【市民力との共同によるプロジェクト】

- 那珂湊駅に観光案内所の開設と各種サービスの提供
  - ◇市が整備する観光案内所の管理や運営の受託
  - ◇歴史散策の案内ガイドサービスの提供
  - ◇みなとまちなか漫遊マップの制作と発行
  - ◇ほしいも、干物等の地場製品の販売
- ひたちなか地区に「観光案内所」設置の検討
  - ◇観光案内所の管理や運営。
  - ◇ほしいも、タコ、那珂湊焼きそばほか、地域の食ブランド(SHIOKAZE 商品等)の流通や販売

(4) 外国人観光客の受け入れ体制の整備

【市民力との共同によるプロジェクト】

- 勝田駅に観光案内所の開設と各種サービスの提供
  - ◇ 市が開設する観光案内所の管理や運営の受託
  - ◇ 勝田駅前空き店舗を活用した荷物預かりサービスの実施
  - ◇ 勝田駅前空き店舗を活用したレンタサイクルサービスの実施
- 那珂湊駅周辺の観光案内板、表示板のリニューアル
  - ◇ 那珂湊駅周辺地域の観光案内板、表示板の図案作成と回遊ルートの企画

湊線鉄道事業再構築実施計画の財源内訳及び今後の予定について

■ 財源内訳

| 区 間      | 項 目               | 事業費       | 負 担      |           | 補助率         |                  | 備 考  |
|----------|-------------------|-----------|----------|-----------|-------------|------------------|--|
|          |                   |           | 鉄道事業者    | 市         | 国           | 県                |  |
| ①既設区間    | 鉄道施設等の設備更新・維持修繕   | 20.58 億円  | —        | 6.86 億円   | 事業費の1/3 以内  | 事業費の1/3          | これまで同様、鉄道施設総合安全対策事業費補助金等を活用                        |
|          | 鉄道施設等の整備・維持管理     | 1.17 億円   |          | 1.17 億円   | —           | —                | 鉄道事業再構築事業の実施に伴う支援                                  |
| ②延伸区間    | 国営ひたち海浜公園西口付近への延伸 | 126.41 億円 | 26.12 億円 | 100.29 億円 | 市負担額の1/2 以内 | 補助率(支援額)は未定<br>注 | 当初計画どおり、社会資本整備総合交付金を活用<br>注 支援額は毎年度の事業費に応じて決定されるため |
| ③既設・延伸区間 | キャッシュレス券売機の導入 など  | 0.08 億円   | —        | 0.08 億円   | 市負担額の1/2 以内 | —                | 社会資本整備総合交付金を活用                                     |
| 合 計      |                   | 148.24 億円 | 26.12 億円 | 108.4 億円  |             |                  |  |

■ 今後の予定

1. 国による鉄道事業再構築実施計画の認定審査期間は概ね2カ月とされております。認定を取得した際には改めてお知らせいたします。
2. 鉄道事業再構築事業のうち、延伸事業については、国からの認定取得および補助が決定した場合、令和8年度から地質調査及び詳細設計などの事業に着手し、その後、用地測量や用地買収などの工程を経て、工事へと進めていく予定です。
3. 第1工区の開業時期は事業着手から5年後を目指しており、第2工区は、第1工区の進捗状況に合わせて進めてまいります。

令和7年12月18日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

総務生活委員会

委員長 山田恵子

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について